

第4次兵庫県環境基本計画

平成26年3月

兵 庫 県

目次

第1部 計画の基本的事項	3
第2部 環境の現状	5
第1章 環境を取り巻く社会・経済の情勢	5
第1節 人口減少社会の到来	5
第2節 価値観や豊かさの変容	6
第3節 世界経済の多極化と複雑化	8
第4節 地球環境の悪化	8
第5節 県民意識調査	9
第2章 県の環境に関する現状	11
第1節 「地球温暖化の防止」に関する現状	11
第2節 「生物多様性の保全」に関する現状	15
第3節 「循環型社会の構築」に関する現状	19
第4節 「地域環境負荷の低減」に関する現状	22
第5節 「環境保全・創造のための地域システム確立」に関する現状	27
第3章 見えてきた課題	30
第1節 今後の環境施策を展開する上での課題	30
第2節 第3次兵庫県環境基本計画の点検・評価	30
第3部 今後の環境施策の展開の視点	35
第4部 目指すべき将来像	37
第1章 活動の“場”の将来像	37
第2章 “地域力”を基盤とした活動の将来像	38
第3章 基本理念	41
第5部 目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現に向けた目標	42
第6部 今後の環境施策の具体的な展開方向	43
第1章 「低炭素」～CO ₂ 排出をできる限り抑え地球温暖化を防止する～	43
第1節 「低炭素」の側面からみた環境の将来像	43
第2節 具体的な取組事項	43
第2章 「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～	48
第1節 「自然共生」の側面からみた環境の将来像	48
第2節 具体的な取組事項	48
第3章 「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～	56
第1節 「循環」の側面からみた環境の将来像	56
第2節 具体的な取組事項	56

第4章 「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～	60
第1節 「安全・快適」の側面からみた環境の将来像	60
第2節 具体的な取組事項	60
第5章 「地域力」～あらゆる主体が地域の特徴を活かして環境保全・創造に向けて協働する～	65
第1節 目指すべき将来像に向けた“地域力”の姿	65
第2節 各主体の取組の推進	66
第7部 計画の効果的推進	71
第1章 計画の進行管理	71
第2章 環境指標	71
参考資料	
環境を巡る情勢の変化	88
用語解説	89

第1部 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

環境をめぐる情勢は、産業公害問題、生活排水や自動車排出ガス等の都市生活型公害が改善の方向へ向かう一方、地球温暖化や生物多様性といった新たな環境課題が顕在化している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴う全国的なエネルギー需給問題、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策など、全国的な新たな環境課題も生じている。

一方で、本県の人口は平成 22 年 10 月の国勢調査より減少に転じ、今後、人口減少社会において持続可能な社会のあり方を示す必要がある。

本県を取り巻く環境課題は、多様化、複雑化しており、環境分野はもちろんのこと、環境を越えた他の政策分野にも深く関連している。

これらの課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため「第4次兵庫県環境基本計画」(以下「第4次基本計画」)を策定する。

2 計画策定の目的

本計画策定の目的は、次のとおりである。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

県民、事業者、行政(国、県及び各市町(以下同様))、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

3 計画の性格

本計画の性格は次のとおりである。(図1-1)

環境の保全と創造に関する条例(以下「環境保全条例」)第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画

「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画

まちづくり、交通、産業、教育といった社会を構成する分野における環境の保全と創造に関する取組の指針となる計画

市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいはNPO等や地域団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

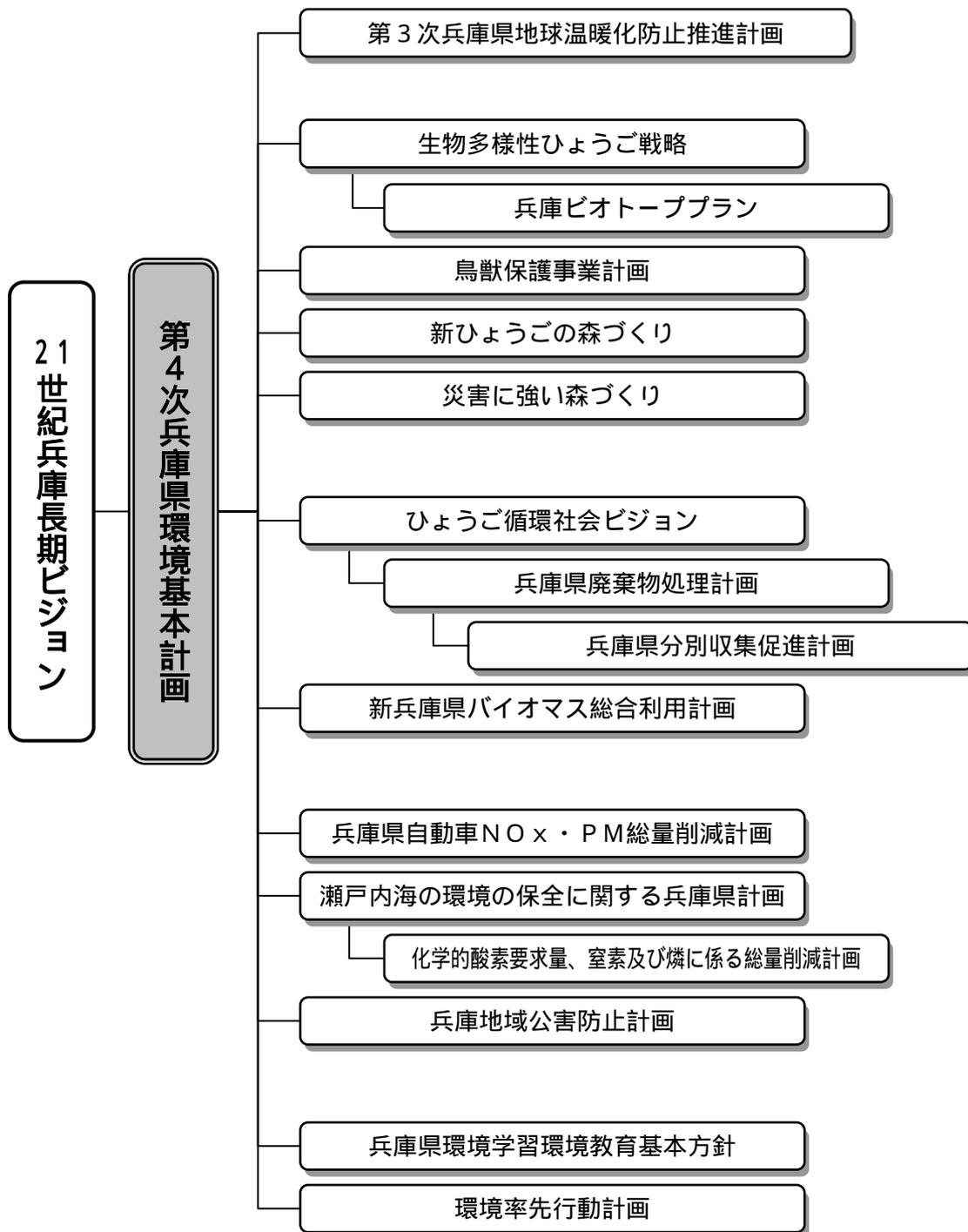


図1 - 1 環境基本計画と個別計画の位置づけ

4 計画の期間

計画期間は、平成52年（2040年）頃を展望しつつ、概ね10年間（平成35（2023）年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年毎に見直しを行うこととする。

第2部 環境の現状

第1章 環境を取り巻く社会・経済の情勢

第1節 人口減少社会の到来

本県の人口は、平成7年の阪神・淡路大震災の影響を除き、戦後一貫して増加していたが、平成22年10月の国勢調査時点において初めて人口が減少し、本格的な人口減少社会に突入した。

人口の減少幅は、平成13年の「21世紀兵庫長期ビジョン」策定当初の予想を超え、平成25年時点の予想では、平成42年(2030年)には509万人に、さらには、平成52年(2040年)には現在より90万人少ない467万人(平成17年(2005年)比16%減)となる見込みである。また、総人口に占める高齢者の比率も平成52年(2040年)頃には65歳以上人口比率が36%(平成17年(2005年):20%)、75歳以上人口比率が21%(平成17年(2005年):9%)となる見込みである。(図2-1)

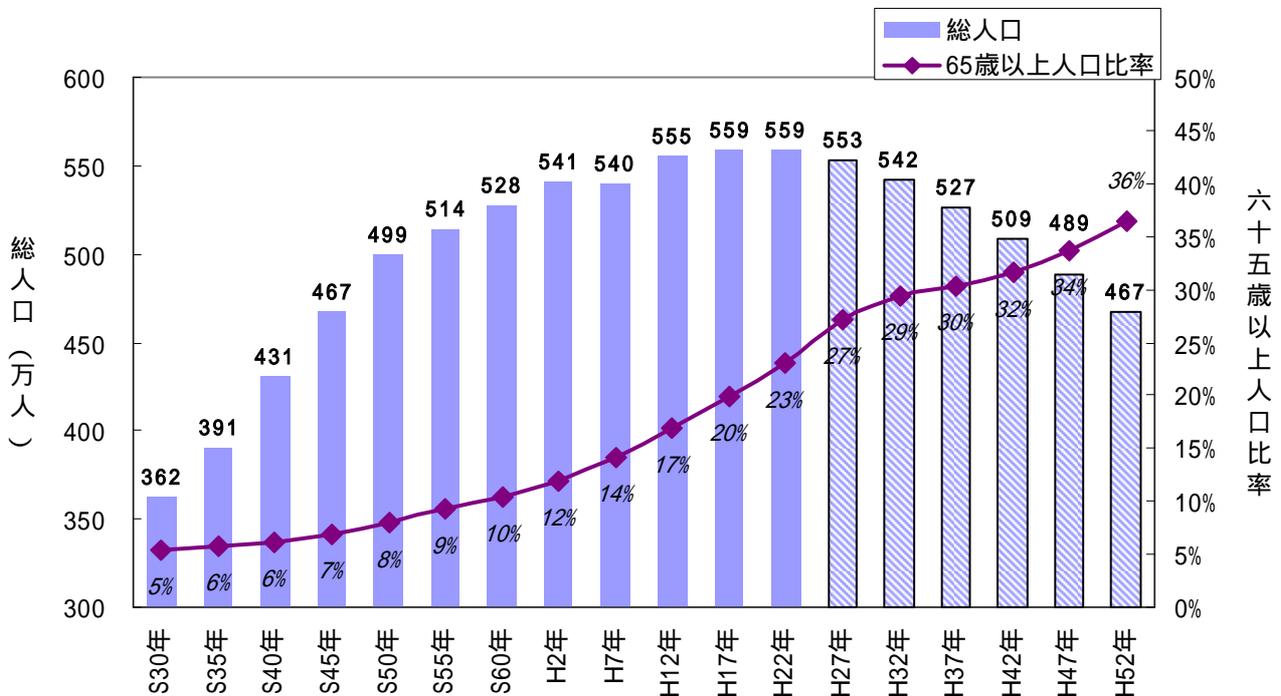


図2-1 本県の総人口と65歳以上人口比率の推移

(出典：国勢調査(平成22年(2010年)までは実績値)を基に兵庫県ビジョン課作成)

広い県土において、人口の偏在化も進んでおり、長期的には県内全域で人口が減少するが、神戸、阪神地域では平成27年(2015年)頃まで人口増加が続く見込みである。一方、淡路、但馬、西播磨などの地域は人口減少が著しく、平成52年(2040年)頃には現在の6割を切る水準にまで減少する市町もあると見られる。

子どもの数は県内全域で減少するが、その減少傾向には地域差が大きい。また、高齢者の比率は県内全域で上昇するが、実数では現在より減少する地域と増加する地域に分かれる。特に現在年齢構成の若い地域で高齢者の増加が著しい。(図2-2)

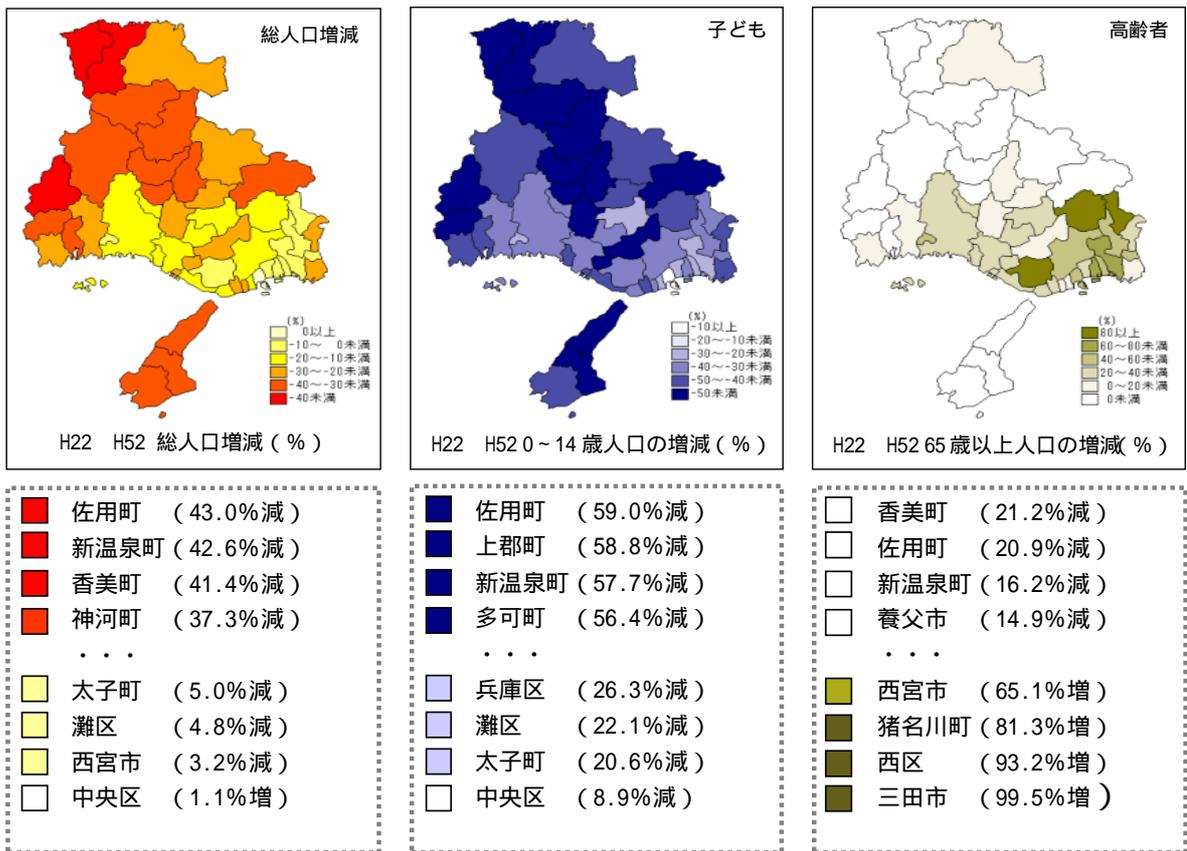


図2-2 市区町単位の人口推移予測（平成22年から平成52年の増減率）

（出典：国勢調査、兵庫県将来推計人口を基に兵庫県ビジョン課作成）

多自然地域においては、人口減少や子世代の流出などに伴い、適正管理や有効活用が課題となる空き家の増加や荒廃、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や獣害の拡大などが進行し、集落での生活の安心感が低下、生活機能の維持が難しくなる地域が発生しており、地域再生が県政の喫緊の課題となっている。

地方都市においては、まばらに住居やコミュニティが点在する「疎住化」が進み、都市機能・居住機能が拡散する傾向にある。このような中で、人口減少・高齢化などの影響により、中心市街地の商店街が衰退し、生活関連サービスの低下、公共交通の衰退につながっている。

人口集中が当面継続する瀬戸内海臨海部の都市では、核家族化の進展、未婚率の上昇、高齢者を中心とする単身世帯の増加等による地域の連帯の弱まりなど、人と人とのつながりの希薄化が進んでいる。

このように、人口が地域偏在を伴いながら減少していくことを踏まえ、県域で一律に捉えず、各地域の特性に応じて、地域と地域が補い合い、安心して暮らし続けることができる持続可能な地域構造への転換が求められている。

第2節 価値観や豊かさの変容

内閣府が毎年度実施している「国民生活に関する世論調査」によると、昭和55年に「心の豊かさ・ゆとりのある生活」を重視する人が「物の豊かさ」を重視する人の割合を上回って以降、着実に増え、平成25年度調査では、60%以上の人々が「もの」より「心の豊かさ」を選択している。（図2-3）

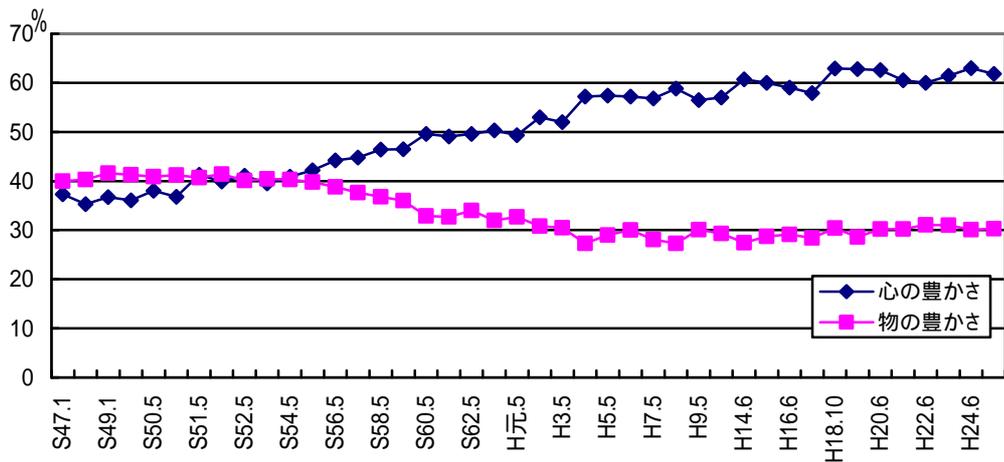


図 2 - 3 国民の価値観に関する意識の変遷

(出典：平成 25 年 6 月 内閣府「国民生活に関する世論調査」を基に兵庫県環境政策課作成)

また、内閣府の「社会意識に関する世論調査」では、昭和 60 年に「社会のために役立ちたいと思っている」人の割合が「思っていない」を上回って以降増加傾向にあり、平成 24 年度調査では、7 割近くの人が社会への貢献意識を持っている。(図 2 - 4)

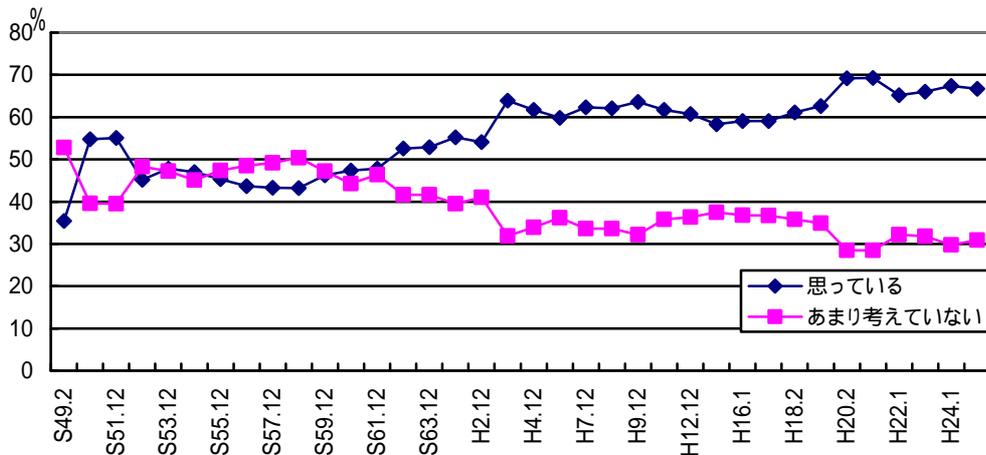


図 2 - 4 国民の社会への貢献に関する意識の変遷

(出典：平成 25 年 2 月 内閣府「社会意識に関する世論調査」を基に兵庫県環境政策課作成)

本県における高齢者の推計人口から要介護者数推計を除いた「元気な高齢者数」は約 98 万人(平成 17 年)から 113 万 7 千人(平成 22 年)と増加しており、今後も増加が見込まれる。

このように、人々の価値観やライフスタイルの変化をみると、心の豊かさや社会貢献に対する意識の高まりとともに、元気な高齢者の増加なども相まって、人々が心の豊かさを高める様々な活動に積極的に参画していく可能性が見出せる。

一方で、雇用格差、地域間格差などに対する人々の不安も顕在化しつつあり、新たな可能性を広げ、不安を軽減することが、人々の豊かさの実感にとって不可欠なものとなっている。

第3節 世界経済の多極化と複雑化

著しい経済成長を遂げる中国、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国が出現し、特に、中国をはじめ東アジアの国々が急速な成長を見せ、世界経済は、アメリカ一極から EU、アジアなどを加え、多極化が進んでいる。

日本企業においても、海外、特にアジアへの進出が年々増加傾向にある。マーケットとしての、中国やインドをはじめとするアジア地域の魅力が向上していることから、これらの地域に製造拠点のみならず、現地市場向けの販売拠点を置く傾向も高まっている。人口減少による国内市場の拡大が望めない中、海外市場の成長を取り込もうとする動きが進んでいる。(図2-5)

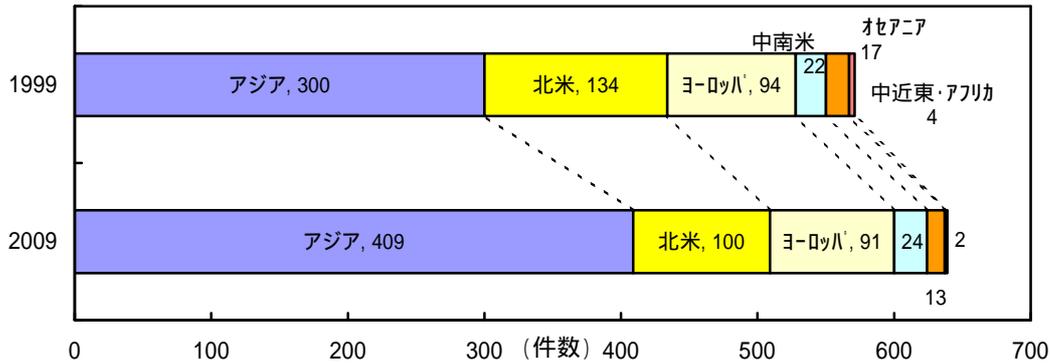


図2-5 県内企業の海外進出状況(兵庫県)

(出典：東洋経済「海外進出企業総覧」を基に兵庫県ビジョン課作成)

このような中、わが国では、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す経済対策がとられようとしている。

地域の自立・活性化に向けては、地域が有する固有の資源を活用しながら“人”、“もの”、“金”を域内・域外に適切に循環させることが重要である。世界経済の構造の変化や消費者志向の多様化に対応しつつ、資源節約、環境制約を念頭に置きながら、企業による環境に配慮した商品の生産や、消費者による省エネ・省資源型製品の選択など、環境と経済の好循環を育む様々な取組が必要となっている。

第4節 地球環境の悪化

地球規模で温暖化が進行し、近年、わが国においても異常気象による狭い範囲での短期間の集中豪雨などの自然災害リスクが高まっている。また、海水温度の上昇などによる生物の生息環境の変化など、生物多様性の喪失が懸念されており、これらの現象に対し、気候変動枠組条約や生物の多様性に関する条約をはじめとした国際的な枠組の下で対策の議論が行われている。

地球環境の悪化は、私たちの身近な環境問題としても内在しており、一人ひとりのライフスタイルを見直す必要があるとともに、頻発する自然災害に強い環境づくりを進める必要がある。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故に起因する全国的な原子力発電所の停止により、夏季や冬季の電力需要に対する供給能力の不足が見込まれ、経済活動にも大きな影響が出ている。

一方で、震災以降、国民の間に節電に積極的に取り組む機運が高まっており、省エネルギーへの

取組や再生可能エネルギーの導入など、環境や持続可能性への意識に変化の兆しが見られる。これらの動きを生かし、社会構造の低炭素化に向けたさらなる取組が必要となっている。

また、本県では、平成 16 年度に生じた一連の台風による森林被害を踏まえ、県民緑税を活用して取り組んでいる災害に強い森づくりや、防災・環境改善のための都市の緑化など、環境づくりを通じた防災面の強化に関する取組を行っており、地球環境の悪化に伴う自然災害への備えが進んでいる。

第 5 節 県民意識調査

平成 24 年度に、県民の環境問題に対する意識や取組と東日本大震災後、関心が高まっている節電への取組や再生可能エネルギーのあり方について調査を実施した。

特に関心の高い環境問題は「地球温暖化」であり、71.8%が関心を持っているが、第 3 次環境基本計画策定時（平成 19 年度）と比較すると約 9 ポイント減少した。次いで高い関心を示したのが「海洋や大気汚染」であり、平成 19 年度と比較して 7.5 ポイント上昇した。

これらから、県民の環境問題に対する関心として、突出して高いのは地球温暖化問題であるが、近年、東日本大震災に起因する放射性物質の問題や近隣諸国からの微小粒子状物質（PM2.5）の飛来など、身近な生活空間における環境への意識が高まっていることがうかがえる。（図 2 - 6）

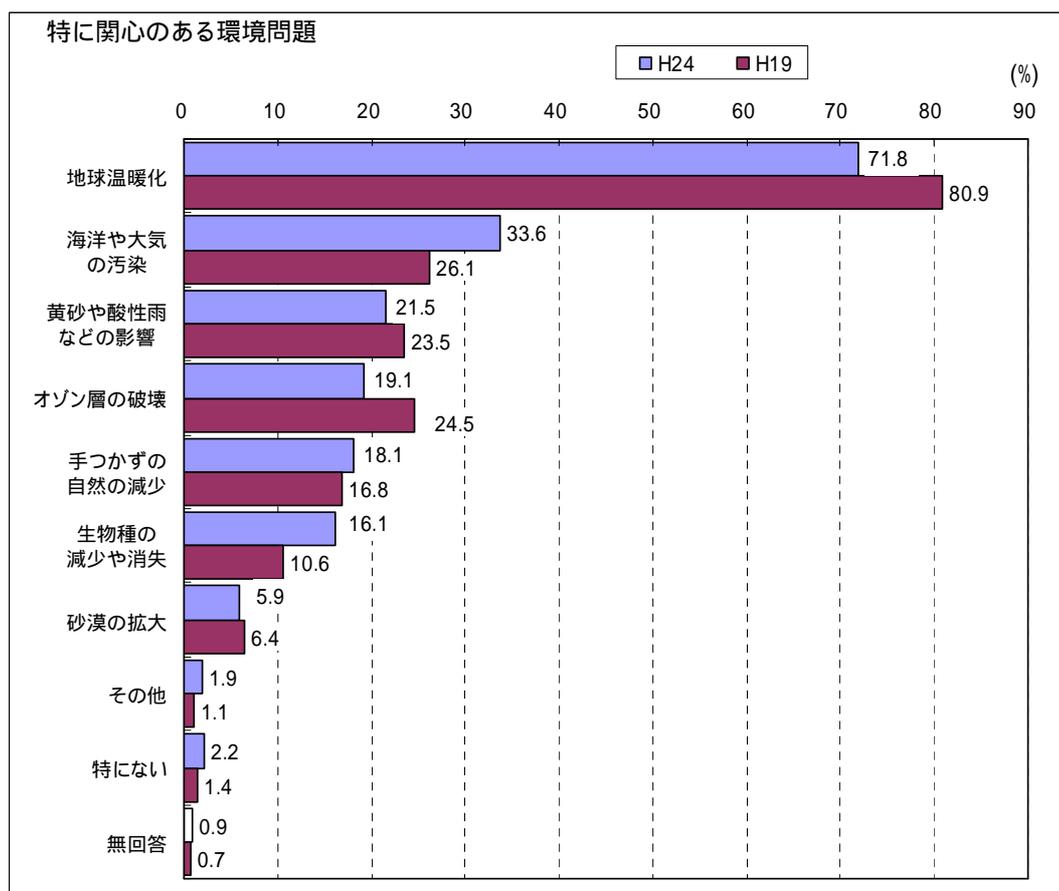


図 2 - 6 特に関心のある環境問題（兵庫県）

（出典：平成 24 年 9 月 兵庫県広報課広聴室「第 18 回県民意識調査」）

また、普段の生活の中での省エネルギーに関する行動では、「テレビをつけっぱなしにしない」や「冷暖房を適温にする」は、8割程度の県民が実施しており、また、省資源・リサイクルに関する活動においても、「紙類の分類」、「マイバッグの持参」、「容器の中身の詰め替え」は7割以上の県民が実施している。これらのことから、平成19年度の調査時に比べ、着実に県民のライフスタイルの転換が進んでいることがうかがえる。(図2-7)

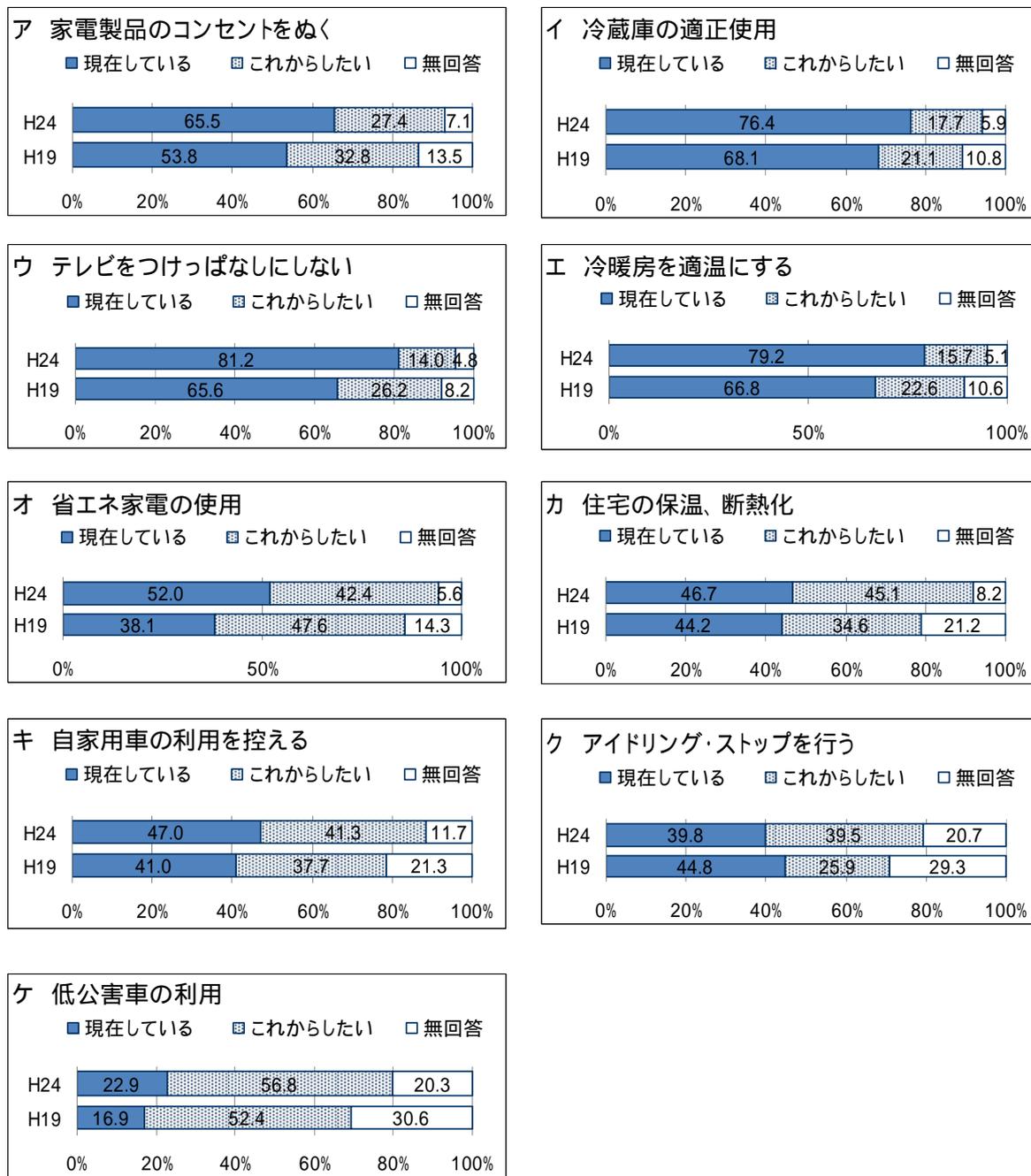


図2-7 県民の省エネ行動の動向

(出典：平成24年9月 兵庫県広報課広聴室「第18回県民意識調査」)

第2章 県の環境に関する現状

第1節 「地球温暖化の防止」に関する現状

1 気候変動の状況

平成 25 年 9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）」によると、世界の平均地上気温は、明治 13 年（1880 年）から平成 24 年（2012 年）の期間に 0.85 上昇し、世界平均海面水位は明治 34 年（1901 年）から平成 22 年（2010 年）の期間に 19cm 上昇したとされている。

近畿地方においても、100 年あたり 1.76 の割合で気温が上昇している。（図 2 - 8）

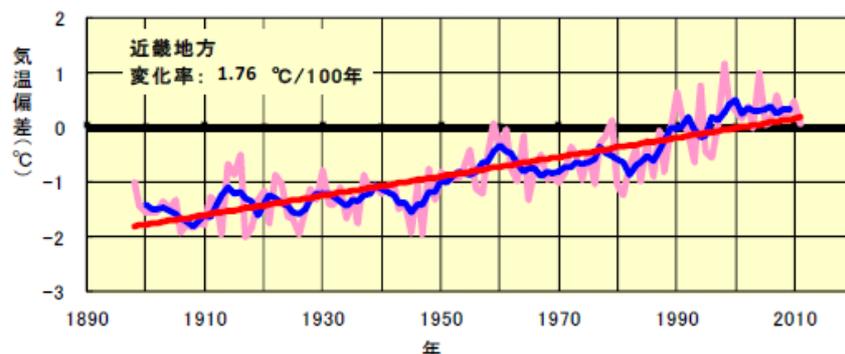


図 2 - 8 近畿地方における年平均気温の基準値（昭和 56 年～平成 22 年（1981～2010 年）平均）との差の経年変化（明治 31 年～平成 23 年（1898～2011 年））

（出典：大阪管区气象台「近畿・中国・四国地方の気候変動 2009」）

2 局地的な気温の上昇

近年、道路舗装、建築物の増加、冷暖房の使用増加などにより人工排熱量が増加し、ヒートアイランド現象が起こっている。

近畿地方における 30 年前と現在の 30 以上の年間時間数を比較すると、30 年前では、大阪湾に面した地域と京都盆地で 210 時間程度の分布が形成されていたが、現在では、大阪湾や京都盆地は 420 時間となり、その他、姫路市を中心とした播磨平野や福知山盆地でも 300 時間を超える分布が形成されるなど、都市部に加え、郊外や多自然地域においても高温域が拡大している。（図 2 - 9）

また、これに伴い、近年、夏季における熱中症患者の増加など、健康への影響も懸念されている。

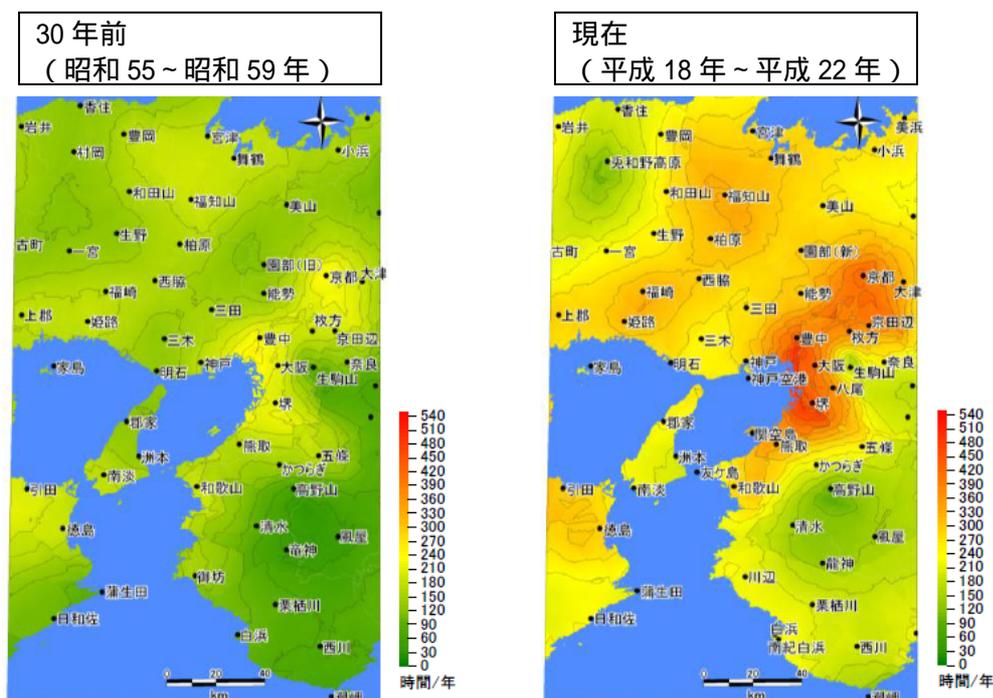


図2 - 9 近畿地方の30 以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：昭和55～59年、右：平成18～22年）

（出典：環境省「ヒートアイランド対策マニュアル」～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～（平成24年3月））

3 わが国や兵庫県における温室効果ガス排出量の状況

国では、京都議定書により平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間の平均の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で6%削減する義務があり、森林吸収等の京都メカニズムを考慮した場合、平成20～23年度（2008～2011年度）の4か年平均で9.2%の削減となっている。

本県では、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づき、平成22年度（2010年度）の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で6.3%削減する見込値を設定し、温暖化防止施策に取り組んできた。

この結果、平成22年度（2010年度）の県内の温室効果ガス排出量は平成2年度（1990年度）比8.2%の削減となり、同計画に基づく見込値を達成した。

部門別の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）比で産業部門が7.6%削減、運輸部門が3.2%削減となった一方で、民生業務部門では32.9%増加、民生家庭部門では15.3%増加となり、オフィス・商業施設の床面積の増加、世帯数の増加、家電の大型化・台数の増加などにより排出量が増加している。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する全国的な原子力発電所の停止に伴い、火力発電等の稼動が増えており、使用電力量あたりのCO₂排出係数が増加したことから、平成23年度（2011年度）の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）比で2.1%削減（前年度比6.7%増加）となっている。（表2 - 1）

表 2 - 1 兵庫県 の 温室効果ガス 排出量

(単位:千t-CO₂)

区 分	H2 排出量	H22 排出量 H2 年度比	H23 排出量(速報値) ¹ H2 年度比/前年度比	
二酸化炭素	産 業	47,670	44,052 7.6%	45,873 3.8%/+4.1%
	民 生	8,481	10,215 +20.4%	12,460 +46.9%/+22.0%
	民生 業務	2,490	3,308 +32.9%	4,116 +65.3%/+24.4%
	民生 家庭	5,991	6,907 +15.3%	8,344 +39.3%/+20.8%
	運 輸	8,613	8,337 3.2%	8,356 3.0%/+0.2%
	そ の 他 ²	3476	1,859 46.5%	2,038 41.4%/+9.6%
その他ガス ³	4,793	2,558 46.6%	2,758 42.5%/+7.8%	
総 排 出 量 ⁴	73,033	67,021 8.2%	71,486 2.1%/+6.7%	

電力排出係数(電力量 1kWh の発電に伴い排出される二酸化炭素の量)
H2 年度: 0.353、H22 年度: 0.281、H23 年度 0.414(kg-CO₂/kWh)

- 1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。
- 2 廃棄物焼却、エネルギー転換部門
- 3 CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆
- 4 京都メカニズム、森林吸収による削減分は含まない。

(出典: 兵庫県温暖化対策課調べ)

4 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入について、とりわけ太陽光発電設備については、近年、国等の住宅用への補助制度やパネル価格の低下、さらには、平成 24 年 7 月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、家庭用太陽光発電設備に加え、メガソーラーの建設が進むなど、急激に導入が進んでいる。県では、個別計画である「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」において、平成 32 年度末(2020 年度末)までに、今後新たに再生可能エネルギー 100 万 kW の導入を目指すこととしている。

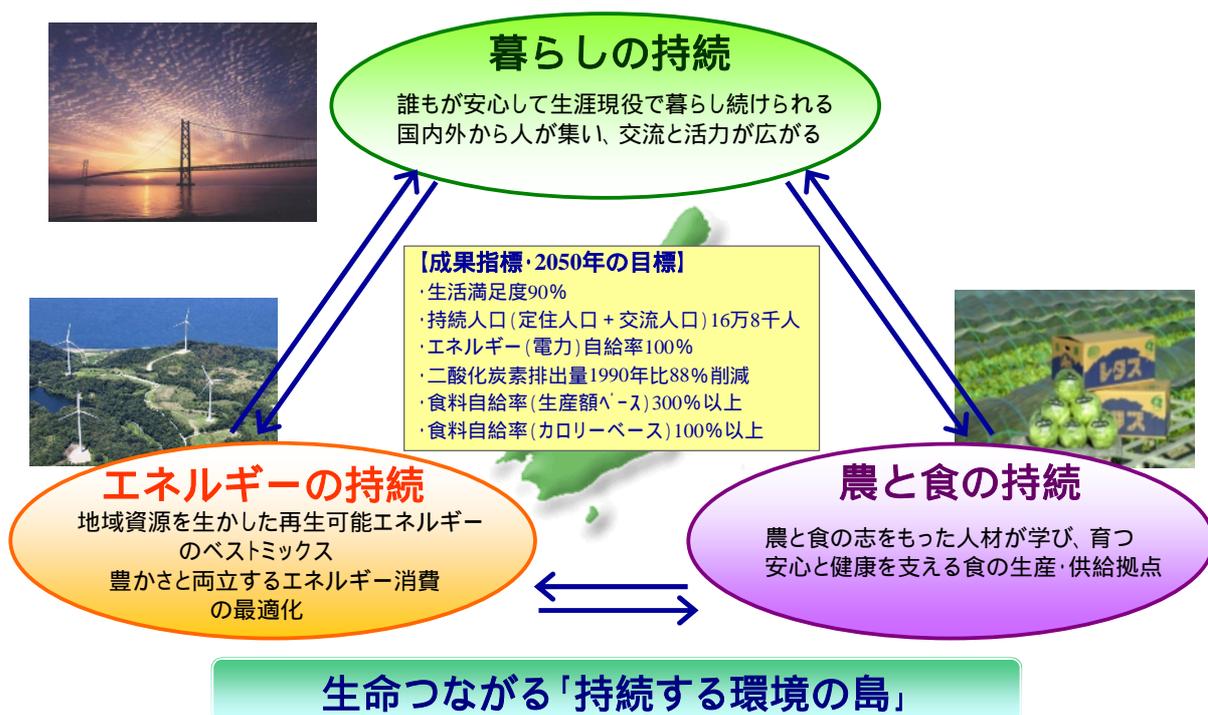
5 節電の取組

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、全国の原子力発電所が停止し、関西電力管内にある本県においても、夏季及び冬季ピーク時の電力需給のひっ迫が深刻な問題となっている。節電・省エネ対策については、温室効果ガスの削減にも寄与するものであり、県や市町、関西広域連合において、定着した節電の着実な実施を呼びかけている。

〔参考〕あわじ環境未来島構想

<趣旨>

- ・エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指し、平成 22 年 9 月に県と地元淡路島の 3 つの市によりとりまとめた構想。
- ・淡路島のポテンシャルや豊富な地域資源を生かしながら、「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の 3 つの柱のもと、生命（いのち）つながる「持続する環境の島」の実現を目指している。



<主な取組>

(1) エネルギーの持続

- ・広大な土取り跡地等を再生する大規模太陽光発電所の整備
- ・日本有数の潮流がある 3 つの海峡部での潮流発電を検討
- ・風力・太陽熱・バイオマスを組み合わせたバイナリー発電に関する技術開発を実証

(2) 農と食の持続

- ・新規就農希望者の独立を支援する「チャレンジファーム」の充実と、修了後の就農や地元定着に向け、耕作放棄地の活用や就農支援等を一体的に実施
- ・平成 25 年 4 月に県立志知高校跡地に開校した吉備国際大学地域創成農学部と連携し、農業をはじめとする地域産業の振興への貢献などを通して、地域の再生に寄与する人材を育成
- ・土取り跡地の再生を図りつつ、都市住民が心身の元気を回復するクラインガルテン(滞在型農園)を核とした健康・癒しの村づくりを推進

(3) 暮らしの持続

- ・コミュニティバスやデマンドタクシーなど超高齢化の進む農山漁村地域における持続可能な移動・交通のあり方を検討し、高齢者にやさしい持続交通システムを構築
- ・人口減少・高齢化が進む中でも安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、洲本市中心市街地において、健康福祉ゾーンの整備を検討

第2節 「生物多様性の保全」に関する現状

1 生物多様性戦略の策定

平成 22 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、今後 10 年間の生物多様性確保の世界目標である「愛知ターゲット」と、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する国際ルールとして「名古屋議定書」が採択されたことを受け、国では、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年 9 月に閣議決定された。

本県においては、平成 21 年 3 月に「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、「すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ」を基本理念に、「いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会」「人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会」「地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会」の 3 つの社会の実現を目標としている。

2 野生動物の増加、分布拡大による影響と対策

本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 330 種、獣類 39 種が生息する豊かな生態系を構成しているが、近年、シカやイノシシなど、一部の野生動物生息数の増加や生息区域の拡大に伴い、シカによる森林の下層植生の消滅や単純化による生物多様性の劣化や農林業被害が大きくなっている。（図 2 - 10 - 1、図 2 - 10 - 2）

(1) 生物多様性への悪影響

シカは、アセビやネジキなどごく一部を除き、ほぼ全ての植物を食べることが知られている。このため、シカが生息する森林では下層植生の衰退が顕著であり、希少種を含む植物種数は著しく減少し、さらに特定の植物に依存して生息する昆虫類も減少するなど、生態系のバランスが崩れ生物多様性の劣化が進んでいる。

最近 5 年間の森林の下層植生の衰退度の変化を見ると、シカの生息密度が高い南但馬地域や西播磨地域で下層植生の衰退が深刻となった森林が見られる。

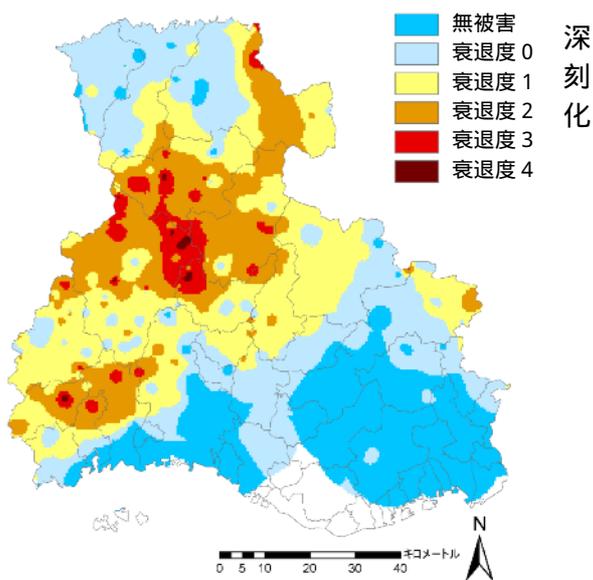


図 2 - 10 - 1 下層植生衰退の状況

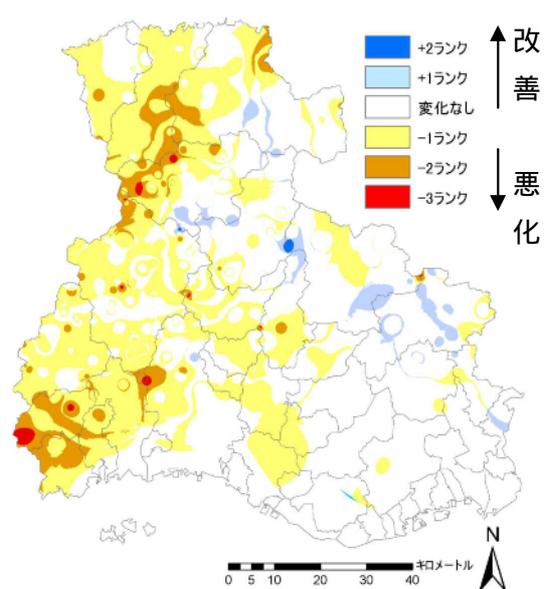


図 2 - 10 - 2 衰退の変化

（出典：第 4 期シカ保護管理計画）

(2) 農林業被害の深刻化とシカの捕獲対策

シカやイノシシが生息する森林に隣接する農地を中心とした農作物被害は一定、軽減されてきたものの、平成 24 年度の県内の農林業被害額は約 8 億円となっている。また、シカによる深刻な被害を受けている集落の割合も平成 22 年度に約 9.5% となるなど依然として被害が発生している。(図 2 - 11 - 1、図 2 - 11 - 2)

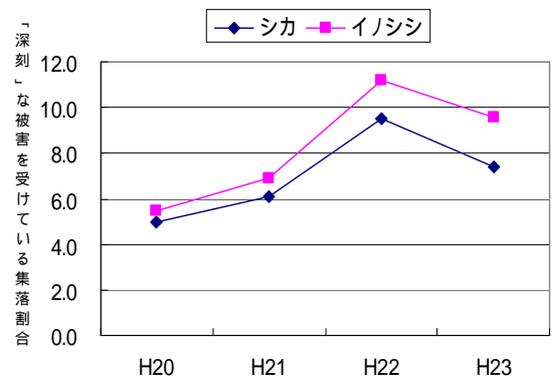
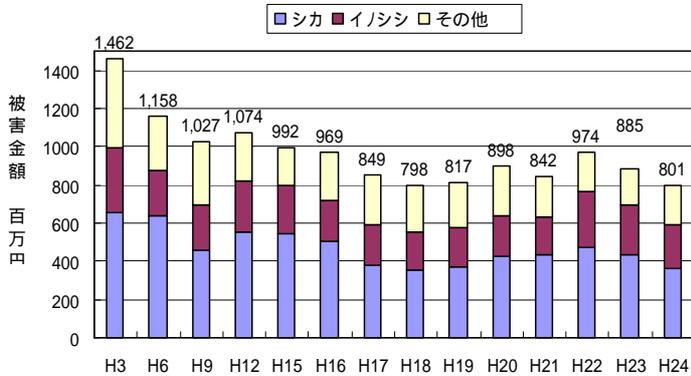


図 2 - 11 - 1 野生鳥獣による農林業被害額の推移

図 2 - 11 - 2 「深刻」な被害を受けている集落割合

(出典：兵庫県自然環境課調べ)

(出典：第 4 期シカ保護管理計画、第 2 期イノシシ保護管理計画)

このような状況から、野生動物の被害対策に抜本的に取り組むため、シカについては 22 年度から年間 3 万頭の捕獲を目標に取り組むこととした。

更には、第 4 期シカ保護管理計画（計画期間：平成 24 年度～28 年度）に基づき、個体数管理（捕獲）被害防除（防護柵の設置）生息地管理（広葉樹林の整備）に取り組んでおり、捕獲については、農業被害・森林被害が軽微になる生息密度（目撃効率（狩猟者 1 人が 1 日に目撃する頭数）1.00 以下）を目指して、取組を進めている。(図 2 - 1 2)

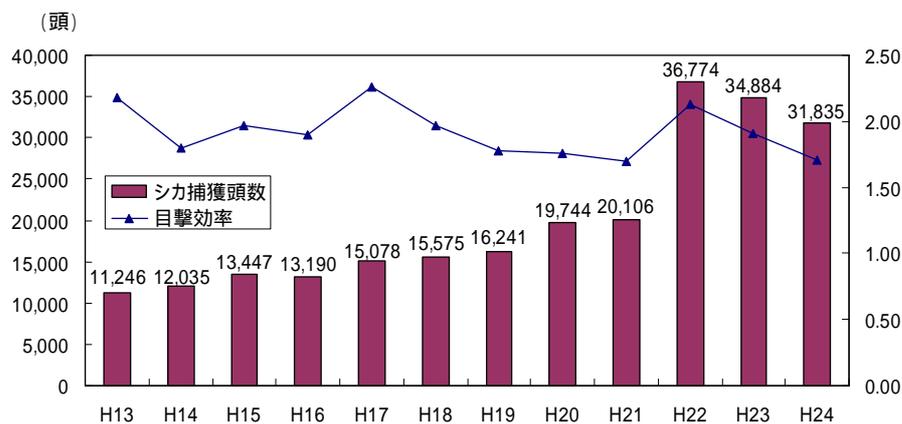


図 2 - 1 2 シカ捕獲頭数と目撃効率の推移

(出典：兵庫県自然環境課調べ)

このような様々な取組の結果、県内のシカ推定生息数は、平成 22 年 11 月時点の約 15 万頭をピークに減少傾向を示している。さらに、平成 25 年度には、わなによる捕獲の増加を進める「ストップ・ザ・獣害」を実施し、農林業被害の早期低減を目指し取組を進めている。(表 2 - 2、図 2 - 1 3)

将来的には、シカの種の保存にも留意しつつ、農林業被害がほぼなくなる状態になるよう、毎年度の推定生息数や自然増加数、目撃効率等の状況を踏まえた取組（「順応的管理」という）として、当面年間3万5千頭の捕獲を進めることとしている。

表2 - 2 シカ生息数の推定（平成25年度推定）

（年間3万5千頭捕獲の場合）

（単位：頭）

区分	H20年11月時点	H22年11月時点	H23年11月時点	H24年11月時点	H29年11月時点
推定生息数 (90%信頼限界)	138,904 (102,843~205,643)	153,566 (114,687~223,139)	135,216 (99,506~201,804)	122,563 (86,614~189,332)	35,624 (0~190,739)
自然増加数	27,216	24,350	23,459	21,544	6,530
目撃効率	1.75	2.12	1.91	1.71	0.50

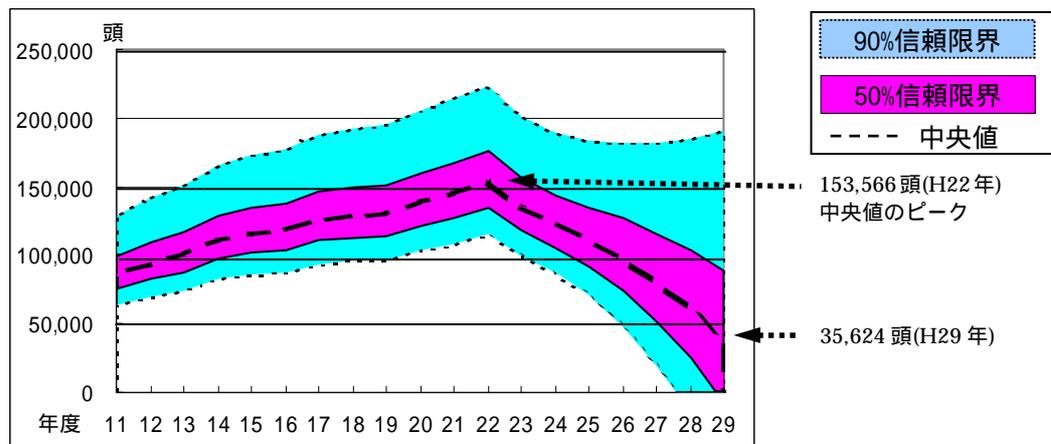


図2 - 13 シカ推定生息数の推移

（出典：兵庫県森林動物研究センター研究結果を基に県自然環境課作成）

(3) 外来生物対策

アライグマやヌートリアなどの外来動物が野生化し、農業被害や生活環境被害等が発生しており、市町が実施する捕獲・処分の取組を支援している。特に、被害が拡大しているアライグマについては、県として平成18年6月に「アライグマ防除指針」を、平成23年3月に「アライグマ捕獲技術マニュアル」を作成し、この指針に基づく市町の防除実施計画の策定及び捕獲を促進している。また、生物多様性に悪影響を及ぼすブルーギル等の外来生物のリスト（ブラックリスト）と対応方をまとめた「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」（平成22年3月）の普及を図り、県民やNPO等の理解を深めている。

3 豊かな森づくりや里地・里山の保全の状況

森林の公益的機能を高度に発揮するため、平成14年度から「新ひょうごの森づくり」を実施し、現在第2期対策（平成24～33年度）において、公共関与による森林管理の徹底や多様な担い手による森づくり活動を推進している。「森林管理100%作戦」では、間伐の実施や里山林の再生により土砂の流出防止などの公益的機能が着実に向上しているほか、企業の森づくりや森林ボランティア・リーダーの育成など、パートナーシップによる森林保全活動が進んでいる。

特に、里山林の再生においては、集落周辺の広葉樹林等について、生物多様性の保全、自然との

ふれあいや環境学習の場としての利活用に重点をおき、森林整備や遊歩道等の整備を進めており、平成 24 年度末現在の整備面積は 19,935ha となっている。(図 2 - 14)

また、保安林や林地開発許可制度の適切な運用や森林病虫害防除等を通じた森林の保全にも取り組んでいる。

身近な生活空間における自然とのふれあいでは、阪神北地域で行われている「北摂里山博物館構想」、東播磨地域で行われている「いなみ野ため池ミュージアム」など、地域の特徴を活かした自然保護活動や、豊かな自然環境を再生する取組として、六甲山における生物多様性の保全、阪神南地域で行われている「尼崎 21 世紀の森構想」など、県民が主体となった取組が展開されている。

また、県ではこれまで、コウノトリ野生復帰事業とタイアップしたコウノトリ育む農法や合成肥料・農薬の低減を図る環境創造型農業など、全国に先駆けて地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」の推進に取り組んできた。

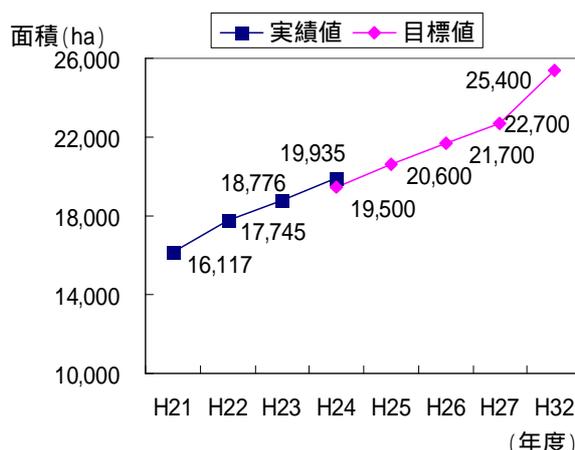


図 2 - 14 里山林整備面積

(出典：兵庫県豊かな森づくり課調べ)

4 瀬戸内海の再生に向けた取組の状況

瀬戸内海においては、高度成長期における海面の埋め立てや透明度の低下等の水質悪化により藻場や干潟の面積は大きく減少したが、瀬戸内海環境保全特別措置法等により、近年水質が改善されているとともに、漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図られてきた。(図 2 - 15 - 1, 2 - 15 - 2)

一方、海域の栄養塩濃度の低下等による養殖ノリの色落ちや漁獲量の減少が示唆されるなど、海域の生産力の低下が危惧されている。このため、海域の適切な栄養塩管理、藻場や干潟、浅場等の良好な生物生息環境の保全・回復、底質の改善、海洋ごみの低減など、豊かな里海の創生に向けた取組が求められている。県では、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため国に働きかけるなど、新たな法整備に向けた取組を進めている。

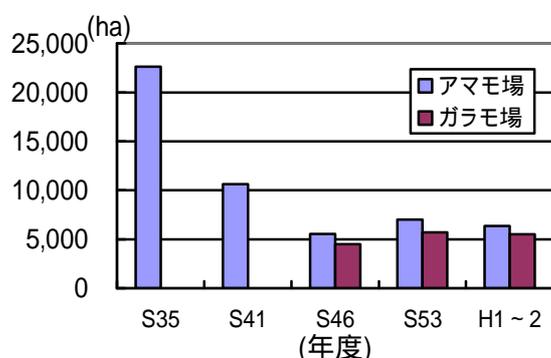


図 2 - 15 - 1 瀬戸内海における藻場(アマモ等)面積の推移

出典：S35, S41, S46 年度 水産庁南西海区水産研究所調査
H1~H2 年度「第 4 回自然環境保全基礎調査」(環境庁)

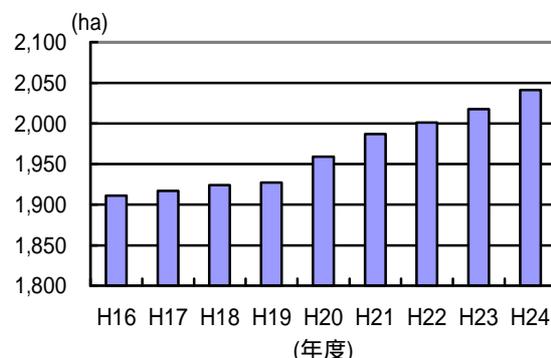


図 2 - 15 - 2 県内藻場等面積

(出典：兵庫県水産課調べ)

また、平成 25 年 3 月に播磨灘北東部地域をモデルとした「海域の物質循環健全化計画(海域ヘルシープラン)」(平成 22～24 年度環境省モデル事業)が策定された。本計画等を踏まえ、栄養塩類の円滑な循環を目指した取組を検討している。(図 2 - 16)

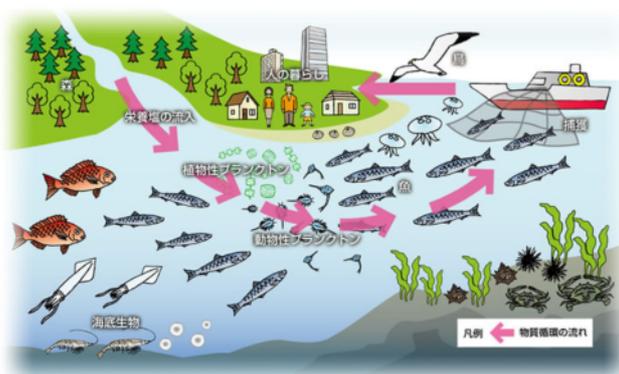


図 2 - 16 海域の物質循環健全化計画(ヘルシープラン)の概念図
(出典：環境省ホームページ)

第 3 節 「循環型社会の構築」に関する現状

1 兵庫県廃棄物処理計画の推進

兵庫県では、平成 25 年 3 月に改定した「兵庫県廃棄物処理計画」を推進するため、各種取組を展開し、廃棄物の発生抑制・再生利用率の向上を促進している。また、低炭素社会との統合の観点にも配慮し、ごみ焼却施設更新時における高効率ごみ発電の導入を促進している。

計画では、一般廃棄物については、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の目標に加え、新たにごみ発電能力の目標を定めた。また、産業廃棄物については、建設系廃棄物等の再資源化を推進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減を図ることとなっている。

2 一般廃棄物の状況

平成 23 年度の一般廃棄物排出量については、1 人 1 日当たり排出量が 908g/人・日となっており、全国平均を下回り、ごみの減量が急速に進んでいる。(図 2 - 17)

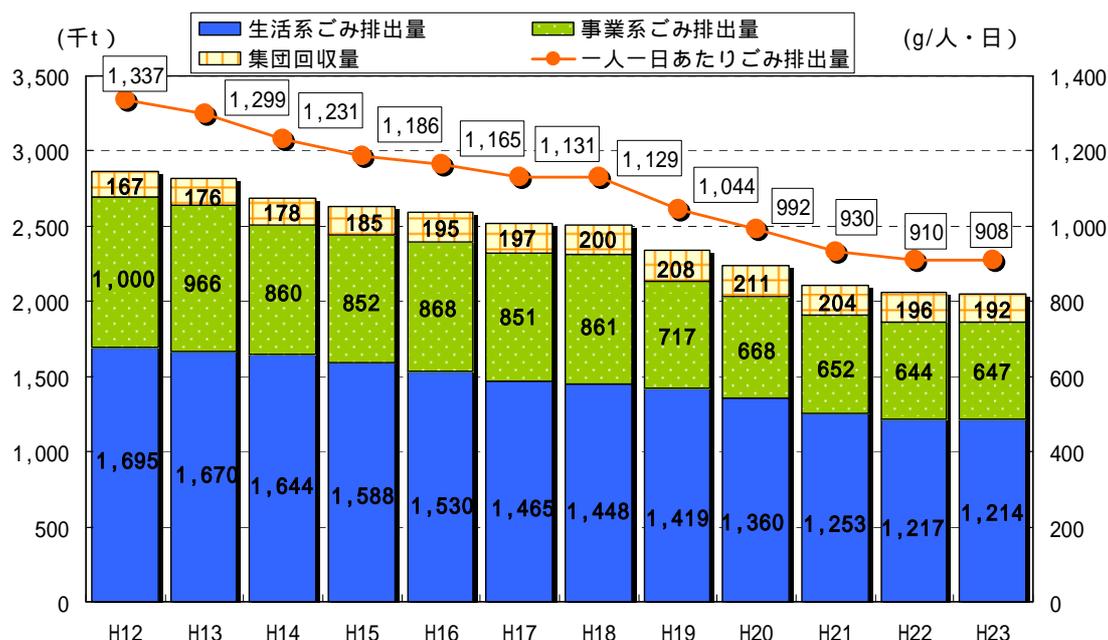


図 2 - 17 一般廃棄物排出量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

一般廃棄物の再生利用率は、平成 12 年度（12%）に比べ、平成 23 年度は 17%と増加しているが、近年横ばいが続いている。また、全国平均（20.4%）より約 3%低い。（図 2 - 1 8）

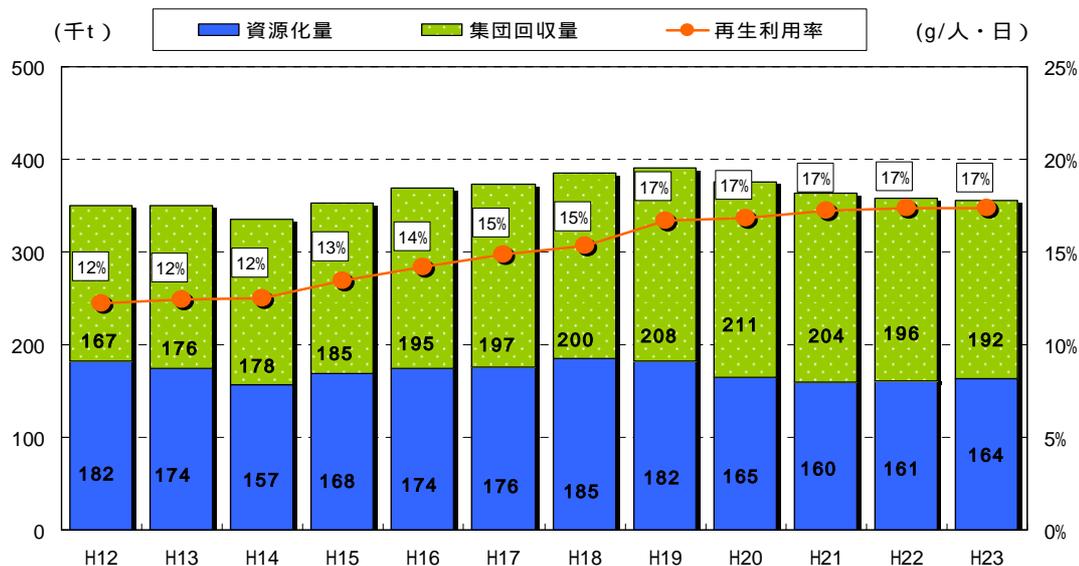


図 2 - 1 8 一般廃棄物の再生利用量の推移

（出典：兵庫県廃棄物処理計画）

一般廃棄物の最終処分量は、一貫して減少傾向にあり、平成 23 年度の最終処分量は平成 12 年度から 58%減少している。（図 2 - 1 9）

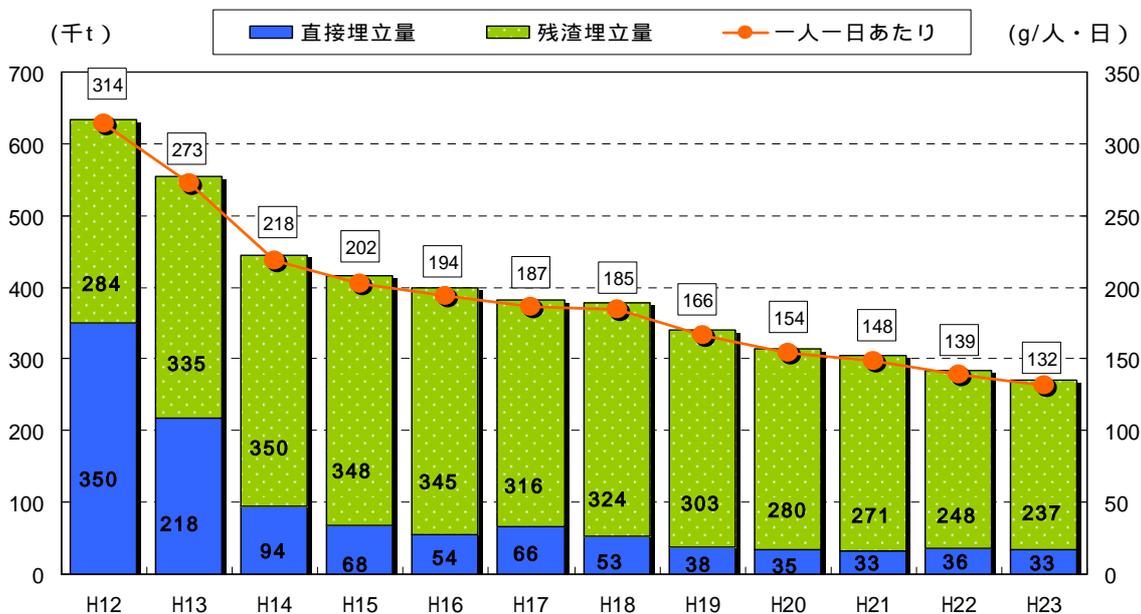


図 2 - 1 9 一般廃棄物の最終処分量の推移

（出典：兵庫県廃棄物処理計画）

3 産業廃棄物の状況

産業廃棄物の排出量は、平成 11 年度以降横ばいで推移している。(図 2 - 2 0)

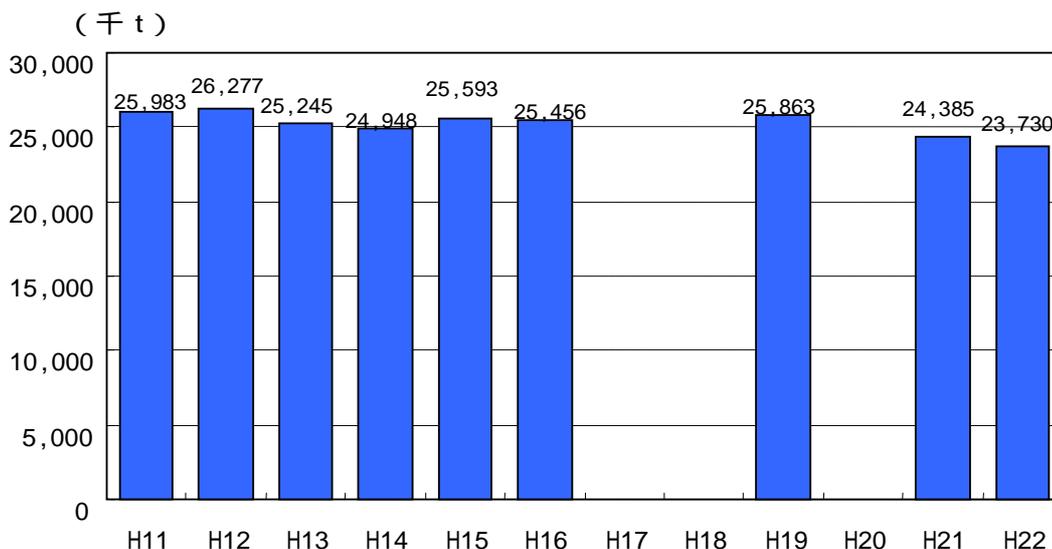


図 2 - 2 0 産業廃棄物の排出量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

産業廃棄物の再生利用量は、平成 11 年度以降増加傾向にあり、再生利用率も平成 22 年度で 45% と増加しているが、全国平均と比べ約 9 ポイント低くなっている。(図 2 - 2 1)

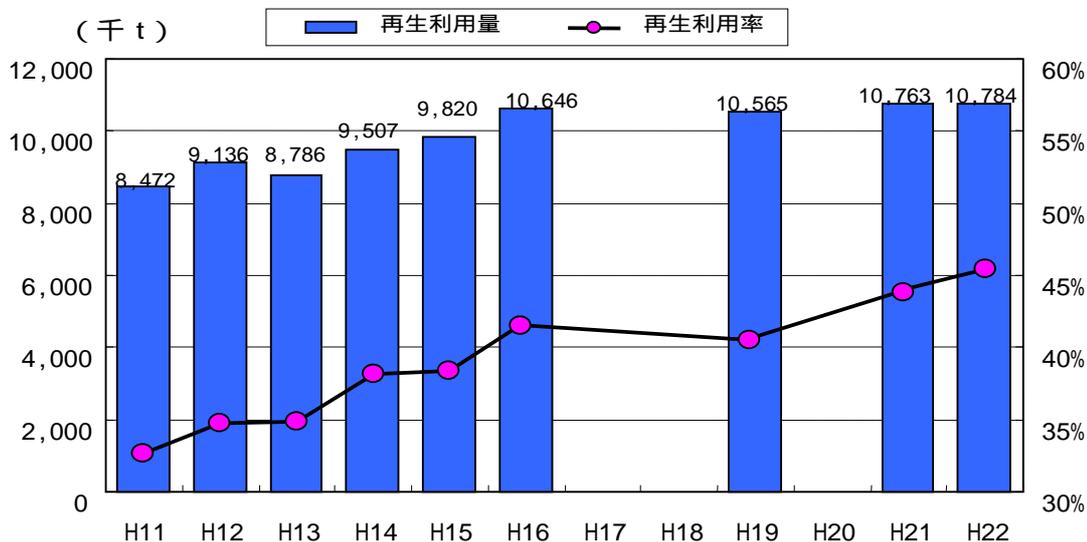


図 2 - 2 1 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

産業廃棄物の最終処分量は、平成 11 年度以降減少傾向にあるが、平成 16 年度以降はほぼ横ばいで推移している。(図 2 - 2 2)

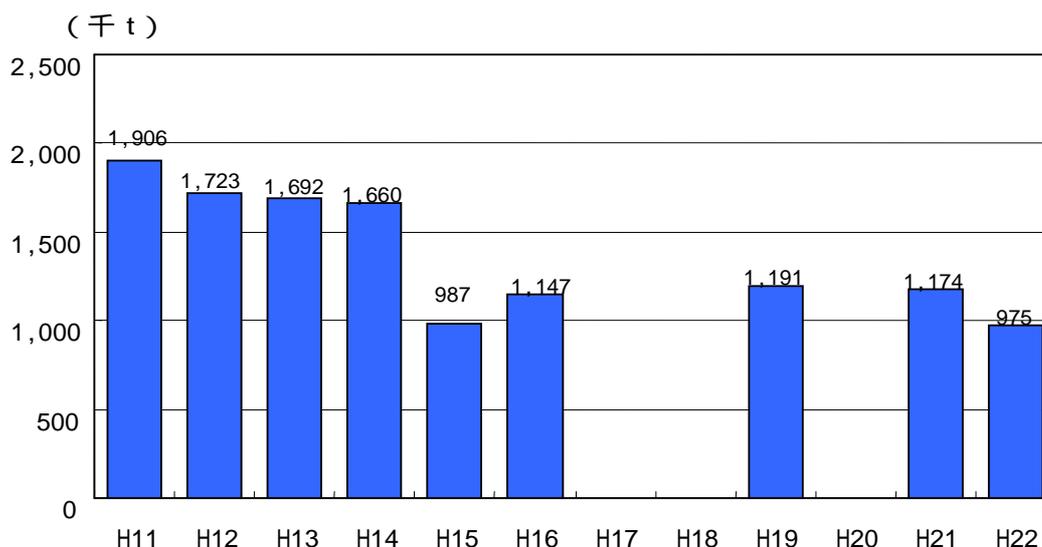


図 2 - 2 2 産業廃棄物の最終処分量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

4 品目ごとのリサイクルの推進

分別収集の推進については、平成 25 年 9 月に策定した「兵庫県分別収集促進計画(第 7 期)」及び市町・事務組合が策定した「分別収集計画」に基づき、再商品化の取組が進んでいる。

また、レジ袋の削減対策として、平成 24 年度に「新・レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」を策定し、平成 25 年度のレジ袋使用枚数を平成 22 年度比 6 千万枚削減する目標を設定し、引き続き、レジ袋の削減に取り組んでいる。

さらに、国の動きでは、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電等に含まれる有用金属等の再利用を進める使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」)が平成 25 年 4 月に施行された。

5 廃棄物の適正処理の推進状況

不法投棄の件数は、10 トン以上の投棄件数は平成 18 年度以降減少傾向を示しており、近年では年間 5、6 件程度になっている。また、投棄量も減少傾向にあり、平成 24 年度は 606 トンとなっている。

また、不法投棄の未然防止にも寄与する地域の環境美化活動として、但馬地域で行われている「クリーン但馬 10 万人大作戦」や淡路地域で行われている「淡路全島一斉清掃の日」運動など、各市町や県民局において、県民と一体となった取組が行われている。

第 4 節 「地域環境負荷の低減」に関する現状

1 大気環境の状況

一般環境大気測定局における大気汚染物質濃度は長期的に改善されており、平成 24 年度は、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)について、測定局すべてで環境基準を達成している。(図 2 - 2 3)

自動車排出ガス測定局における大気汚染物質濃度についても、一般環境大気測定局と同様に近年

改善傾向にあり、平成 24 年度は、一酸化炭素 (CO)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) について、測定局すべてで環境基準を達成している。(図 2 - 2 4)

しかしながら、浮遊粒子状物質 (SPM) は、近年、黄砂の影響により環境基準を超過するケースが見られるほか、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) についても、ほとんどの測定地点で環境基準を達成していない。

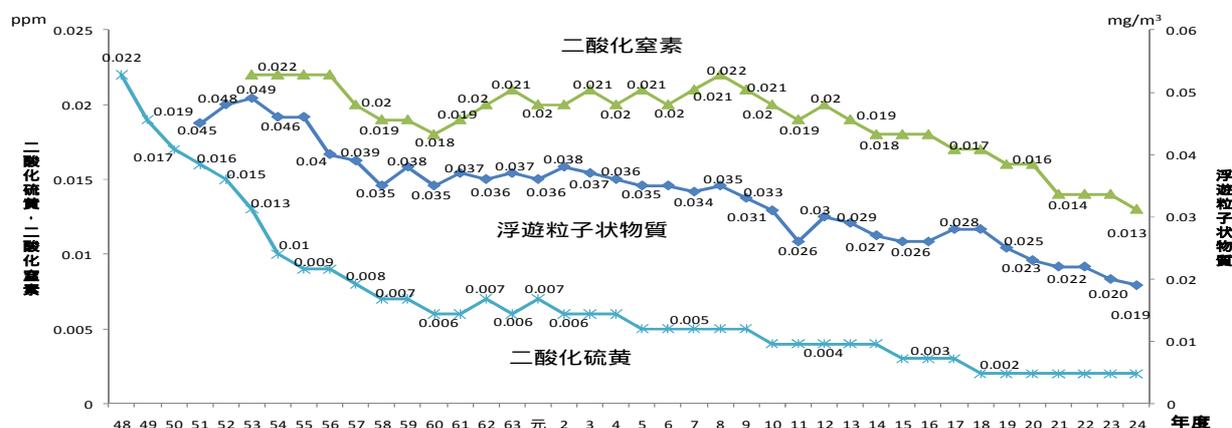


図 2 - 2 3 一般環境大気汚染の推移

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 24 年度)」)

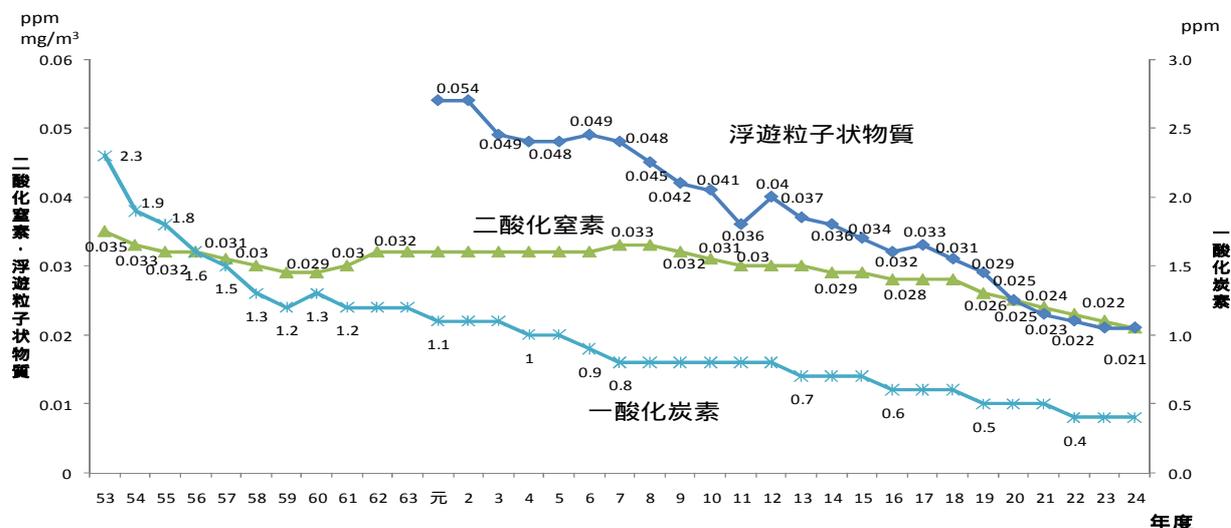


図 2 - 2 4 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 24 年度)」)

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車 NO_x・PM 法」)に基づく対策地域¹が指定され、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車 NO_x・PM 法が適用されないことから、本県

¹ 神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

では、環境保全条例に基づき、阪神東南部地域²において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域の自動車排出ガス測定局における年平均値は、一層の改善効果が見られる。(図2-25-1、図2-25-2)

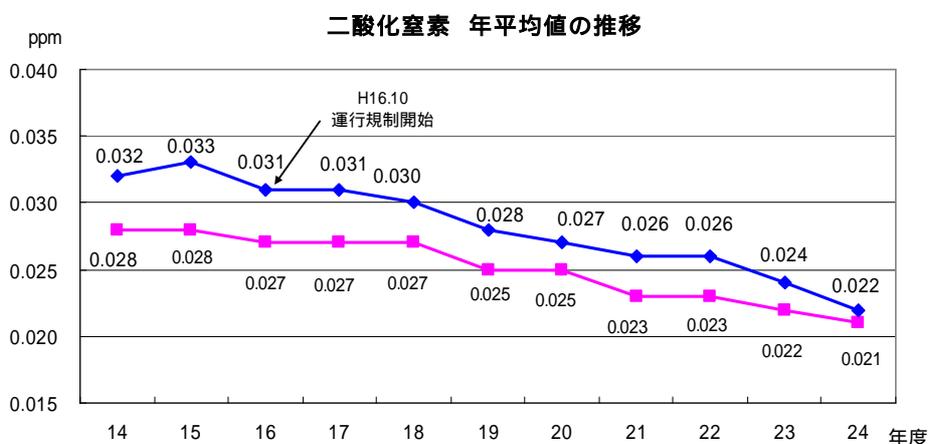


図2-25-1 自動車NOx・PM法対策地域内での二酸化窒素経年変化

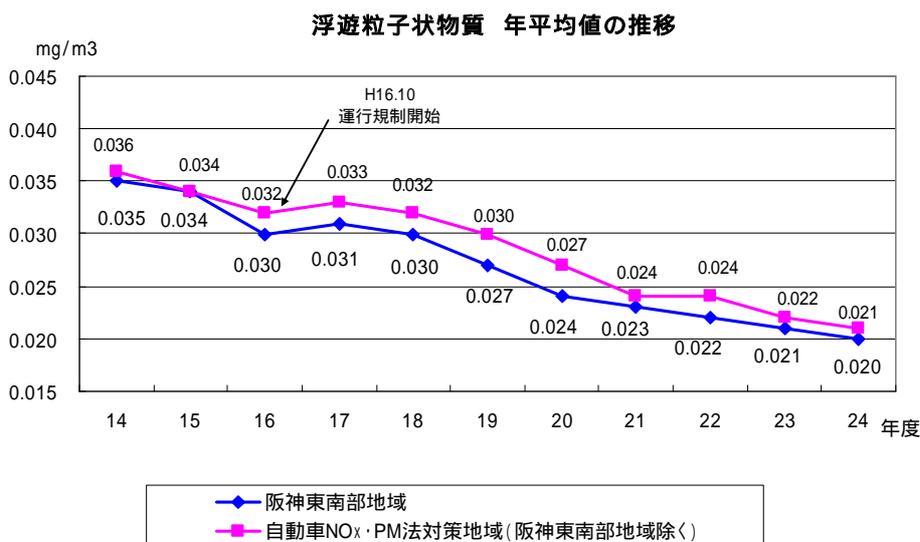


図2-25-2 自動車NOx・PM法対策地域内での浮遊粒子状物質濃度の経年変化

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成24年度)」)

光化学オキシダントは、測定局すべてで環境基準非達成となっているが、光化学オキシダントによる健康被害は平成15年度以降出ていない。

2 身近な生活環境の状況

(1) 自動車騒音、振動

平成24年度の自動車騒音の状況は、259測定地点のうち約78%の測定地点において全時間帯

² 神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

(昼・夜)で環境基準を達成している。

また、振動の状況は、測定を行った 13 地点すべてにおいて全時間帯で要請限度を超過していない。

(2) 航空機騒音

平成 24 年度の航空機騒音の状況は、大阪国際空港周辺の航空機騒音は、専ら住居の用に供される地域(類型)では、10 測定局中 9 局で環境基準を達成しているが、通常的生活を保全する必要がある地域(類型)では 2 測定局とも環境基準を達成していない。(図 2 - 2 6)

なお、大阪国際空港では、周辺の 10 市により構成される「大阪国際空港周辺都市対策協議会」において、航空機騒音・安全対策の促進および空港と周辺地域との調和を図ることを目的とした活動が行われている。

また、関西国際空港周辺の航空機騒音は、淡路市及び南あわじ市の 5 地点で測定を行っており、同地域は航空機騒音に係る環境基準の適用は受けないが、すべての測定地点において 類型(住居系地域)の環境基準値を下回っている状況にある。

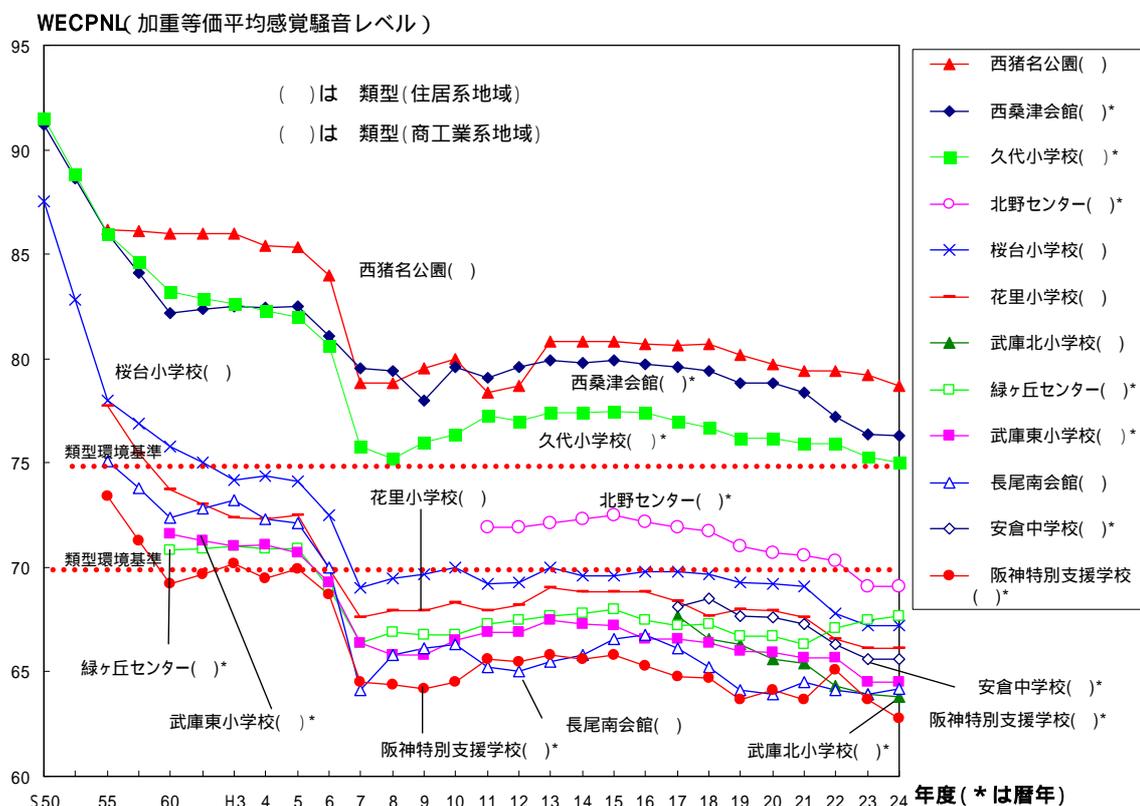


図 2 - 2 6 大阪国際空港周辺の騒音推移

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 24 年度)」)

(3) 新幹線騒音、振動

新幹線騒音の状況は、主として住居の用に供される地域(類型)では、12 地点中 10 地点において、商工業の用に供される地域等(類型)では、2 地点すべてにおいて環境基準を達成している。(近接軌道中心から 25mの地点において環境基準の達成を評価)

なお、環境基準が非達成である 2 地点については、住宅地域に対する暫定目標(75dB)を達成している。

また、振動については、全 14 地点（騒音測定と同地点）において、指針値（70dB）を下回っている。

3 水環境の状況

公共用水域の水質は、河川では長期的には改善傾向、海域では横ばい傾向である。

生活環境項目については、河川における生物化学的酸素要求量（BOD）、海域及び湖沼における化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成状況をみると、平成 24 年度は、河川では 39 水域中 38 水域（環境基準達成率 97%）、海域では 26 水域中 21 水域（同 81%）で環境基準を達成している。また、湖沼 1 水域では、環境基準を達成していない。（図 2 - 27）

健康項目については、27 項目中、砒素、ふっ素を除く 25 項目はすべての測定地点で達成している。なお、砒素、ふっ素の基準値を超過したいずれの地点においても、水道水源の利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

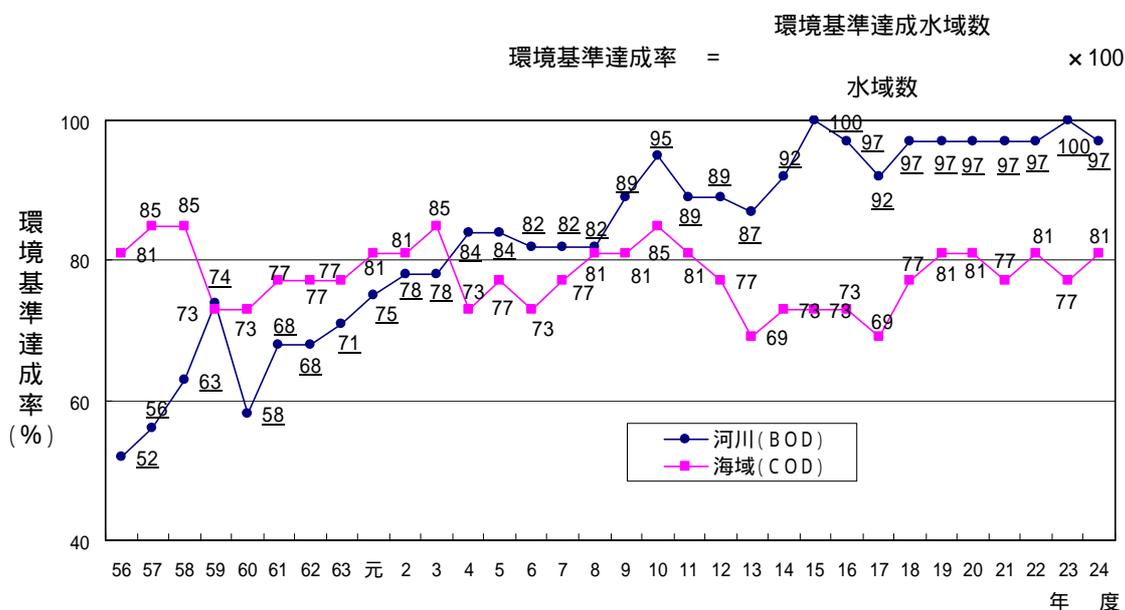


図 2 - 27 公共用水域における水質環境基準（生活環境項目）達成率の推移

（出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 24 年度)」）

地下水は、全環境基準項目調査を基本として 106 地点で概況調査を行い、103 地点で環境基準を達成した。

4 有害化学物質の状況

平成 24 年度の有害大気汚染物質の状況は、8 地点で 21 物質について測定を行っており、環境基準が設定されている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、平成 24 年度は、すべての地点で環境基準を達成している。

ダイオキシン調査では、平成 24 年度は、大気（10 地点）、水質（10 地点）、底質（10 地点）の測定地点すべてで環境基準を達成している。

第5節 「環境保全・創造のための地域システム確立」に関する現状

1 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進状況

環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、兵庫の豊かな自然・風土を活かしながら、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を推進するとともに、地域の自然の中での豊かな体験を通して“ふるさと意識”を育てている。

(1) 幼児期の環境学習・教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる極めて重要な時期であることから、季節ごとの様々な動植物とのふれあいや作物の栽培など、自然体験を通じて豊かな感性を育み、生命の大切さを学ぶ環境学習を推進している。

特に、幼稚園教諭・保育士等を対象とした参加体験型の研修である「環境学習実践研修」(平成25年度受講者106名)では、屋外での自然体験やグループワークにより、幼稚園・保育所での日々の暮らしや体験を通じた環境学習の担い手育成を行っている。

また、幼稚園・保育所を対象として実施した体験型の環境学習をまとめた体験プログラム事例集を作成し、普及啓発を行っている。

(2) 学齢期の環境学習・教育の推進

学齢期においては、地域の身近な環境や地域の環境問題を題材に、各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて環境教育を行う「ひょうごグリーンスクール事業」を県内すべての公立小学校で展開している。

小学校3年生を対象とした「環境体験事業」では、地域の人々の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など、自然に触れ合う体験型環境学習を通じ、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶとともに、子どもたちのふるさと意識を育てている。

小学校5年生を対象とした「自然学校推進事業」では、学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、豊かな感性や社会性などを育む活動に取り組むことを通じて、心身ともに調和のとれた児童の育成を図っている。

(3) 成人期の環境学習・教育の推進

成人期においては、社会人やシニア世代が、地域の資源を十分に活かし、幼児、児童、生徒への環境学習の支援を通じて、自らも学び、また次世代に環境や生命の大切さなどを伝える取組を推進している。

各県民局では、環境体験事業をはじめ、地域の環境学習事業を支える「ひょうごグリーンサポーター」(H25年3月末現在1,014名)の募集・登録を行っており、全公立小学校での「環境体験事業」や幼稚園・保育所における環境学習への支援等に対応している。

(4) 環境学習・教育に関する情報発信・活動支援

県では、環境学習・教育を総合的に推進するため、必要となる基盤の整備と実施主体への支援を実施している。情報発信、交流促進、活動支援、総合相談窓口等の機能を有する「ひょうごエコプラザ」では、環境学習コーディネーター2名を配置し、県民からの相談への対応や情報提供、ホームページなどにより講座・イベント等の案内、環境学習に関する情報を発信している。

また、播磨科学公園都市内に設置している「ひょうご環境体験館」では、体験活動等を通じて地球温暖化をはじめとする環境問題についての県民一人ひとりの意識の向上や県民による環境の保全と創造に関する活動を促進している。

その他、エコツーリズムバスによる環境学習・教育に取り組む団体・学校の活動支援やひょうごエコフェスティバルの開催を通じた地域団体、NPO、事業者等の交流の促進を図っている。

2 地域資源の活用とネットワーク化

(1) 地域の特徴を活かした取組の推進

兵庫県は瀬戸内海沿岸の都市部や山・川・里・海の豊かな自然など、多様な環境を有しており、地域毎に自然的、歴史的な特徴を活かした取組が県民・行政が一体となって行われている。

阪神間では、六甲山や尼崎 21 世紀の森など都市に近接している自然をフィールドとした取組が展開されている。また、多自然地域では、ため池や水辺空間を活用した取組や生活空間の美化に関する取組が行われている。

中でも、淡路地域では、主要な取組が地域活性化総合特区として平成 23 年度に国に指定された「あわじ環境未来島構想」に基づき、「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」を目指した取組が行われている。(表 2 - 3)

表 2 - 3 県内各地域の特徴的な取組

県民局	内 容
神戸	・六甲山における生物多様性の保全
阪神南	・尼崎 21 世紀の森構想 ・浜辺の環境学習
阪神北	・北摂里山博物館構想 ・丸山湿原エコミュージアム
東播磨	・いなみ野ため池ミュージアム
北播磨	・農業用ため池水面を活用したフロート式太陽光発電
中播磨	・水辺の自然環境学習キャンプ
西播磨	・こども環境学習リーダー育成事業 ・水辺の環境学習事業
但馬	・コウノトリ野生復帰プロジェクト ・上山高原のススキ草原・ブナ林の復元 ・山陰海岸ジオパーク推進事業
丹波	・丹波の環境パートナーシップづくり ・恐竜・ほ乳類化石、森・川の環境学習プログラム
淡路	・あわじ環境未来島構想 ・あわじ菜の花エコプロジェクト

(2) NPO等の取組

兵庫県内で「環境保全・創造」に取り組む NPO 等は、平成 21 年度の 847 団体から、平成 24 年

度で 982 団体（ひょうごボランティアプラザ登録団体数）に増加している。（図 2 - 2 8）

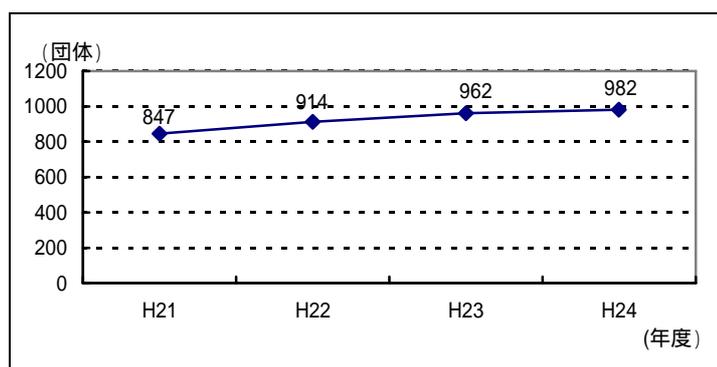


図 2 - 2 8 環境保全・創造に取り組む NPO 等の数

（出典：県環境政策課調べ）

(3) 環境影響評価の状況

平成 25 年 4 月より、改正環境影響評価法が全面施行され、事業計画の検討の段階（事業の位置、規模や施設の配置、構造などを検討する段階）において、配慮書手続が創設された。これにより、事業の枠組みが既に決定された段階で行われていた従来の手続に比べ、事業のより早期の段階において環境配慮が可能となったため、これまで以上に効果的に環境影響の回避、低減が図られることが期待されている。

(4) 中間支援機関や研究機関との連携

県内の環境関係機関・研究機関と連携しながら、環境施策や取組を充実させている。

ア （公財）ひょうご環境創造協会

太陽光発電の導入拡大への支援、環境学習・教育の支援等幅広い環境問題に対し、県民、NPO 等、企業、行政とともに一元的・総合的な取組を実施している。

兵庫県環境研究センター

県と連携して県民の安全・安心を確保するため、未規制化学物質の実態調査、PM2.5 の成分分析、地球環境問題等の行政課題に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案している。

イ 兵庫県森林動物研究センター

野生動物と人とのあつれきの課題解決のため、科学的な調査研究に基づき生息地管理、個体数管理、被害管理を行うことにより、野生動物の保護と管理を実施している。

ウ 県内に立地している国際研究機関

県内に立地している（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）や国際エメックスセンターにおいて、地球温暖化をはじめとする環境課題への解決に向けた取組を実施している。

第3章 見えてきた課題

第1節 今後の環境施策を展開する上での主な課題

1 複雑化・深刻化する地球規模での環境課題

記録的な猛暑や大型台風の発生、集中豪雨や竜巻など、近年の異常気象によって、大規模な災害が全国で発生しており、これらの異常気象と地球温暖化との関連性が議論されている。また、地球温暖化による生物多様性の危機といった課題が顕著になっており、私たちを取り巻く環境課題は複雑化かつ深刻化している。

2 身近な生活環境における課題

シカやイノシシなどの野生動物による農林業被害は、第3次兵庫県環境基本計画（以下「第3次基本計画」）期間において顕著となった課題であり、野生動物の管理は、第4次基本計画において取り組むべき重要な対策の1つである。

また、近年、黄砂やPM2.5といった近隣諸国からの越境大気汚染や海岸漂着物なども全国的な環境問題として顕在化しており、国と連携して対応に取り組む必要が出てきている。

3 東日本大震災に起因するエネルギー・環境問題

福島第一原子力発電所の事故に伴って全国の原子力発電所が停止したことにより、夏季及び冬季のピーク時の電力需給のひっ迫が課題となっており、早急に国全体のエネルギー構成のあり方を定めることが求められている。さらに、火力発電の割合の上昇に伴って温室効果ガス排出量が増加しており、エネルギーの安全・安定・安価な供給と温室効果ガスの削減の両立という、新たな課題が発生している。

第2節 第3次兵庫県環境基本計画の点検・評価

第3次基本計画では、「地球温暖化の防止」「循環型社会の構築」「生物多様性の保全」「地域環境負荷の低減」「環境保全・創造のための地域システム確立」の5項目を柱とし、それぞれに施策の目標を設定し、取組を進めてきた。

第3次基本計画では、平成21年度からPDCAサイクルにより点検・評価を行うことで、環境施策の取組状況の進行管理を行うとともに、今後の施策の展開に活かしてきた。平成22年度からは、点検・評価項目毎の進捗の概況に対し、（特に取組が進んでいる）（取組が進んでいる）（一層の取組が必要）の3段階で評価を行っている。

表 2 - 4 環境基本計画の点検・評価結果

点検・評価項目		H21	H22	H23	H24
第 1 章 地球温暖化の防止					
1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現					
	温室効果ガス排出量の削減				
	産業部門における CO ₂ 排出量の削減				
	民生部門における CO ₂ 排出量の削減				
	県民の CO ₂ 削減行動を促進する新たな仕組みづくり				
2 太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー等の大幅導入					
	再生可能エネルギー等の積極的導入				
	グリーンエネルギーの積極的導入 (H22 年度まで)				
	バイオマス、未利用エネルギーの積極的導入 (H22 年度まで)				
3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進					
	環境に配慮した持続可能なまちづくり				
	公共交通の利用促進 (H21 年度まで)				
4 地球温暖化防止につながるライフスタイルの確立					
	地球温暖化防止につながるライフスタイルづくり				
	県の環境率先行動計画の取組				
第 2 章 循環型社会の構築					
1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保					
	一般廃棄物の発生抑制				
	一般廃棄物の再生利用に向けた取組				
	リサイクルの取組 (H22 年度まで)				
	一般廃棄物の最終処分量抑制				
	リサイクルの取組 (H22 年度まで)				
	廃棄物処理に伴うエネルギーの有効利用				
	産業廃棄物の発生抑制				
	産業廃棄物の再生利用に向けた取組				
	リサイクルの取組 (H22 年度まで)				
	産業廃棄物の最終処分量抑制				
	リサイクルの取組 (H22 年度まで)				
2 廃棄物の適正処理の推進					
	廃棄物の適正処理				
第 3 章 生物多様性の保全					
1 生物多様性保全のための基本方針の策定					
	生物多様性の理解促進と情報発信				
	生物多様性保全のための取組 (H22 年度まで)				
2 野生動植物の保全と共生					
	野生動物による被害防止対策				
3 県民参加による森づくりの推進					
	県民総参加による森づくり				
4 里地・里山・里海等の自然再生の推進					
	参画と協働による里地・里山の管理・再生				
	瀬戸内海の保全・再生				
5 外来生物対策の推進					
	外来生物対策				
6 自然とのふれあいの推進					
	自然とのふれあいの機会の創出				
	貴重な地域資源の保全・活用 (世界が「ハ」-ネットワークへの加盟に向けた取組等の推進)				

第4章 地域環境負荷の低減				
1 地域的な環境問題の解決				
	大気環境の保全			
	水環境の保全			
2 環境影響を未然に防止する取組				
	環境影響の未然防止			
3 有害化学物質対策				
	有害化学物質対策			
第5章 環境保全・創造のための地域システム確立				
1 環境の担い手づくり				
	連携・役割分担による環境学習・教育の取組			
	ライフステージに応じた環境学習・教育の取組			
2 地域資源の活用とネットワーク化				
	地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくり			
	県内の専門機関や専門家の交流・連携			
3 環境と経済の好循環に向けた取組				
	環境と経済の好循環に向けた取組			
4 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進				
	防災・減災の視点も含めた環境対策			
5 環境情報の充実・発信				
	環境情報の充実・発信			

評価基準： ・ ・ ・ 特に取組が進んでいる
・ ・ ・ 取組が進んでいる
・ ・ ・ 一層の取組が必要

これまでの点検・評価において各分野の取組で指摘された事項は以下のとおりである。

ア 地球温暖化の防止

- ・ 産業部門の温室効果ガスの削減は進んでいるが、民生（業務・家庭）部門は世帯数の増加、家電の大型化、台数の増加、オフィス・商業施設の床面積の増加等により増加傾向が続いているため、省エネ型ライフスタイルへの転換や企業における省エネ・節電の取組の定着が必要
- ・ 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全国で夏季及び冬季におけるピーク時の電力がひっ迫しており、自立分散型の電源の確保、社会全体の省エネルギー化の推進が急務
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの低炭素化を進める上でも必要不可欠であり、地域の特徴を活かし、効果的な導入が必要
- ・ 今後、コンパクトなまちづくりを進める中で、住宅・建築物の低炭素化、地域のエネルギー源の多様化とエネルギーの最適利用など、環境優先のまちづくりが必要

イ 循環型社会の構築

- ・ 一般廃棄物については、平成 23 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は全国平均を下回り、県民のライフスタイルの転換において一定の取組の成果が表れているが、再生利用率は全国平均より低く、1 人 1 日あたりの最終処分量が全国平均より多いため、再生利用率の向上と最終処分量の削減が必要
- ・ 産業廃棄物については、排出量に対する最終処分量の割合が全国平均よりも高く、一層の最終

処分量の削減が必要

- ・ごみ発電の導入やカーボンニュートラルな循環資源であるバイオマスを有効活用した取組を進め、低炭素と循環を効率的に進める取組が必要
- ・引き続き、廃棄物の不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対処が必要
- ・引き続き、PCBの適正保管及び適正処理の確保が必要

ウ 生物多様性の保全

- ・生物多様性の保全を進めるため、兵庫県固有の生態系の理解を深め、日常の暮らしや事業活動などにおいて、生物多様性保全への配慮が必要
- ・平成 22 年度より年間 3 万頭（平成 25 年度は年間 35,000 頭）を目標にシカ捕獲を実施しており、シカの推定生息数は減少に転じているものの、農業被害額については、顕著に減少している状況にはなっていないため、シカやイノシシの捕獲による個体数の管理が必要
- ・野生鳥獣の生息環境を保全し、人と動物の棲み分けを進めるため、バッファゾーンの整備や広葉樹林の整備等による生息地管理が必要
- ・アライグマ、ヌートリアなどの外来生物の生息数が増加しており、本県固有の生態系の破壊、農業や生活環境への被害を及ぼしていることから、より一層の捕獲が必要
- ・管理の担い手不足により、農地やため池など里地・里山・里海の荒廃を招いているため、身近で豊かな自然を保全する人づくりが必要
- ・人工林の成熟化に対応して搬出間伐の促進による経済林としての再生と広葉樹林化などによる森林の公益的機能の保全が必要
- ・里山放置林において、景観や公益的機能の保全のため住民参画による里山林整備が必要
- ・森林ボランティアの育成や企業の参画など多様な森林保全のための担い手の育成が必要
- ・松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害の適切な防除が必要
- ・多様な生物が生息する豊かな海を再生するため、栄養塩類の健全な物質循環を確保するとともに、藻場・干潟などの浅海域の生息環境の保全が必要
- ・「山陰海岸ジオパーク」や「円山川下流域・周辺水田」などの地域資源を活用した、自然とのふれあいの推進が必要

エ 地域環境負荷の低減

- ・大気及び水環境の改善のため、環境基準の維持・達成に向けた対策が必要
- ・新たな課題である微小粒子状物質（PM2.5）について、構成成分の調査・研究を進め、越境等による影響も含めた発生源の解析が必要
- ・騒音、振動に係る苦情など、身近な生活環境に係る問題に対し、県民が安心して生活できる環境づくりに向けた取組が必要
- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故に関連し、県民の安全・安心の確保のため、継続的な放射性物質のモニタリングや適切な情報提供が必要

オ 環境保全・創造のための地域システム確立

- ・環境に配慮した行動につながる意識啓発や環境学習・教育により、ふるさとへの関心や愛着を持った次世代の環境を担う人づくりが必要

- ・都市部で進む単身化による人と人とのつながりの希薄化など、本県の状況を踏まえ、NPO 等地域における環境保全活動の支援による地域の取組の促進、都市と農村の交流の促進による県民一体となった環境保全活動が必要
- ・中間支援組織や研究機関等との連携による官・民の連携強化、環境施策や取組の充実が必要
- ・行政・事業者による積極的な情報公開が必要
- ・阪神・淡路大震災の経験や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、身近な生活空間における防災公園の整備など、地域において防災・減災を意識した環境保全対策が必要

第3部 今後の環境施策の展開の視点

第3次基本計画では、「地球温暖化の防止」「循環型社会の構築」「生物多様性の保全」「地域環境負荷の低減」「環境保全・創造のための地域システム確立」といった分野ごとに、全県的に施策展開が行われてきた。この結果、大気や水環境の改善、温室効果ガスの削減、廃棄物の抑制など、環境の改善に一定の効果が得られた。

一方で、今後、人口減少・少子高齢化が進む中、目指すべき環境の将来像を各主体が共有し、県民・事業者・NPO等・行政のそれぞれが役割を果たしながら、きめ細やかで、効率的かつ効果的な取組を進めることが益々重要となってきている。

また、東日本大震災の発生とその後の経緯を踏まえ、兵庫としては阪神・淡路大震災から自立復興を遂げてきた経験や地域における防災・減災など、蓄積されてきたノウハウも活かしていかなければならない。

そのためには、県民のくらしや事業活動、都市や多自然地域といった、いわゆる「活動の場」に応じた将来の環境を創っていくことが求められている。

これらを踏まえ、これまで取り組んできた環境の保全と創造に関する取組を基礎としつつ、地域に根ざした特色ある取組を進め、将来世代に豊かな環境を引き継いでいくことができるよう、今後の環境施策の展開に当たっては、以下の5つの視点に配慮しながら取組を進めていく。

視点1 次世代に継承する環境づくり

私たちの社会・経済活動は、空間的には地球規模に影響を及ぼし、時間的には将来世代に影響を及ぼしている。

将来世代の生活に負担をかけない、持続可能な社会の実現に向け、私たち共有の財産である、“豊かで美しいひょうご”を守り育てる県民意識の醸成、環境への負荷を最小限に抑えつつ、社会・経済活動との調和を図る取組などを通じて、次世代に継承する環境づくりを進めることが我々現世代の責務である。

視点2 県民にわかりやすく活動の「場」を基本に体系化

- (1) 県民の活動の「場」として、「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの場を設定し、将来像を描く
県民・事業者・NPO等の参画と協働を促し、各主体が共通の認識を持って行動するためには、県民の生活(くらし)や経済活動(しごと)、くらしの場としての都市部(まち)、多自然地域(さと)の活動の場からみた環境保全・創造活動を推進することが必要となる。

- (2) 環境課題への全県的な対策に併せ、各主体が協働し、地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする

これまで進めてきた環境施策を踏まえ、第4次基本計画では、より地域が一体となった取組を進めることとする。その基盤となるのは、地域に脈々と引き継がれてきた県民の生

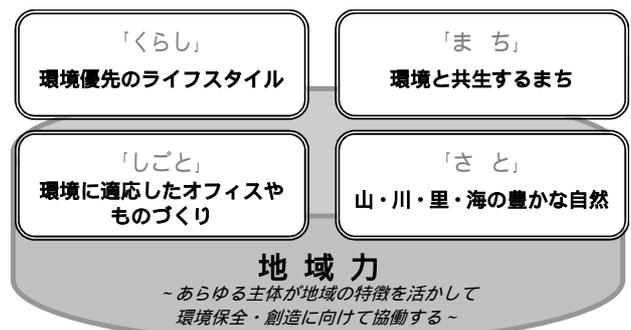


図3-1 目指すべき将来像のイメージ

活、産業、地域コミュニティであり、あらゆる主体が協働し、それぞれの地域の特徴を活かして取り組んでいくことを“地域力”と表現し、環境の取組を支える土台として位置付ける。(図3-1)

(3) 環境の分野を「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」と整理し、活動の場ごとに施策展開を図る

目指すべき“豊かで美しい環境”を実現させるための施策分野として「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」の4つの要素で整理し、県民の活動の場ごとに効果的な施策展開を図る。(図3-2)

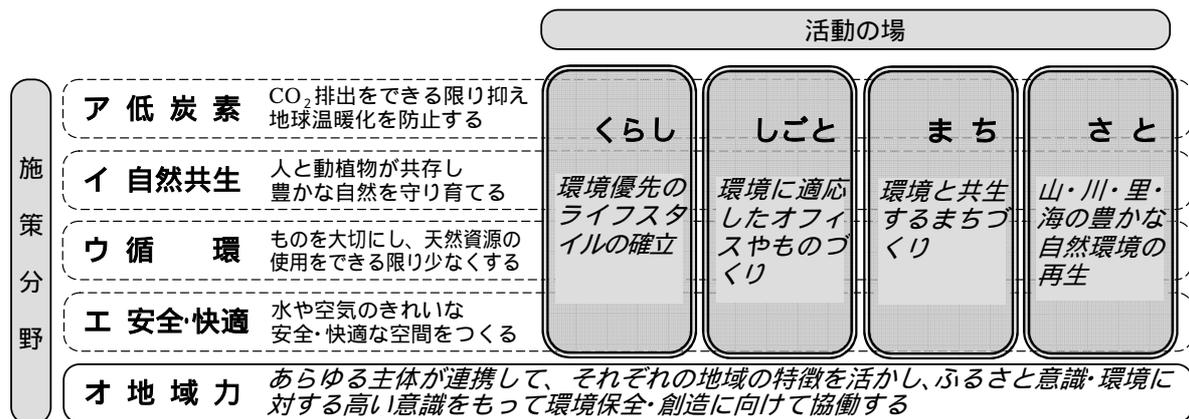


図3-2 施策分野と活動の場の関係

視点3 新たな環境課題への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因するエネルギー問題、シカ等の野生動物の被害対策、PM2.5等の大陸からの越境汚染対策など、新たな環境課題を踏まえた対策を推進する。

視点4 点検評価の見える化

計画の進捗について、客観的な点検・評価が可能となるよう、重点目標及び環境指標群を設定し、計画に基づく各施策の点検・評価の「見える化」を図る。

第4部 目指すべき将来像

第1章 活動の“場”の将来像

1 「暮らし」の姿 ~環境優先のライフスタイルの確立~

私たちの暮らしは、豊かさとともに、大量消費、大量廃棄を招き、産業型公害から生活排水や自動車排出ガス等の都市生活型公害を引き起こしてきた。また、経済活動の増大により、地球温暖化や生物多様性の危機といった地球環境問題にも発展していった。

これらの問題を解決するためには、まず、私たちのライフスタイルを転換し、エネルギーの効率的な利用や、資源の有効活用、自然と共生した暮らしの実践などが求められる。

これらを踏まえ、私たちの将来の「暮らし」の姿として、“環境優先のライフスタイルの確立”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

目指すべき将来像

日常生活で、温室効果ガスの排出の少ない省エネ型生活スタイルが確立している
太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーが大幅に導入されている
ボランティア活動等、里地・里山・里海の再生に向けた取組に参加している
3Rに配慮した生活を実践し、ごみの排出を少なくする生活が定着している
ごみ拾い運動等、地域の美化運動が展開されている

2 「しごと」の姿 ~環境に適應したオフィスやものづくり~

本県は、産業立県とも言われ、瀬戸内海沿岸部を中心に、わが国の産業基盤を支えてきた。その一方で、環境保全に関する取組も継続的に行われている。

これまでは、地域で活動する企業として、公害防止への取組を始めとして、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、省エネ化や再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス削減対策などが進められてきた。

近年においては、地域住民との交流や森づくり活動など、CSR活動を積極的に推進する企業が増加しており、今後、地域と企業がより密接に関わって、環境づくりを進めることが期待される。

これらを踏まえ、将来の事業活動の場である「しごと」の姿として、“環境に適應したオフィスやものづくり”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

目指すべき将来像

経済活動において、温室効果ガス排出の少ない仕組みが浸透している
地域の特徴に合わせた再生可能エネルギーの設置が進んでいる
環境創造型農業等、環境に配慮した農業技術が普及している
天然資源への依存度の少ない経済活動が進み、産業廃棄物の排出が抑制されている
廃棄物が安全かつ適正に処理・最終処分されている
工場等の公害防止体制が適切に運用されている
化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響を未然に防ぐ対策が進んでいる

3 「まち」の姿 ～環境と共生するまちづくり～

都市においては、少子高齢化社会のインフラ基盤として、コンパクトなまちづくりが求められている。公共交通機関の利便性を向上し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した自動車等の交通手段が普及している社会づくりを進める必要がある。

また、エネルギーの需給状況が管理され、効率的に利用されるスマートシティなど、次世代のまちづくりに向けたエネルギーの最適利用の方法について検討する必要がある。

これらを踏まえ、本県の将来の「まち」の姿として、“環境と共生するまちづくり”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

目指すべき将来像

再生可能エネルギーの最適な組み合わせによるスマートシティが形成されている
公共交通利用意識が高まるとともに、環境にやさしい移動手段が普及している
外来生物が駆除され、在来種の生息環境が確保されている
食品残渣等のバイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されている

4 「さと」の姿 ～山・川・里・海の豊かな自然環境の再生～

多様な自然環境を有する本県は、山・川・里・海のおもひ豊かな自然資源に恵まれている。しかしながら、近年においては、野生鳥獣による農林業被害、物質循環の不足が原因の一因とされる魚介類の減少、林業の衰退による森林機能の低下など、健全な物質循環に課題が生じている。

これらを踏まえ、本県の将来の「さと」の姿として、“山・川・里・海の豊かな自然環境の再生”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

目指すべき将来像

森林が適切に間伐され、CO₂吸収源としての機能が強化されている
地域に賦存する再生可能エネルギーが大量に導入され、エネルギー需給に重要な役割を果たしている
野生動物の適正な捕獲・管理が行われ、人と野生動物が共生している
山・川・里・海の豊かな自然が再生され、健全な物質循環が確保されている
自然公園等、自然とのふれあいの場が有効に活用されている
未利用系木質バイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
災害に強い森づくり等、自然災害に備えた安全・安心な環境づくりが進んでいる

第2章 “地域力”を基盤とした活動の将来像

本県の人口が平成22年度をピークに自然減に転じ、今後、ますます少子高齢化社会が進む中で、県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指すとともに、町内会や市町域から県域さらには関西域まで、あらゆる「地域」の環境の保全と創造に向けた取組に参画することが必要である。加えて、地域で意欲的な活動を行っているNPO等との連携や地域団体とのネットワーク、環境学習・教育によるふるさと意識や環境保全に対する意識の醸成などを通じて、地域が一体となって、豊かで美しい環境を創らなければならない。

これらを踏まえ、あらゆる主体が連携して、地域の特徴を活かし、ふるさと意識・環境に対する高い意識をもって環境保全・創造に向けて協働する = 「地域力」を高める取組として、以下のような環境づくりを目指す。

目指すべき将来像

様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られている

地域資源を活用した環境保全・創造の取組みなど、県民、事業者、地域団体、NPO、大学・研究機関、行政等のネットワークによる地域づくりが進んでいる

県内の環境の状況や県施策の取組状況等の積極的な情報提供により、県民の参画・協働の基盤が整備されている

〔参考〕各地域の環境の将来像

但馬

円山川下流域・周辺水田、山陰海岸ジオパークや国立公園・国定公園など豊かな自然を保全し、環境学習・教育、体験の場として活用

環境創造型農業の拡大とともにコウノトリの野生復帰が進み、人と自然が共生する地域づくりを進展

地熱（温泉熱）や未利用系木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な利用・拡大



円山川下流域・周辺水田（豊岡市）

氷上回廊など生物多様性の豊かな地域を保全し、環境学習・教育、体験の場として活用

「丹波の森構想」をキーワードとした森・里づくりの拡大
恐竜・ほ乳類化石を活かした環境学習フィールドづくりの拡大



日ヶ奥溪谷の森（丹波市）

播磨

人と自然が共生する美しい地域を目指す「環境王国」や、ため池を親水空間、生物生息地として維持・保全する「いなみ野ため池ミュージアム」など、森・川・里・海をつなぐ活動の進展

豊かで美しい海づくりや家島などの自然を活かした環境学習・教育の展開

廃棄物エコ手形制度のエリア全域での実施、住民・事業者・行政が一体となった不法投棄の未然防止・撤去活動の拡大



寺田池（加古川市）

全県

家庭・企業における省エネ・節電意識の浸透、環境負荷を抑えた暮らし・経済活動の定着

遊休地でのメガソーラーの設置等、再生可能エネルギーの積極的な活用・拡大

公共交通の利活用や電気自動車・ハイブリッド自動車等の普及などによるCO₂・有害物質の排出低減

豊かで美しい森・川・里・海など、生物多様性の保全に向けた取組の拡大

シカやイノシシ等の適正な捕獲・管理による農林業被害の低減、外来種の駆除による生態系の保全

企業のCSR活動による森づくりなどの定着・拡大

森林の間伐による機能の向上、端材の燃料化等バイオマス資源の有効活用の進展

廃棄物の発生を抑えた生活・企業活動の実践、リユース・リサイクルや最終処分の減量化の進展

大気・水質等の環境基準達成に向けた取組の推進

ライフステージに応じた環境学習・教育の浸透、環境保全の担い手の裾野拡大

環境産業の成長等、環境と経済の好循環
地域団体やNPO等の活動が地域で展開され、環境保全・創造に関する行動の浸透
都市と多自然地域の交流等、県内の様々な主体による環境保全の協働取組の進展

神戸・阪神

尼崎21世紀の森等県民の参画による自然環境の創出
エネルギー使用が最適化されたスマートシティの拡大、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりの進展
六甲山、丸山湿原をはじめとした北摂里山など都市部と近接した緑豊かで多様な生態系を持つ自然環境の保全



尼崎の森中央緑地における植樹活動（尼崎市）

「あわじ環境未来島構想」に基づく、太陽光や風力、潮流などの地域資源を活かした再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上

菜の花エコプロジェクトを核としたバイオマス資源の好循環が進展
ため池の適切な管理による豊かな海の形成

淡路



あわじ菜の花エコプロジェクト（洲本市）

～各主体の取組・協働が基盤～

県民、団体・NPO等、事業者、行政等の各主体が連携して、兵庫の豊かな自然環境、恵まれた気候条件、活発なNPO活動など地域の特徴を活かして、ふるさと意識・環境に対する高い意識を継続的に持って、環境保全・創造に向けて協働する

第3章 基本理念

私たちのふるさとである兵庫県は、日本の縮図とも称される多様な地域性を持ち、都市や農村それぞれの地域で脈々と受け継がれてきた生活や伝統、歴史文化、自然景観などの地域資源が豊富に存在している。一方で、瀬戸内海臨海部に広がる阪神工業地帯から播磨工業地帯に至る基幹産業の集積地に代表される“ものづくり県”でもある。

こうした様々な地域特性を活かし、県民はもとより、地域団体や NPO、事業者、行政など、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、暮らしや事業活動、都市や農村といった活動の場において、よりよい環境づくりに向けて協働する“地域力”は、これからの環境保全・創造に向けた基盤としてますます重要となっている。

これら多様な“地域力”による環境の保全と創造の取組が、社会のあり方やしくみを先導し変えていく役割を担う「環境先導社会」の構築を目指し、社会的・経済的な発展を維持しつつ、良好で快適な生活環境の中で、恵み豊かな、人と自然が共生する“豊かで美しいひょうご”を実現することが必要である。

21世紀をリードする兵庫の取組を全国に広く発信するとともに、この“豊かで美しいひょうご”を次世代に継承していかなければならない。

これらを踏まえ、本計画では、地域に根ざした環境づくりのあり方として、以下の基本理念を掲げる。

< 基本理念 >

地域力で創る環境先導社会 “豊かで美しいひょうご” の実現

第5部 目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現に向けた目標

目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現のため、当面の目標として平成30年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。

<重点目標>

低炭素	H32年度(2020年度)の県内温室効果ガス総排出量6%削減(H17年度(2005年度)比)
自然共生	野生動物による「深刻」な農業被害を受けている集落割合をシカ3%以下、イノシシ4%以下 里山林整備面積30%増(H23年度比) 県内藻場等面積3%増(H23年度比)
循環	一般廃棄物最終処分量10%削減(H23年度比) 産業廃棄物最終処分量32%削減(H22年度比)
安全・快適	河川・海域・湖沼における水のきれいさ(環境基準)100%達成 大気の手きれいさ(環境基準)100%達成

重点目標の現状、目標、活動の場

重点指標項目	現状 (H23年度)	目標 (H30年度)	活動の場
県内温室効果ガス排出量 (基準年度 H17 年度(2005 年度) : 75,783kt-CO ₂)	71,486kt-CO ₂	(H32年度(2020年度)) 71,084kt-CO ₂ (6%)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">くらし</div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">まち</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>
野生動物による「深刻」な農業被害を受けている集落の割合	7.4%(シカ) 9.6%(イノシシ)	3%以下(シカ) 4%以下(イノシシ)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>
里山林整備面積	18,776ha	24,600ha (+30%)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">くらし</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>
県内藻場等面積	2,018ha	2,080ha (+3%)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>
一般廃棄物最終処分量	270千t	244千t (10%)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">くらし</div> </div>
産業廃棄物最終処分量	975千t (平成22年度)	660千t (32%)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> </div>
河川・海域・湖沼における水のきれいさ (公共用水域での水の汚れに関する環境基準の達成)	河川：39/39水域 海域：20/26水域 湖沼：0/1水域	100%達成	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">くらし</div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">まち</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>
大気の手きれいさ (一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局での環境基準の達成)	一般局〔SPM：40/56局〕 〔PM2.5：0/4局〕 SO ₂ ,NO ₂ は全局で達成 自排局〔SPM：20/27局〕 〔PM2.5：1/3局〕 NO ₂ ,COは全局で達成	100%達成	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px;">くらし</div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">まち</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">しごと</div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px;">さと</div> </div>

第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画の目標値であるが、国の地球温暖化対策計画が示され、目標値や対策が大幅に見直された場合、県民、事業者、団体等各主体の意見を踏まえ目標値を見直す。

第6部 今後の環境施策の具体的な展開方向

第1章 「低炭素」～CO₂排出をできる限り抑え地球温暖化を防止する～

第1節 「低炭素」の側面からみた環境の将来像

地球温暖化の防止を進めるためには、日常生活や経済活動に「低炭素」の仕組みが組み込まれた社会が必要である。省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開を図る。

環境の将来像（低炭素）

- (1) 日常生活や経済活動において、省エネ型ライフスタイルの定着とあわせ、温室効果ガスの排出の少ない仕組みが浸透している
- (2) 再生可能エネルギーが地域特性に応じて大量に導入され、エネルギー需給に主要な役割を果たしている
- (3) 森林の整備が進み、CO₂の吸収源としての機能が強化されている
- (4) 交通・移動手段や建築物などの低炭素化により、環境と共生するまちづくりが進んでいる

第2節 具体的な取組事項

1 「くらし」における低炭素の取組

(1) CO₂排出の少ないライフスタイルへの転換

ア 省エネ・節電行動の推進

「地球温暖化防止県民行動指針」に基づき、冷暖房温度の適正化やエコドライブといった省エネ・節電行動を促進する。

「地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～新しいライフスタイル委員会」の活動を支援し、省エネ・節電行動の普及啓発を図る。

省資源・省エネルギーなどの普及啓発により、資源とエネルギーを大切にし、身近な暮らしや経済活動から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりを促進する。

地球温暖化防止活動推進員などによる地域での普及啓発活動を推進し、県民に地球温暖化防止について広く周知を図る。

関西広域連合の取組と連携し、夏季及び冬季のピーク電力の抑制について、広く県民に普及啓発を行う。

削減努力をしても避けられないCO₂の排出について、他の削減行動に投資するなどによりCO₂の相殺を行う「カーボン・オフセット」への取組を推進する。

イ 住まいの省エネ化・省エネ機器の購入の推進

県民は、トップランナー基準による省エネ家電やLED電球への買い換えなど、家電製品の購入時に省エネ型機器を選ぶとともに、住宅の建築時には、高気密・高断熱住宅にすることで、エネルギー効率の高い省エネ住宅とするよう努める。

融資制度等により、電気と熱を供給するコージェネレーション設備やヒートポンプ式電気

給湯器等の導入促進を図る。

省エネ機器の導入を促進するため、エコポイント制度等の経済的インセンティブを与え、家庭における省エネ機器の導入を促進する。

ウ CO₂排出の少ない交通手段の選択

自家用車の使用を控え、鉄道、バスなどの公共交通機関の活用を促進する。

エ 家庭のCO₂排出量の「見える化」の推進

家庭のCO₂排出量を「見える化」して、ライフスタイルに応じた削減対策を個別に提案する「うちエコ診断」を県民に広く普及させ、県民の省エネ行動を促進する。

オ 県産農林水産物の消費促進

県産農林水産物の消費を促進し、輸送に伴う温室効果ガスの排出（フードマイレージ）抑制に配慮した買い物を推進する。

カ グリーン購入の推進

県民は、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境配慮製品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の購入に努める。

(2) 住宅等への再生可能エネルギーの導入拡大

ア 太陽光発電の導入拡大

住宅用太陽光発電については、多くの県民が設置を検討する段階に入っていることから、融資制度の充実によりインセンティブを与え設備導入を促進する。

住宅用に関する相談のほか、小規模団体や集合住宅等への導入に関する相談にも対応するなど、「太陽光発電相談指導センター」によるきめ細やかな相談体制を維持する。

イ バイオマスの利活用促進

寒冷地を中心に、ペレットストーブ等の導入を促進し、未利用間伐材や林地残材等の未利用森林資源を活用することにより、温室効果ガスの排出抑制を図る。

「あわじ菜の花エコプロジェクト」など、廃食用油等から精製するバイオディーゼル燃料を有効活用する取組を進め、廃棄物の削減と地球温暖化対策を両立して推進する。

2 「しごと」における低炭素の取組

(1) 低炭素型の産業活動の推進

ア 排出抑制計画制度の推進

環境保全条例に基づき、排出抑制計画の策定及び措置結果の報告を事業者に求めるとともに、計画や実績の公表についても検討を行う。

一定規模以上の工場・事業場の新增設については、環境保全条例により温暖化アセスを実施し、事前に温室効果ガスの排出抑制措置について検討を行うことにより、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入促進を図る。

イ 中小企業等における温室効果ガス排出抑制の推進

中小企業等における「省エネ診断」の受診などを積極的に促進し、事業所における省エネ対策を推進する。

資金力に乏しい中小企業向けの省エネ機器等の導入に対する融資制度などの支援制度を県や市町において創設し利用を促す。

ウ 経済的手法による排出削減

大規模事業者が中小事業者に技術・資金等を支援し、中小事業者において削減した CO₂ 削減量を大規模事業者に移転する「CO₂ 削減協力事業」や、二国間クレジットなど、県内企業における CO₂ の排出と経済をつなぐ仕組みの活用促進等を通じて、環境保全の取組が経済を発展させ、経済が活性化することによって更に環境保全が進むという、環境と経済の好循環を図る。

生産エネルギーの低炭素化・高効率化のための技術開発、高効率機器の導入、再生可能エネルギーの技術開発といった、低炭素製品製造のための環境技術を有する企業、革新的な環境技術を開発する企業が新たな資金を調達できる仕組み（環境金融商品、助成など）を検討する。

エ フロン類回収の推進

地球温暖化やオゾン層破壊の原因となるフロン類について、冷凍空調機器設置者やフロン回収業者への指導等を通じ、漏えいの防止を図る。

「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」と連携・協力し、フロン類適正処理についての一層の普及啓発を図る。

オ 県産農林水産物の生産振興と県産県消の推進による CO₂ の削減

県産農林水産物の県内消費を促進することにより、農林水産業の振興を図るとともに、輸送に伴う温室効果ガスの排出（フードマイレージ）抑制を図る。

カ グリーン購入の推進、環境配慮商品の流通拡大

事業者は、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境配慮製品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の購入に努めるとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を行い環境配慮製品の流通拡大を図る。

(2) オフィス・ビルの低炭素化

ア 省エネ型ビルの普及促進

省エネ診断などを活用し、事業所に適したエネルギー利用への転換を図るとともに、高効率の省エネ機器・設備の導入を支援する。

イ 建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）等の推進

一定規模以上の建築物の新築・増改築については、環境保全条例に基づき建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）による届出を通じて建築物の省エネ化等を図る。

その他、オフィスビルや住宅においても、積極的にエネルギー管理システム（EMS）を導入し、省エネ化を進める。

ウ 県自らが取り組む地球温暖化防止対策の推進

県自らも大規模なエネルギー消費者であることから、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の削減、コピー用紙使用量の削減、水使用量の削減、グリーン購入の推進などの行動を通じ、県民や事業者の模範となるよう努める。

(3) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大

ア 太陽光発電の導入拡大

地域における再生可能エネルギーの大幅導入のため、遊休地を活用し、メガソーラーなど

大規模な太陽光発電設備を導入する。

環境教育の充実や再生可能エネルギーの導入拡大のため、学校等公共施設への太陽光発電設備の整備を推進する。

イ 小水力、地熱エネルギーの発掘と利活用

ダム、農業用水など、地域特性を活かした小水力発電の導入を検討する。

湯村温泉におけるバイナリー発電設備の導入実績を踏まえ、地熱（温泉熱）の活用について検討を進める。

ウ バイオマスの利活用促進

未利用間伐材や林地残材等の未利用森林資源を木質チップ・ペレットに加工し、ボイラーなどの燃料として利用できるよう施設等整備を支援するほか、発電用燃料にも利用できるよう供給体制づくりを進めることにより、林業生産サイクルを円滑に循環させるとともに、地球温暖化対策との両立を図る。

「あわじ菜の花エコプロジェクト」など、廃食用油等から精製するバイオディーゼル燃料を有効活用する取組を進め、廃棄物の削減と地球温暖化対策を両立して推進する。【再掲】

3 「まち」における低炭素の取組

(1) 環境に配慮した交通の実現

ア 低公害車の導入

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車等低公害車の導入促進や、エコドライブの推進により、温室効果ガス排出の抑制を図る。

「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき電気自動車用充電器を設置するとともに、関西広域連合と連携し、関西広域充電インフラマップによる情報の提供を通じて、周辺インフラの整備を進める。

イ 公共交通機関の利用促進

「ひょうご公共交通 10 年計画」に基づき、交通事業者・住民・行政の役割を明確化して三者の連携を深化させることにより、利用者ニーズに基づく利便性の向上、マイバス・マイレール意識に基づく日常的公共交通利用、安全運行に対する適切な支援等により、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を進め、利用者の増加に繋げる。

「ノーマイカーデー」運動の推進により、事業所への通勤に公共交通機関の利用を促進する。

ウ 道路交通の円滑化

渋滞解消・緩和に向けたバイパス整備や右折車線設置などの対策により、道路交通の円滑化を通じた温室効果ガスの抑制を図る。

エ モーダルシフトの推進

トラックによる物流システムから鉄道・船舶への物流に転換するモーダルシフトを推進し、物流のグリーン化を図る。

(2) エネルギーを効率的に利用するスマートシティの実現

ア 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自給のまちづくりの推進
地域の特徴を活かした再生可能エネルギーを可能な限り導入し、エネルギーの地産地消・

エネルギー自給のまちづくりを推進するとともに、新たなまちづくりの手法の1つとして、エネルギーの需給状況が管理され、効率的に利用されるスマートシティの構築に向けた検討を進める。

イ コンパクトなまちづくりの推進

市街地の無秩序な拡散を抑え、市街地への都市機能の集約化など、都市構造の転換を図り、温室効果ガス排出の少ないコンパクトなまちづくりに配慮した取組を進める。

「環境未来都市構想」に基づき選定された県内外の環境モデル都市における先導的な取組について情報交換を図り、県内市町への普及・展開を図る。

(3) ヒートアイランド対策の推進

ア 都市緑化の推進

建築物の屋上緑化・壁面緑化、建築物の敷地の緑化等に関する義務づけや支援制度により住宅や事業所及びその敷地をはじめとした都市緑化を進める。

駐車場の芝生化等によりアスファルト舗装を減らし、地表面の温度上昇の抑制を進める。

イ 熱を溜めないライフスタイルへの転換

エアコンの使用を抑え、扇風機を利用するなど、家庭から排出される人工排熱を抑制する。夏季の電力ひっ迫時に、家庭のエアコンを停止し、公共施設や民間施設のクールスポットを利用することにより、節電対策を実施するとともに人工排熱の削減を図る。

湯船のお湯など、家庭の残り水を道路等に撒く「打ち水」により、体感温度の上昇を防ぐ。

4 「さと」における低炭素の取組

(1) CO₂ 吸収源としての森林機能の整備

ア 森林管理 100%作戦の推進

間伐されずに荒廃した人工林の公益的機能を高度に発揮させるため、「森林管理 100%作戦」により間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐を進める。

イ 資源循環型林業の構築

「兵庫木材センター」を核とした県産木材製品の供給体制を強化し、県産木材（間伐材）の利用を促進することにより、林業・木材産業の振興を図り、CO₂ 吸収機能など森林の公益的機能を持続的に発揮させる資源循環型林業の構築をめざす。

(2) バイオマスの利活用の促進

未利用間伐材や林地残材等の未利用森林資源を木質チップ・ペレットに加工し、ボイラーなどの燃料として利用できるよう施設等整備を支援するほか、発電用燃料にも利用できるよう供給体制づくりを進めることにより、林業生産サイクルを円滑に循環させるとともに、地球温暖化対策との両立を図る。【再掲】

「あわじ菜の花エコプロジェクト」など、廃食用油等から精製するバイオディーゼル燃料を有効活用する取組を進め、廃棄物の削減と地球温暖化対策を両立して推進する。【再掲】

第2章 「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

第1節 「自然共生」の側面からみた環境の将来像

本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開する。また、シカ等の野生鳥獣の頭数の管理と適正な生息環境の保全を進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図る。

環境の将来像（自然共生）

- (1) 「生物多様性ひょうご戦略」の推進により、生物多様性保全に対する県民の意識が高まり、豊かな生態系が保たれている
- (2) 野生動物の適正な捕獲・管理が行われ、人と野生動物が共生している
- (3) さまざまな担い手により、里地・里山・里海が適切に管理され、健全に水や物質が循環する豊かな自然が保全・再生されている
- (4) 人と自然とのふれあいの場が充実し、身近に自然の豊かさを感じることができる

第2節 具体的な取組事項

1 「暮らし」における自然共生の取組

(1) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進

ア ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

幼児期は、幼稚園・保育所における体験型環境学習を支援するため、環境学習実践事例及び地域の支援人材情報の提供等を実施する。

学齢期は、小学校での環境体験事業や自然学校、中学校でのトライやる・ウィーク、高等学校でのふるさと貢献活動事業など、地域での体験学習の中で、環境を学び、体験する活動を充実する。

成人期は、地球温暖化防止活動推進員等による環境出前教室や温暖化防止セミナーなど、NPO や地域団体等による各地域の特色を活かした活動の充実を図る。また、環境学習・教育を支援する地域人材と学校や幼稚園等をつなぐ仕組みの充実を図る。

イ 体験を重視した環境学習・教育の場や学習機会の提供

地域の自然体験や社会体験によって、環境問題を自らの課題として考え、問題解決の能力や態度を身につけ実践するという体験を通じた学習プロセスが重要である。そのため、民間団体等の中間交流拠点であるひょうごエコプラザと連携し、体験型環境学習施設や自然環境フィールドを活用した環境学習・教育の推進を図る。

地域に関心を持ち、身近な自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ機会を増やすことができるよう、エコツーリズムの推進を図る。また、県内の環境関連施設の視察研修などを通じて環境学習・教育を実施する「エコツーリズムバス」の運行を支援する。

環境の保全と創造に取り組む地域団体やNPO等、事業者などと連携し、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベントを開催するとともに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「環境教育等促進法」)に基づく体験の機会の場の認定を行う。

2 「しごと」における自然共生の取組

(1) 公共事業における環境への配慮

ア 環境配慮型技術や工法を用いた公共事業の推進

地域特性等を勘案しながら公共事業に環境配慮型技術や工法を採用するなど、環境への配慮に努める。

公共工事等の実施主体が事業実施時に配慮すべき事項をまとめた「生物多様性配慮指針」を普及するとともに、行政、企業、NPO等、市民グループが行う環境保全活動等の実施に際して、各団体からの要請に応じて生物多様性保全への適切な指導・助言を行う「生物多様性アドバイザー制度」の運用を進める。

イ 「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」に基づく河川整備

河川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、河川や流域の特性を勘案しながら、できるだけコンクリートを使わず、使う場合でも環境に配慮する「自然を活かした川づくり」を進める。

(2) 環境に配慮した農業の推進

ア 環境創造型農業技術の開発と普及の促進

「兵庫県環境創造型農業推進計画」に基づき、土づくりを基本に化学合成された肥料や農薬の使用を低減した農産物の生産を推進し、環境に優しい農業技術の開発・普及を図る。

「コウノトリ育む農法」における水稻栽培での中干し時期の延期や冬期湛水等により、農地及びその周辺に生息する生物多様性を保全し、生き物と共生できる環境づくりを図る。

イ 農業者等への支援と消費者等の理解促進

農業者等に対する環境創造型農業の意識高揚・取組拡大を図るとともに、消費者等にひょうご安心ブランド農産物等兵庫県認証食品の消費拡大を推進する。

(3) 多様な担い手による森づくり活動の推進

ア 森林ボランティア・リーダーの養成

森林ボランティア1万人の維持や次代のリーダーを養成する講座を実施し、森林ボランティア団体の維持、強化を図るとともに、森林ボランティア団体連絡協議会の活動を支援する。

イ 企業の森づくりの推進

企業・団体等が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、支援・指導体制を強化し、企業の森づくりを支援する。

3 「まち」における自然共生の取組

(1) 自然とのふれあいの推進

ア 尼崎21世紀の森構想の推進

尼崎の森中央緑地において、植樹イベント、ボランティア活動、学校の授業の一環など、市民の手による森づくり、企業のCSR活動による苗木育成や植樹等を実施するほか、森構想到賛同する企業による工場の沿道緑化や、企業と市民が協力して工場敷地内の駐車場や

壁面等の狭小スペースを活用し緑を増やす「すき間緑化」の実施等により、尼崎臨海地域の森づくりを推進する。

イ 都市公園の利活用

都市の良好な自然環境を保全するとともに、住民の憩いの場として都市公園の利活用を推進し、都市の自然とのふれあいを進める。

(2) 外来生物対策の強化

ア 外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除

「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（ブラックリスト）」を活用し、普及啓発を行うとともに、新規発見された場合はリストに追加を行う。

新たな外来生物の早期発見を図るため、関係者間のネットワーク形成、地域における外来種情報の収集・監視システムの構築を図る。

農林業や人に被害を及ぼしている特定外来種の防除指針により、適切な防除を行う。

ペット（愛玩動物）として飼われていた外来種の自然界への放置禁止の徹底を図るため、外来生物の生態や被害に関する理解を深める。

ブラックバスやブルーギルなどの池への持ち込みは、ため池の生態系の攪乱を引き起こす原因となることから、外来魚の放流禁止について看板を設置するなど、県民への周知を行う。

(3) 県民への普及啓発

ア 都市近郊の河川・里山等における自然環境保全

都市近郊の河川や里山において学校や地域住民等が実施する体験学習等を通じ、自然の豊かさを感じるとともに、自然保護の意識の醸成を図る。

4 「さと」における自然共生の取組

(1) 生物多様性の保全の総合的推進

ア 「生物多様性ひょうご戦略」に基づく生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、劣化した生態系を回復させるとともに、侵略的な特定外来生物の防除による野生動植物の保全など、生物多様性の保全に向けた取組を総合的・体系的に推進する。

NPO等が実施している生物多様性保全の取組を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、県民や企業の参加により活動を実施する。

イ レッドデータブックによる希少種の保全

貴重な野生生物や植物群落などを保全するため、「兵庫県版レッドデータブック」の点検・見直しを常時行い、環境保全条例に基づく指定野生動植物種としての指定の必要性及び有効性等の検討を進める。

保全すべき森林や沿岸域などでの開発は極力抑制し、やむを得ず土地利用を改変する場合には、兵庫県版レッドデータブックを踏まえた野生生物や植物群落などへの影響評価などにより保全を図る。

ウ コウノトリの野生復帰の推進

「コウノトリ野生復帰グランドデザイン」(平成23年8月策定)の野生復帰のゴールである、複数の野生個体群が安定的に生息し種として存続する状態(コウノトリの安定したメタ個体群構造の確立)を目指し、他機関等との連携を図りながら、遺伝的多様性の向上と生息域の拡大に向けて取り組む。

コウノトリの野生化に向け、コウノトリが野生で生きていくための餌となる魚類やカエル等が生息できる水田や河川、巣となる高い木が茂る山林の整備を進める。

エ ラムサール条約湿地の保全等による豊かな生態系の保全

平成24年7月に「円山川下流域・周辺水田」がラムサール条約湿地に登録されたことから、これを保全するため、県民と一体となった保全活動を推進し、生態系の保全を図るとともに、コウノトリの飛来する地域でもあることから、生物生息環境に配慮した事業活動や生活を推進する。

湿地は豊かな生態系を形成する重要なフィールドであることから、県内の他の湿地についても、県民、地域団体、NPO等との協働により保全・活用を図る。

(2) 野生鳥獣の適切な捕獲・管理

ア 鳥獣保護事業計画等による特定鳥獣の保護管理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」)に基づき鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定及び管理等を適切に行う。

森林動物研究センターの調査研究による野生動物の生息・繁殖状況、捕獲の影響、被害状況等のデータを基に、その数の著しい増減に対して長期的な観点から特に保護管理が必要と認められる、シカ、イノシシ、サル、ツキノワグマについて、特定鳥獣保護管理計画を策定し、特定鳥獣の種に応じた適切な対策を実施する。

イ シカ対策の推進

シカ保護管理計画に基づき、農業被害、森林の下層植生被害の半減を目標に、目撃効率1.0以下となるよう個体数管理を行うとともに、防護柵の設置等による被害防除、生息環境管理を併せ、総合的な対策を推進する。なお、銃猟により山中で捕獲したシカについては、搬出・食肉加工などの利用を促進するとともに、適正な埋却の徹底など環境に配慮した処理に努めるよう周知・啓発を図る。

県民局単位に対策組織を設置し、県、市町、猟友会、集落代表者等が連携し、地域の実情に応じた取組を進める。

狩猟者の捕獲意欲の向上や、地域資源の有効活用を進めるため、「ひょうごシカ肉活用ガイドライン」に基づき、狩猟者による適正な取扱や食肉関連事業者等への衛生管理の普及を図り、シカ肉やシカ皮の需要拡大を図る。

ウ イノシシ対策の推進

イノシシによる農業被害は高い水準で推移しており、例えば淡路島においては、イノシシの被害が急速に拡大するなど、農山村地域での農業振興を図る上で大きな障害となっていることから、イノシシ保護管理計画に基づき、人身被害の解消、農業被害の半減を目標に、目撃効率0.2以下となるよう個体数管理を行うとともに、防護柵の設置等による被害防除、生息環境管理と併せ、総合的な対策を推進する。

六甲山周辺地域では、餌付けにより人馴れしたイノシシが出没するため、餌付け禁止につ

いて、地域住民や利用者への注意喚起を行う。

エ サル対策の推進

ニホンザル保護管理計画に基づき、人身事故の防止、農業被害・生活被害の減少、群れの適正な維持、被害地域の拡大抑制を目標に、群れごとの規模に応じた頭数管理（順応的管理）を行う。

サルを集落に出没させないため、追い払い犬の育成、サルが登りにくい防護柵の検討、サルの接近を知らせる警報システムの整備など、県民と一体となったサル被害に強い地域づくりを進める。

オ クマ対策の推進

ツキノワグマ保護管理計画に基づき、人身被害・精神被害の防止による安全・安心の確保、農林業被害の軽減を図る。なお、県内における生息数は、環境省が示す「絶滅危惧地域個体群」となる水準（個体数 400 頭）を下回らないよう、クマの生息動向と被害状況を踏まえ、年度ごとの生息数に応じた頭数管理（順応的管理）を行う。

集落に出没したクマについては、学習放獣や電波発信機による行動監視などを行い、集落への出没を抑制する対策を進めるとともに、誘引物となる果実やごみ等の除去、雑草地の刈り払いなど、市町と連携した出没予防対策を進める。

カ 狩猟者の後継者確保

野生鳥獣の個体数管理を担う狩猟者は、近年高齢化が進み、狩猟者数が減少しているため、若者を対象とした狩猟体験、狩猟免許講習会、技能向上訓練などを通じ、狩猟者の後継者確保を進める。

キ 関西広域連合と連携した取組

関西広域連合において行っているカワウ対策について、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、モニタリング、個体数管理を進める。

カワウ以外の広域的な鳥獣保護管理について構成府県市により検討を行い、適切な対策を講じる。

ク 野生動物の生息地管理

農作物被害が深刻であり、住民の対策への意欲が高い地域を対象に、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーンを整備するとともに、野生動物の生息地となる奥山での広葉樹林の整備等を実施する。

(3) 外来生物対策の強化【再掲】

ア 外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除

「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（ブラックリスト）」を活用し、普及啓発を行うとともに、新規発見された場合はリストに追加を行う。

新たな外来生物の早期発見を図るため、関係者間のネットワーク形成、地域における外来種情報の収集・監視システムの構築を図る。

農林業や人に被害を及ぼしている特定外来種の防除指針により、適切な防除を行う。

ペット（愛玩動物）として飼われていた外来種の自然界への放置禁止の徹底を図るため、外来生物の生態や被害に関する理解を深める。

ブラックバスやブルーギルなどの池への持ち込みは、ため池の生態系の攪乱を引き起こす

原因となることから、外来魚の放流禁止について看板を設置するなど、県民への周知を行う。

(4) 県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理

ア 「森林管理 100%作戦」の推進

間伐されずに荒廃した人工林の公益的機能を高度に発揮させるため、「森林管理 100%作戦」により間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐を進める。【再掲】

イ 里山林の再生

集落周辺の放置された里山林において、生活環境や景観の改善のために、地域住民自らが行う里山林整備活動に対して資機材等の支援を行い、「参画」と「協働」による健全な里山林への誘導を図る。

人と野生動物の棲み分けを図るため、バッファークーンの設置や奥山での広葉樹林の育成など、野生動物の生息環境の整備を行う。

人家裏山等の危険木の伐採や放置竹林等の整備など、山地災害防止機能向上のための森林整備を行う。

ウ 多様な担い手による森づくり活動の推進

ボランティア団体、NPO 法人、社会貢献活動としての企業など多様な主体による森づくり活動の推進と、森林ボランティア活動の継続、内容の充実を図る。

県民の理解醸成により、企業の寄付金（企業活動と連動した社会貢献活動）や、税、募金などによる財源の確保を図り、県民全体で森林を支える仕組みのさらなる充実を図る。

エ 里地・里山の適切な管理

間伐されずに荒廃した人工林の公益的機能を高度に発揮させるため、「森林管理 100%作戦」により間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐を進める。【再掲】

集落周辺の放置された里山林において、生活環境や景観の改善のために、地域住民自らがおこなう里山林整備活動に対して資機材等の支援を行い、「参画」と「協働」による健全な里山林への誘導を図る。【再掲】

オ ため池の適正な管理

ため池は、農業用水源としての役割だけでなく、洪水調節や豊かな自然といった多面的な機能を有することから、堤体の草刈りや清掃などの日常管理、堤体からの漏水や変形など危険な兆候を発見するための点検、計画的な改修や危険箇所の補修を進める。

瀬戸内海沿岸においては、豊かな海の創生に向けた環境改善のため、漁業者と農林業者が協働して行うため池のかいぼり（水抜き、干し出し）により、海洋への栄養塩の適正な供給、外来生物の駆除を図る。

東播磨地域において進められている「いなみ野ため池ミュージアム」など、地域住民の参画によるため池の保全活動を広げ、ため池の清掃・管理、希少生物の保護、環境学習・教育の場としての活用などを通じて、地域コミュニティの活性化に資する取組を進める。

カ 農山漁村ボランティア活動の拡大

森林ボランティア団体においては、メンバーの高齢化とともに、リーダーとなる後継者の

不足が顕在化しているため、森林ボランティア団体における次代のリーダーを養成し、森林ボランティア活動の継続と更なる活性化を図る。

漁業者による森づくりや森林事業者による海岸整備など、森・川・海の相互の交流を推進し、流域が一体となったボランティア活動を展開する。

農村ボランティアについては、中山間地域の集落において外部力を活用した活性化を図るため、ボランティア数の拡大を図るとともに、活動の活発化を推進する。

キ 森林の適正な保全

保安林及び林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な林地開発を規制し、適正な開発への誘導を図る。

県内全域にまん延する松くい虫被害や県北部から除々に南下しているカシノナガキクイムシの穿入によるナラ枯れ被害を防止するため、保安林や被害先端地等を重点的に薬剤や粘着材等の予防対策と伐倒処理等の駆除対策を効果的に組み合わせ、森林の公益的機能の低下防止を図る。

(5) 健全な物質循環の確保による豊かな海づくり

ア 新たな法整備に向けた取組の推進

瀬戸内海関係府県市で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が中心となり、瀬戸内海を「里海」として再生するための新たな法整備に関する国などへの働きかけを継続して実施する。

イ 陸域・海域が一体となった物質循環の促進

播磨灘北東部をモデルとした「海域の物質循環健全化計画(ヘルシープラン)」を踏まえ、栄養塩類の循環バランスの改善に向けた対策を検討する。

阪神間の浜辺における「浜辺の環境学習」、播磨灘西部沿岸域における「播磨灘の里海づくり事業」など、瀬戸内海沿岸における環境学習などの取組を推進する。

漁場整備事業等により適地において川砂等を用いた浅場の造成や投石による藻場の整備を進める。また、海底耕耘や二枚貝の放流、食害生物の防除等、干潟、浅場や藻場の保全活動を行う漁業者等の取組を支援する。

(6) 自然とのふれあいの推進

ア 自然とのふれあいの場の整備

生物多様性を考える機会や場の拡大を図るため、自然観察会などのイベントをはじめ、自然にふれあう機会の確保を図る。

国立公園、国定公園、県立自然公園や、里地・里山・里海などの自然をフィールドとしたエコツアーなど、環境学習・教育の場を広げていくとともに、兵庫の自然ふれあいマップやインターネットを通じた情報の提供などを進める。

全国をネットワークする長距離自然歩道の一環として、近畿自然歩道の県内ルートについて、市町と連携して維持管理を行う。

イヌワシなど貴重な野生生物が生息する上山高原とその周辺地において、自然環境の保全活動の実践や自然と共生した地域の暮らしを学ぶ「上山高原エコミュージアム」を推進し、ススキ草原やブナ林の復元、地域資源を生かした交流プログラムにより、自然環境保全・

利用のモデル拠点づくりを進める。

西日本有数のススキ草原を有する砥峰高原について、ススキ草原の保全・再生を図る。

三木山森林公園では、「人と森林との共生」をテーマに多様な森林を育成し、人と森とのふれあいを深める場を提供する。

県下6箇所のあるさとの森公園では、自然観察会など様々なプログラムを企画し、ボランティアの参画を得て、地元住民と都市住民、多様な世代、親子、家族などのふれあいの場を提供する。

イ ジオパークの取組推進

平成22年に世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」を地質遺産として保全・活用するとともに、学術的価値や自然景観の魅力を広くPRする。

(7) 県民への普及啓発

ア 自然保護指導員による指導・啓発

自然保護指導員、環境NPO等、ナチュラルウォッチャーリーダーなどの活動を通して、自然公園や自然環境保全地域をはじめ、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを推進する。

イ 県民の参画による自然環境保全

生物多様性の保全を確実に推進するためには、人の生活や事業活動における自然環境への保全に向けた取組を相互に関連させながら進めることが重要である。県民、事業者、行政、地域団体、NPO等のあらゆる主体が参画できるよう、相互の連携を図りながら生物多様性の保全の取組を推進する。

次代を担う子どもたちが自然環境の大切さを学習できるよう、学校の裏山や里山林整備地を活用し、森のインストラクターや森林ボランティア団体と連携し、森林体験学習を推進する。

ウ 「ひょうご森のまつり」等の開催

「ひょうご森のまつり」や各地域での育樹などの県民参加イベントの開催などにより、広く県民に森の大切さを普及啓発するとともに、森づくりへの参加を呼びかける。

第3章 「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～

第1節 「循環」の側面からみた環境の将来像

廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の消費の少ない生活や経済活動への転換を図るとともに、リサイクルを促進し、最終処分の少ない社会システムを構築する。

また、豊かな森林を有する本県の特徴を活かし、間伐材等の未利用木材等のバイオマスが地域内で消費される地域循環圏の構築を目指す。

環境の将来像（循環）

- (1) 天然資源への依存度の少ない生活や経済活動が進み、廃棄物の発生の少ない社会システムが確立している
- (2) 発生した廃棄物も、資源やエネルギーとして回収され、再利用されるリサイクルシステムが構築されている
- (3) 地域で発生したバイオマス資源が地域の中で地産地消される地域循環圏が構築されている
- (4) やむを得ず発生した廃棄物が適正に処理され、安全かつ確実に最終処分されている

第2節 具体的な取組事項

1 「くらし」における循環の取組

(1) ごみ減量化の促進

ア 生活系ごみの減量化の促進

容器・包装を利用する食品・その他の製造業者やスーパーなど小売・卸売業者における容器包装の軽量化や簡易包装化の取組を促進し、ごみの減量化を図る。

各市町は、その実情に合わせ、分別収集、単純指定ごみ袋制、ごみの収集・運搬の有料化等の手法を検討し、住民の理解と協力による取組を基本として、生活系ごみの発生を抑制する。

県民・事業者・行政の参画のもと、県民誰もが実施可能な環境に配慮した行動のひとつであるレジ袋の削減を進める。

イ グリーン購入の推進

県民は、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境配慮製品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の購入に努める。【再掲】

(2) 循環型社会の担い手づくり

ア 新しいライフスタイルの展開

兵庫県連合婦人会、兵庫県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会の3団体を中心となり実施する地球環境時代に適応した新しいライフスタイルへの取組を支援する。

関西広域連合と連携したライフスタイルの転換に関する取組などを通じ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の啓発を図る。

イ 学校や地域における循環型社会の構築に向けた環境学習・教育の展開

学校においては、持続可能な循環型社会形成に向けた理解を深める副読本などを利用したより充実した学習・教育を推進する。また、地域の支援団体、市民団体、事業者、行政等と連携・協働し、質の高い体験学習の機会を設け、地域社会の一員であることの気づきと関心を高め、行動意識へとつなげる。

自ら地域のために行動する力を育むため、地域全体が環境意識や郷土への愛情と誇りを持つ次代の担い手を大切に育てていく気運を醸成する。

2 「しごと」における循環の取組

(1) ごみ減量化の促進

ア 事業系ごみ減量化の促進

ISO14001 及び環境省が中小事業者を対象として制度化したエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入を促進し、事業所の自主的なごみの減量化、再資源化を図る。

イ 産業廃棄物多量排出事業者における排出抑制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）に基づく多量排出事業者に対し、減量化・再資源化計画について提出を求めるとともに、計画未達成事業者に対し、県が必要に応じてヒアリングを行い、計画の達成に向けた取組を進める。

ウ グリーン購入の推進、環境配慮商品の流通拡大

事業者は、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境配慮製品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の購入に努めるとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を行い環境配慮製品の流通拡大を図る。【再掲】

(2) 廃棄物系バイオマスの利活用

ア 廃棄物の飼料化・たい肥化・燃料化

エコフィード、たい肥、土壌改良材等、地域の実情に応じてバイオマス資源の利用の取組を進める。

下水道汚泥や事業者から排出される生ごみ等は、集約してメタン発酵によるエネルギー回収を検討する。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ア 排出事業者、処理業者等に対する適正処理指導

廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生から最終処分までの責任を果たすよう、廃棄物処理法に基づく委託基準やマニフェスト制度の遵守を徹底する。

業界団体と協力体制を確保しながら、廃棄物処理業者を対象とした講習会や廃棄物処理に関する情報交換を行うなど、リサイクル業者の育成や知識の普及を図る。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」）及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、建築物解体工事に伴う廃棄物の分別・再資源化の推進及び適正処理の徹底を図る。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」）に基づき、使用済自動車等のリサイクル及び適正処理を推進を図る。

イ 廃棄物処理施設の円滑な設置の推進

廃棄物処理施設の立地を巡った紛争を予防・調整するため、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、事業計画の事前公開、地域住民の意向反映、紛争予防のあっせん等、本条例の適切な運用を図り、施設の円滑な設置を図る。

ウ 優良処理業者の育成

優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「産業廃棄物処理業者優良認定制度」を積極的に活用し、認定した処理業者を公表するなどにより育成を図る。

3 「まち」における循環の取組

(1) 地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり

ア 集団回収・店頭回収の促進

市町が集団回収を積極的に支援するよう働きかけ、より一層の促進を図る。また、県と市町が協力し、量販店に対して、年間の店頭回収量等の報告を求め、量販店における回収量の把握、再資源化ルート等の確認を行う。

(2) 廃棄物系バイオマスの利活用

ア 下水道汚泥等の利活用

下水道汚泥、食品廃棄物、生ごみを集約してメタン発酵によるエネルギー回収を行う等、地域特性に合ったバイオマス利活用を検討する。

(3) 温暖化に配慮した廃棄物処理の促進

ア 市町ごみ処理施設の広域化

ごみ焼却時の熱回収は、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現する上で重要であることから、今後、ごみ処理施設の広域化計画を市町の協議状況を踏まえ改定する。

イ 高効率ごみ発電施設の導入促進

地球温暖化防止や熱利用（サーマルリサイクル）の促進の観点から、より効率的かつより汎用的な熱利用の方法として、高効率発電施設の積極的な導入を促進していく。

(4) 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進

ア 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進

資源の有効利用や廃棄物適正処理等の観点から、県は国の動向や県内市町の取組状況等の情報提供などを行い、市町が関係事業者と連携して使用済小型電子機器のリサイクルへの取組を進めるよう支援する。

イ 容器包装廃棄物の分別収集の促進

市町が実施している容器包装廃棄物の分別収集について、分別収集品目数により市町をランク分けすることで、より多くの品目の分別収集を行うよう促す。

ウ 建設廃棄物の再資源化

「兵庫県建設リサイクル推進計画 2011」(平成 23 年 4 月策定)に基づき、建設廃棄物のリサイクルを推進するため、規制的手法に加え、民間主体の取組による 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を促進する。

エ 民間リサイクル事業等の取組支援

産学官の協力・連携によるリサイクルの調査・研究、地球温暖化対策等の環境技術の向上・開発を図るため、循環型社会の形成のために必要な調査研究やリサイクルシステムの構築・環境ビジネスの事業化推進のための支援等を行う。

オ セメントリサイクル事業

セメント焼成施設を活用し、市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんをセメント原料として再資源化するとともに、県内市町の利用拡大を図る。

(5) 公共関与による適正な最終処分の推進

ア 大阪湾フェニックス事業の推進

受入終了年度が平成 39 年に延伸されたことから、大阪湾フェニックス事業の計画的な推進を図る。

廃棄物の減量化について、フェニックス圏域府県・市町村における取組の進行管理を行う。

イ 但馬最終処分場事業の推進

但馬地域において、産業廃棄物・建設残土を広域的かつ適正に処分するため、(公財)ひょうご環境創造協会の事業として、安定型最終処分場を運営する。

4 「さと」における循環の取組

(1) 未利用木質系バイオマスの利活用

未利用間伐材や林地残材等の未利用森林資源を木質チップ・ペレットに加工し、ボイラーなどの燃料として利用できるよう施設等整備を支援するほか、発電用燃料にも利用できるよう供給体制づくりを進めることにより、林業生産サイクルを円滑に循環させるとともに、地球温暖化対策との両立を図る。【再掲】

第4章 「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

第1節 「安全・快適」の側面からみた環境の将来像

本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施する。

また、化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策の推進を図る。

環境の将来像（安全・快適）

- (1) 水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されるとともに、行政等から適切に情報が提供され安心して暮らすことができている
- (2) 県民自らが環境の美化に取り組み、ごみが捨てられていない美しい環境が確保されている
- (3) 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響の未然防止対策が進むとともに、迅速な情報提供の体制が整っている
- (4) 自然災害に備えた安全・安心な生活環境づくりのための整備が進んでいる

第2節 具体的な取組事項

1 「暮らし」における安全・快適の取組

(1) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進

ア 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の推進

美しい地域景観の創出や魅力あふれる地域づくりのため、県内全域において民間団体と連携し、環境美化統一キャンペーンを実施する。

環境保全への意識を高める環境学習・教育の場として、小・中・高校、住民に参加を呼びかけ、清掃等の環境美化活動を進める。

イ 地域で行う安全・安心な生活環境づくり活動への参加

いなみ野ため池ミュージアム、あわじ環境未来島構想など、地域の身近な生活空間の保全・創造に県民が参画する取組を進める。

瀬戸内海沿岸や山陰海岸に漂着するごみについて、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき処理を進めるとともに、広報などを通じ、県民や事業者に対し、川や海へごみを捨てない意識を定着させる。

地域住民や森林ボランティア等の参画により、災害に強い森づくりやバッファゾーン整備を進める。

2 「しごと」における安全・快適の取組

(1) 公害防止体制の適切な運用

ア 工場等における公害防止組織の整備促進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「公害防止組織法」）に基づく工場・事業場に

おける公害防止のための管理体制の整備の徹底を図る。

県及び市町は、工場・事業場に定期的に立入検査を行い、公害防止対策が適切に実施されているか確認を行うとともに、適切な指導を行う。

イ 環境保全協定に基づく規制・指導、情報の公開

瀬戸内海沿岸部を中心とした地域の大規模な事業所と県及び地元市町が締結している環境保全協定において、協定の履行状況や自主的な環境保全活動について、県のホームページ等で公開することにより、地域住民に開かれた企業活動の推進を図る。

ウ 公害苦情・紛争の適正処理の推進

県民からの公害苦情に迅速かつ適切に対処するため、公害苦情の受理及び苦情処理を適切に行うとともに、県民局と市町の情報提供の充実を図る。

公害紛争処理法に基づき公害審査会を運営し、暮らしの中の公害にかかる紛争の速やかな解決を図る。

(2) 化学物質対策等の推進

ア PCBの適切な処理の推進

県内事業者が保管するPCB廃棄物について、保管状況及び処理状況を把握し、日本環境安全事業(株)(JESCO)大阪事業所等で確実かつ適正に処理期限までに処理を進める。

イ アスベスト対策の推進

大気汚染防止法や環境保全条例に基づき、アスベストが使用された建築物の解体を行う際に適正な飛散防止対策が行われるよう、立入検査などを通じて発注業者や解体業者を指導する。

アスベスト廃棄物の処理について、講習会等を通じて普及啓発を行い、アスベスト廃棄物処理マニュアルに基づく指導を推進する。

アスベスト被害に関する相談窓口を健康福祉事務所に設置するとともに、石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿救済法」)に基づき、継続的な検査が必要な方に検査費用の助成や継続的な健康管理の支援を行う。

ウ ダイオキシン対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気や水質等のダイオキシン類濃度の監視を行うとともに、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図るため、届出の審査及び立入検査により指導を行う。

エ 化学物質の排出量・移動量の把握と公表の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「PRTR法」)に基づき、工場等における化学物質の排出量及び移動量を把握・公表することにより、事業者自らの排出量の適切な管理や化学物質によるリスク削減を図る。

オ 予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査

大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制対象となっていないが、国際的に対策が検討されている一部の有機ふっ素化合物や有機塩素化合物など、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態を把握し、その結果を公表することで、工場等における自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて規制的措置を検討する。

(3) 放射性物質に関するモニタリング

ア 空間放射線量の監視

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえ、空間放射線量率、大気浮遊じん、降水物及び上水について、引き続き監視体制を維持し、県民に適切な情報提供を行う。

3 「まち」における安全・快適の取組

(1) 大気環境の保全

ア 大気環境の改善

環境保全条例に基づく「ディーゼル自動車等運行規制」による、阪神東南部地域の道路沿道における大気環境の改善を図る。

円滑な交通流を確保するため、渋滞交差点の改良やバイパスの整備などを推進し、さらに公共交通機関の利用促進を図る。

大気環境の監視測定体制を整備するとともに、国や市町と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視測定を実施し、その結果について県民に情報提供する。

イ ひょうごエコドライブの推進

アイドリングストップをはじめ環境に配慮した運転方法等について普及啓発を行い、自動車の運転に伴う窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）の排出抑制を図る。

県内の自動車教習所等においてエコドライブの講義を実施し、自動車運転者への意識づけを行う。

ウ PM2.5 対策の推進

微小粒子状物質（PM2.5）の削減対策として、汚染実態の把握に向け、大気常時監視測定局における測定体制の整備を進めるとともに、発生源を把握するための成分分析を進める。

(2) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止

ア 公共用水域における水質の改善

水質総量削減計画に基づき、瀬戸内海の水質改善について、事業場に対する指導の徹底、生活系排水対策、自然を活用した環境改善施策などを進める。

水質測定計画に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、水質の向上に向けた取組を実施する。

イ 土壌汚染対策の指導

地下水・土壌汚染対策として、新たな局地的汚染が明らかになった場合、その範囲を特定し、健康被害を防止するため、汚染の除去、拡散の防止など、適切な対応を講じる。

(3) 身近な生活環境の保全

ア 道路騒音、新幹線騒音、航空機騒音の監視

騒音、振動対策を推進するため、自動車、新幹線については騒音及び振動調査を、航空機については騒音調査を実施し、適切な対応を講じる。

イ 騒音、振動、悪臭等に関する市町職員への支援

工場・事業場などから発生する騒音・振動・悪臭に関する事業者指導を担う市町職員を支

援するため、研修会の開催等を通じ、情報共有及び知識の向上を図る。

ウ 空き家の適切な管理

空き家の増加は、都市部においては治安の悪化や倒壊の危険などによる安全性の低下、また過疎地においては、更に不法投棄の誘発や景観の悪化など、生活環境に悪影響を及ぼしている。地域の再生・活性化の視点も十分に踏まえ、ストックの有効活用による空き家の解消や、多自然居住の促進、地域間相互交流を積極的に推進する。

エ ペット（愛玩動物）の適切な飼養管理

ペット（愛玩動物）の不適正な飼養管理を原因とする生活環境汚染などが社会問題となっていることから、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物との共生や愛護精神を育みつつ、終生飼養をはじめとした管理責任の意識の向上を図る。また、犬のしつけの必要性についての積極的な啓発などを通じた適正飼養の徹底を図る。

(4) 広域環境汚染対策と県民への迅速な情報提供

ア 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグによる健康被害を防止するため、緊急時の対策として「兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令時に県民への迅速かつ適切な周知を図るとともに、大気汚染の状況を広く県民に情報提供する。

事業者に対しては、光化学スモッグ注意報等の発令時の措置について指導を行うとともに、ばい煙や揮発性有機化合物（VOC）の排出削減について指導を行う。

イ 越境汚染への対応

微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視測定データに基づき、必要に応じ注意喚起情報を発信するなど、県民に対し適切な情報提供を行う。

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等の地域の大气環境に影響を与える越境汚染の実態把握に努め、必要に応じ、国への働きかけを行う。

(5) 防災・減災の社会基盤整備

ア 防災公園や防災緑地の整備による自然環境と防災機能の両立

都市における環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくりを推進するため、防災公園の整備や既存公園の防災力向上（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、広場、防火樹林帯など）を図る。

防災拠点に太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、平常時の使用電力の削減に寄与するとともに、停電時等の非常用電源として活用できる体制を整備する。

イ 環境防災教育プログラムの推進

阪神・淡路大震災の経験を教訓として防災・減災の視点を取り入れた環境と防災を統合・両立した環境防災教育プログラムを推進する。

4 「さと」における安全・快適の取組

(1) 災害に強い森づくりの推進

ア 流木・土石流被害軽減のための災害緩衝林等の整備

台風や集中豪雨による災害対策として、森林の防災面での機能強化を早期かつ確実に進め

る必要があることから、人工林が大半を占める山地災害危険溪流において、流木・土石流による被害を軽減する災害緩衝林整備や間伐木を利用した土留工を設置し、表土の流出防止を図る。

- イ 里山防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備による森林の防災機能強化
集落の裏山にある危険な里山林については、森林の適切な整備を行いながら、簡易な防災施設を併せ持つ防災林を整備することにより、環境保全と防災対策の両立を実現する。
手入れ不足の高齢人工林について、部分的に伐採し、その跡地にコナラ、ヤマザクラなどの広葉樹を植栽することにより、風水害に強い針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備を進める。
- ウ 住民等の参画による森林整備の推進
地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等の支援を実施する。
- エ 広葉樹林化の促進
収益性の低い人工林を繰り返し群状に伐採し、その跡地に広葉樹林を植林し、将来的に広葉樹林へ誘導して、山地災害防止や野生動物の生息環境保全に配慮した多様な森林を整備する。

(2) 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応

- ア 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づく規制
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、保管と称した多量の廃棄物の長期間放置、残土と混合した産業廃棄物の山など、悪質な不適正処理等を防止する。
- イ 不法行為に対する厳格な対応
生活環境に著しい支障が生じる悪質な事案に対しては、直ちに改善命令等を発するとともに、警察との連携をさらに強化し、不法投棄を許さない環境づくりを進める。
不法投棄された廃棄物により、地域住民の生活環境に支障が生じている事案を解決するため、「兵庫県不適正処理適正化推進基金制度」を活用し、原状回復を推進する。
現行の紙マニフェストをさらに進展させ、偽造がしにくく、「情報の共有」と「情報伝達の効率化」が特徴である電子マニフェストの普及促進を多量排出事業者を中心に全県的にを行い、不法投棄を許さない社会づくりを進める。
「廃棄物エコ手形制度」など、事業者と地域住民が協働して不法投棄事案の原状回復を行う制度の全県展開を図る。
大阪府、海上保安庁、環境省近畿地方環境事務所等と連携し、海域への不法投棄防止対策を推進する。

第5章 「地域力」～あらゆる主体が地域の特徴を活かして環境保全・創造に向けて協働する～

第1節 「地域力」の側面からみた環境の将来像

第4部で示した目指すべき将来像の実現には、それぞれの課題に応じた取組に加えて、全体に共通して対応が必要な基盤となる取組の整備が重要である。

そのために、人と人、地域と地域など、環境をつなぐネットワークを構築し、地域が一体となった取組を進めるとともに、環境学習・教育を通じ、次代を担う人づくりを進める。

また、新たな課題に適切に対処するため、研究機関との連携や国際協力を進め、豊かで美しい環境の維持、影響の未然防止に向けた取組を進める。

環境の将来像（地域力）

（1）持続可能な社会の実現を目指す人づくり

県民一人一人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、幼児期からシニア世代まで、自分の身近な環境から持続可能な社会づくりについて学び、体験する環境が整っている。

また、さまざまな民間団体がネットワーク化されより高い水準で環境体験や環境学習が提供されるとともに、地域に根ざした活動を積極的に展開し、人づくり・地域づくりの取組が面的広がりを持って進められている。

（2）環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進

事業者が提供する環境負荷の小さい工業製品や農林水産物、サービスなどが新たな付加価値として市場で評価され、日常生活では、誰にでもわかりやすい環境ラベルの浸透により、多くの県民が環境配慮型の商品・サービスを自然と選択し評価する社会システムが構築されている。

また、事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で県民に届けられ、安心して暮らすことができる社会が整っている。

（3）様々な主体との協働による取組の推進

地域の中に、県民が自発的に環境活動に参加できる受け皿が行政、事業者など様々な主体によって支えられ、多数整備されている。多くの県民がそのような場を活用し、身近な環境活動への参画、環境保全活動に取り組んでいる。

また、環境に関する最新の研究結果や動向などが県内の環境研究機関から県民へわかりやすい形で提供されているとともに、県の環境関連施策の展開に効果的に活用されている。

第2節 各主体の取組の推進

1 県民

(1) 環境学習・教育への積極的な参画を通じたふるさと意識・環境保全に対する意識の向上

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、親子での自然体験や、幼稚園・保育所における体験型環境学習などを通じ、幼児自らが動物や花木に触れるなど、生命の大切さに身をもって気づく力を養う。

学齢期は、小学校での環境体験事業や自然学校、中学校でのトライやる・ウィーク、高等学校でのふるさと貢献活動事業などを通じ、児童生徒が自然や身近な生活の中での気づきや発見から、環境について幅広く関心をもち、理解を深め、実践力を育成するとともに、自然に対する豊かな感受性や命を尊ぶ心、思いやりの心を育む。

大学生や子育て世代を始めとした若者が、自ら学び伝えていく担い手となり、実践活動に自発的に参画するため、環境の現状や地域における環境保全・創造に向けた取組などを学ぶ場に積極的に参加する。

成人期は、地域の人材や資源を活用し、次代を担う幼児、児童生徒が行う環境学習を支援するとともに、成人自らが環境保全や学習に関する様々な活動を多様なフィールドで行う。地域の自然体験や社会体験によって、環境問題を自らの課題として考え、問題解決の能力や態度を身につけ実践するという体験を通じた学習プロセスが重要である。そのため、民間団体等の中間交流拠点であるひょうごエコプラザを積極的に活用するとともに、体験型環境学習の施設や自然環境フィールドを積極的に活用する。

(2) 環境にやさしいライフスタイルの実践・確立

一人一人が、地球温暖化や生物多様性の重要性を理解し、環境負荷の小さい製品・サービスの選択、集団回収や店頭回収などのリサイクル、節電・省エネ行動の実践、身の回りの緑化や自然環境の保全など、自らのライフスタイルの改善につなげるよう努める。

県内の環境関連施設の視察研修などを通じて環境を学ぶエコツーリズムバスを活用した事業等に積極的に参加し、身近な自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ。

(3) 環境保全・地域づくりに向けた取組への積極的な参加

地域における環境美化活動や植林等の森づくり、川、海などにおける自然再生など、住民が一体となった環境保全、地域づくりに向けた活動に積極的に参加する。

2 地域団体・NPO等

(1) 行政、事業者、県民の連携によるネットワークの形成

県民の主体的な環境行動を育むため、女性団体や消費者団体、企業などのさまざまな主体が参画するネットワークの活動を支援し、地球環境に適応した新しいライフスタイルを提唱する。

(2) ノウハウを活かした環境保全活動、政策提言・提案、情報提供、普及啓発等の実施

地域団体やNPO、大学・研究機関等の団体は、これまで蓄積してきたノウハウや知見、研究成果等を活かした環境保全活動の実施に努めるとともに、行政等への積極的な提言・提

案や、これまでの活動・研究成果の情報発信、提供を行い、県民・事業者等への普及啓発を図る。

(3) 地域の特徴を活かした環境学習・教育の実施、実践の場の提供

特色ある多様な自然資源が県内各地に点在していることから、健全な水循環等を題材とした森・川・海のつながりに注目した生態系の学習、コウノトリの野生復帰に代表される自然再生に関する学習、ため池などの身近な生活空間における自然とのふれあいを通じた学習など、地域の資源を活用した兵庫県独自の環境学習・教育を推進する。

地域に存在する環境学習施設・フィールド、NPO 等などの地域人材などを積極的に活用し、県民運動や町内会、子ども会などの地域活動と連携して、体験型環境学習・教育の幅広い展開を図る。

県民が身近な地域に関心を持ち、自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ機会を増やすことができるよう、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベントへの出展、出前講座等の開催など、地域の資源を活かした交流・環境保全・創造ネットワークの形成を図る。

(4) 都市と農村の地域間連携・自然交流等のコーディネート、担い手づくり

県下の山・川・里・海はさまざまな特性を持ち、同時に、県下の地域を結ぶつながりを持つものであることから、流域に暮らす人々と自然環境との関わりを回復させながら、参画と協働の下、山・川・里・海をつなぐを通じた地域間の交流を深める。

里山林の整備、多自然の川づくり、藻場の再生など、山・川・里・海を舞台とした環境学習・教育を推進し、参画と協働の実践の場の提供や機会の充実を図り、県民による環境の保全・再生に向けた実践活動の促進を図る。

3 事業者

(1) 環境負荷の小さい製品やサービスに関する研究開発等への積極的な投資

本県には、太陽光発電システムなどの新エネルギー、水処理などの環境保全技術を有する企業が数多く立地することから、それら企業においては、「兵庫県 COE プログラム推進事業」や(公財)新産業創造研究機構等との連携を通じて環境関連産業に対する研究開発等への積極的な投資に努める。

農林水産物の生産者は、兵庫県認証食品をはじめ、安全で新鮮なひょうごの農林水産物の普及を図るため、地産地消・県産県消といった消費者と互いに暮らしを支えあう関係づくりに配慮するとともに、環境保全につながる取組を推進する。

(2) 企業の自主的な取組の推進、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開

環境報告書の作成・公表に努めるなど、企業による環境の保全・創造に向けた取組を積極的に推進する。

瀬戸内海沿岸部を中心とした地域の大規模な事業所は、県及び地元市町と締結している環境保全協定に基づき、協定の履行状況や自主的な環境保全活動の情報提供に努め、地域住民に開かれた企業活動の推進を図る。

地域住民や児童生徒による工場見学、学校での出前教室等に積極的に取り組むよう努め、

住民等とのコミュニケーションを通じた地域に根付いた企業活動を推進する。

県民、事業者、行政の各主体の参画と協働の趣旨から、環境影響評価制度の運用について、公平性、客観性が確保され、相互の信頼に基づき、手続が透明かつ公正に実施されるよう努める。

環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例に基づき、事業のより早い段階から事業への環境配慮を促す「配慮書手続」を適切に実施し、重大な環境影響を早期に回避するよう努める。

(3) CSR 活動を通じた環境保全活動の実施

社会貢献活動の一環として行う森林保全活動、清掃等の美化活動など、CSR 活動による環境保全の取組を推進する。

エコフェスティバル等の環境イベントに積極的に参画し、県民、行政などと一体となった環境保全活動に取り組む。

4 行 政

(1) 政策の目標設定と効果的・効率的な推進

環境基本計画やこれを構成する各分野別の個別計画において、計画の適切な推進を図るため、定期的に点検・評価を行い、取組の着実な実施を確保するとともに、環境を取り巻く各分野との連携を密にし、効果的・効率的な施策の実施を図る。

(2) 関係法令の的確な運用

工場や事業場から排出されるばい煙、排水、廃棄物等に対し、環境関係法令を適切に運用するとともに、規制・指導を行い、身近な生活環境の保全を図る。

(3) 環境学習・教育の基盤づくり

幼稚園・保育所における体験型環境学習を支援するため、環境学習実践事例及び地域の支援人材情報の提供等を実施する。

小学校での環境体験事業や自然学校、中学校でのトライやる・ウィーク、高等学校でのふるさと貢献活動事業など、地域での体験学習の中で、環境を学び、体験する活動を充実する。

地球温暖化防止活動推進員等による環境出前教室や温暖化防止セミナーなど、NPO や地域団体等による各地域の特色を活かした活動の充実を図る。また、環境学習・教育を支援する地域人材と学校や幼稚園等をつなぐ仕組みの充実を図る。

地域に関心を持ち、身近な自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ機会を増やすことができるよう、エコツーリズムの推進を図る。また、県内の環境関連施設の視察研修などを通じて環境学習・教育を実施する「エコツーリズムバス」の運行を支援する。

環境の保全と創造に取り組む地域団体やNPO、事業者などと連携し、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベントを開催するとともに、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を行う。

県の地球温暖化防止活動の活動拠点である「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」の

取組として、県や市町と連携し、うちエコ診断、環境関連イベントなどを通じた普及啓発などにより、県民のライフスタイルの改善を促進する。

(4) 各主体の環境保全活動への支援・コーディネート

地域団体やNPOなどの環境保全活動を行う団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体であり、環境学習・教育の地域資源を守り育て、環境学習・教育や地域の環境美化活動などの実践活動を実質的に支える上で不可欠な存在であることから、それら団体の活動を支援し、あわせて地域コミュニティの活性化を図る。

県や市町と環境学習・教育の中間交流拠点である「ひょうごエコプラザ」が連携し、環境学習・教育に関する相談受付やコーディネートを行う。

(5) 様々な調査研究機関等との連携による新たな施策の研究

兵庫県環境研究センターと連携し、行政課題の調査研究の結果を環境施策に反映する。

県立人と自然の博物館や兵庫県森林動物研究センターにおける生物多様性に関する研究成果などを環境施策に反映するとともに、県内の団体・企業・県民への普及啓発を図る。地球環境研究支援活動を展開する(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)や、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の事務局機能を担うAPNセンターの活動を支援するとともに、研究の成果を環境施策に反映する。

大学や研究機関等における研究などを政策に活かすため、ひょうごエコタウン推進会議等を活用して、産・学・官による共同研究、技術開発、情報収集・提供、調査・研究、国内外における事業化支援等を図る。

瀬戸内海、チェサピーク湾(米国)、バルト海(北ヨーロッパ)、地中海(南ヨーロッパ)など世界の閉鎖性海域の環境保全の問題を解決するために、研究・政策・市民活動・教育・産業活動の幅広い分野で国際的に総合的な交流を行う(公財)国際エメックスセンターの研究成果を環境施策に反映する。

(6) 関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進

関西広域連合として取り組んでいる低炭素社会づくり、自然共生型社会づくり、循環型社会づくりなどに基づく事業を県内市町に広く展開するとともに、関西広域連合構成府県市との連携を図り、関西全域で取り組む。

県と市町との役割分担のもと、県民局と市町との連携事業の実施など、効率的な事業展開を図る。

環境未来都市構想やバイオマス活用推進計画(バイオマスタウン構想)など、環境に関する先進的な取組を行っている県内市町と連携を図り、県内市町への波及を促す。

(7) 国際協力の推進

姉妹提携等を締結している中国広東省をはじめとした海外自治体の環境問題の解決に向け、県内企業等が有する環境改善技術に関する情報発信などにより、企業等の国際的な連携、取組を促す。

(独)国際協力機関(JICA)などによる開発途上国等の技術研修生を受け入れ、環境モニタ

リング技術などの習得に協力する。

地域レベルでの国際協力による地球温暖化防止を推進するため、(公財)ひょうご環境創造協会における「モンゴル森林再生支援プロジェクト」など、植林支援プロジェクトを推進する。

ブラジル・パラナ州との友好交流を通じた環境面の技術協力員の受け入れなど、国際貢献を通じ、地域における環境保全活動の取組を他国に向けて積極的に発信する。

(8) 環境率先行動の推進

県自らも大規模なエネルギー消費者であることから、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の削減、コピー用紙使用量の削減、水使用量の削減、グリーン購入の推進などの行動を通じ、県民や事業者の模範となるよう努める。

(9) 県民・事業者へのわかりやすい情報提供

県民、事業者、地域団体、NPO 等と連携し、エコフェスティバル等県内各地で行われている環境学習・教育、環境イベントやセミナー等を通じ、環境に配慮したライフスタイルや企業の取組などについて積極的に普及啓発を図る。

さまざまな立場の人がコミュニケーションを行い、必要とする環境情報を活用し、より良い環境保全・環境創造の取組を行うことができるよう、広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ(兵庫の環境 <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.html>)などにより積極的な環境情報の発信を行うとともに、(公財)ひょうご環境創造協会と連携し、同協会の発行する広報紙「エコひょうご」やメールマガジンなどによる情報発信など、さまざまな媒体を用いて、広く環境情報の充実を図る。

さらに、それら媒体に加え、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など双方向のコミュニケーションが可能な手段を活用して、県民のニーズに合わせた情報の発信・共有を図る。

第7部 計画の効果的推進

第1章 計画の進行管理

本計画の目指すべき将来像の実現に向けて、第6部に掲げる各種施策を着実かつ効果的に進めるためには、県内市町をはじめ、地域団体やNPOなど各主体との連携により取り組むことが重要である。

これら取組の推進及び計画の適切な進捗管理はPDCAサイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会に報告し、意見・提言を求めるとともに、農林、県土、まちづくり、産業、県民局など、部局横断で計画や取組の検証を行い、持続的改善を図る。

取組結果については、定期的に県ホームページ等により公表する。

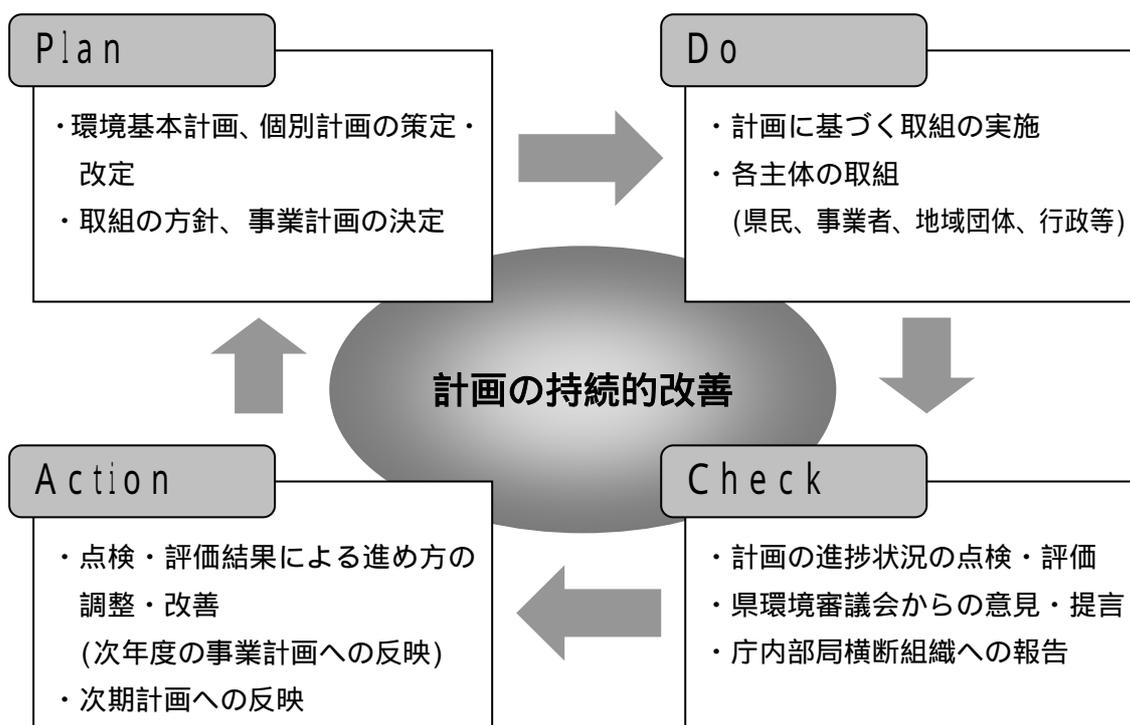


図7 - 1 計画の進捗状況の管理方法 (PDCA サイクル)

第2章 環境指標

第4次基本計画では、第5部に掲げた各分野における目指すべき将来像の実現に向け、各分野の重点目標により進捗管理を行うほか、数値化された客観指標である「ひょうごの環境指標」を設定し、毎年度、定期的に取り組の進捗状況を点検する。

なお、ひょうごの環境指標については、毎年度の点検・評価の中で必要に応じ見直しを行う。

「低炭素」に関する指標 (26 項目)

(1) 「暮らし」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	-	温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]	71,486kt-CO ₂ [5.7%] (H23 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)比 6% (予定) (平成 32 年度 (2020 年度))	[定義]県内の温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]県内の温暖化対策の総合的な取組状況を示す数値として選定
2	1 CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換	民生家庭部門の温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]	8,344 kt-CO ₂ [1.3%] (H23 年度)	-	[定義]県内の民生家庭部門における温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]家庭部門の温暖化対策の状況を示す基本的な指標として選定
3		うちエコ診断受診数	1,019 件 (H24 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化防止活動推進センター ((公財)ひょうご環境創造協会) が実施する「うちエコ診断」の年間受診家庭数 [選定理由]家庭におけるライフスタイルの見直しにつながる行動を示す数値として選定
4		兵庫県地球温暖化防止活動推進員の委嘱者数	248 人 (H24 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化防止活動推進員の人数 [選定理由]県民への普及啓発の支援状況を示す指標として選定
5		世帯あたりの年間電力使用量	5,786kWh (H23 年度)	-	[定義]兵庫県勢要覧掲載の県全域の電力消費状況 ÷ 当該年度の世帯数 [選定理由]県民の省エネ行動を示す指標として選定
6		家庭用燃料電池コージェネレーションシステム導入台数	928 台 (H24 年度)	-	[定義]国の補助金を利用して県内の家庭に導入された家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの台数 [選定理由]県民の省エネ行動を示す指標として選定
7		2 住宅等への再生可能エネルギーの導入拡大	県内の住宅用太陽光発電システム導入件数	10,360 件 (H23 年度)	-
8	県内の住宅用太陽光発電システム導入容量		44,036kW (H23 年度)	-	[定義]「太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」における県内の住宅用太陽光発電システムの設備容量 [選定理由]県全体の再生可能エネルギー導入状況を示す指標として選定
9	県内の再生可能エネルギー導入量(累計)		382,140kW (H23 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化対策方針に基づき集計された県内の再生可能エネルギーの導入量 [選定理由]県全体の再生可能エネルギーの導入状況を示す基本的な指標として選定

(2)「しごと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	-	温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]【再掲】	71,486kt-CO ₂ [5.7%] (H23 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)比 6% (予定) (平成 32 年度 (2020 年度))	[定義]県内の温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]県内の温暖化対策の総合的な取組状況を示す数値として選定
2	1 低炭素型の産業活動の推進	産業部門の温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]	45,873 kt-CO ₂ [4.8%] (H23 年度)	-	[定義]県内の産業部門に係る温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]産業活動の低炭素化の取組状況を示す数値として選定
3		民生業務部門の温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]	4,116 kt-CO ₂ [+10.0%] (H23 年度)	-	[定義]県内の業務部門に係る温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]オフィス等の低炭素化の取組状況を示す数値として選定
4		グリーン購入ネットワーク会員数	42 事業者 (H24 年度)	-	[定義]グリーン購入ネットワーク (GPN) に加入している県内事業所の数 [選定理由]企業におけるグリーン購入の状況を示す数値として選定
5		2 オフィス・ビルの低炭素化	県内の「関西エコオフィス宣言」事業所数	1,248 事業所 (H24 年度)	-
6		CASBEE に基づく届出件数 (累計)	1,630 件 (H24 年度)	-	[定義]環境保全条例に基づき届出がされた 2,000m ² 以上の新築・増改築建築物の数 [選定理由]建築物における省エネ対策の状況を示す指標として選定等
7		県施設における温室効果ガス削減率	H21 年度比 2.1% (H24 年度)	H21 年度比 6.8%以上 (H27 年度)	[定義]兵庫県環境率先行動計画 (ステップ 4) に基づき算定された県施設の温室効果ガス削減率 (H21 年度比) [選定理由]県施設における省エネ対策の状況を示す指標として選定
8	3 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	県内の再生可能エネルギー導入量 (累計)【再掲】	382,140kW (H23 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化対策方針に基づき集計された県内の再生可能エネルギーの導入量 [選定理由]県全体の再生可能エネルギーの導入状況を示す基本的な指標として選定

(3)「まち」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	-	温室効果ガス排出量の削減率 [H17 年度 (2005 年度)比]【再掲】	71,486kt-CO ₂ [5.7%] (H23 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)比 6% (予定) (平成 32 年度 (2020 年度))	[定義]県内の温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]県内の温暖化対策の総合的な取組状況を示す数値として選定
2	1 環境に配慮した交通の実現	運輸部門の温室効果ガス排出量 [H17 年度 (2005 年度)比]	8,356 kt-CO ₂ [10.3%] (H23 年度)	-	[定義]県内の運輸部門における温室効果ガス排出量 (H17 年度比) [選定理由]運輸部門の温暖化対策の状況を示す基本的な指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
3		県内新規登録車のうち次世代自動車の割合	16.1% (H24 年度)	-	[定義](一社)自動車検査登録情報協会が把握している新規登録車の台数(年間)のうち、次世代自動車(ハイブリッド車、電気自動車及びクリーンディーゼル自動車)の割合 [選定理由]運輸部門の温室効果ガスの削減を進めるとともに、自動車による排出ガスの削減にも寄与する次世代自動車の導入状況を示す数値として選定
4		県内の電気自動車用充電器の数	247 基 (H24 年度)	-	[定義]県が把握する急速充電器及び普通充電器の設置数 [選定理由]次世代自動車の導入状況を示す数値として選定
5		普段は、できるだけ公共の交通機関を利用する人の割合	53.2% (H23 年度)	-	[定義]県が実施する県民意識調査における公共交通利用者意識調査 [選定理由]公共交通機関の利用に係る県民の意識を示す指標として選定
6	2 ヒートアイランド対策の推進	県内主要都市の真夏日及び熱帯夜日数(延べ日数)	118 日 (H24 年度)	-	[定義]神戸市の真夏日(日最高気温 30 以上)及び日最低気温(日界 24 時)が 25 以上の日数(延べ日数) [選定理由]ヒートアイランド現象の状況を示す指標として選定

(4)「さと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	-	温室効果ガス排出量 [H17 年度(2005 年度)比]【再掲】	71,486kt-CO ₂ [5.7%] (H23 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)比 6%(予定) (平成 32 年度 (2020 年度))	[定義]県内の温室効果ガス排出量(H17 年度比) [選定理由]県内の温暖化対策の総合的な取組状況を示す数値として選定
2	1 CO ₂ 吸収源としての森林機能の整備	間伐実施面積	109,393ha (H24 年度)	169,000ha (H32 年度)	[定義]「森林管理 100%作戦」に基づき実施した間伐面積 [選定理由]CO ₂ 吸収源対策の状況を示す指標として選定
3	2 木質系バイオマスの利活用の促進	県内の再生可能エネルギー導入量(累計)【再掲】	382,140kW (H23 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化対策方針に基づき集計された県内の再生可能エネルギーの導入量 [選定理由]県全体の再生可能エネルギーの導入状況を示す基本的な指標として選定

「自然共生」に関する指標(48 項目)

(1)「暮らし」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 ライフステージに応じ、体験から学ぶ環境学	県立いえしま自然体験センター年間利用者数	27,779 人 (H24 年度)	-	[定義] 県立いえしま自然体験センターの年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利用状況を示す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
2	習・教育の推 進	県立六甲山自然保 護センター年間利 用者数	66,921人 (H24年度)	-	[定義]県立六甲山自然保護センターの 年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
3		県内の自然公園年 間利用者数	33,560千人 (H23年度)	-	[定義]県内で指定されている自然公園 の年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
4		自然公園内のビジ ターセンターの利 用者数	158,497人 (H24年度)	-	[定義]六甲山自然保護センター、黒川 自然公園センター、とのみね自然交流館の 年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
5		県立人と自然の博 物館年間入館者数	895,748人 (H24年度)	-	[定義]県立人と自然の博物館の年間入 館者数 [選定理由]県民への普及啓発の状況 を示す指標として選定

(2)「しごと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 公共事業 における環 境への配慮	自然を活かした川 づくり・年間整備率	93.8% (H24年度)	-	[定義]コンクリートを使わない、ある いはコンクリートを使用するが環境に配 慮した川づくり年間整備延長/年間河 川整備延長×100 [選定理由]県の土木工事における環 境配慮の状況を示す指標として選定
2	2 環境に配 慮した農業 の推進	環境創造型農業の 生産面積	24,955ha (H24年度)	37,000ha (H32年度)	[定義]化学的に合成された肥料及び農 薬の使用を慣行の30%以上低減した生 産面積 [選定理由]環境に負荷をかけない農業 の取組状況を示す指標として選定
3		ひょうご安心ブラ ンド農産物の生産 面積	2,921ha (H24年度)	12,000ha (H32年度)	[定義]化学的に合成された肥料及び農 薬の使用を慣行の50%以上低減し、か つ残留農薬が国の基準の1/10以下で ある生産面積 [選定理由]環境に負荷をかけない農業 の取組状況を示す指標として選定
4		有機農業の生産面 積	485ha (H24年度)	1,200ha (H32年度)	[定義]化学合成肥料及び農薬を使用し ない生産面積 [選定理由]環境に負荷をかけない農業 の取組状況を示す指標として選定
5	3 多様な担 い手による 森づくり活 動の推進	「企業の森づくり」 参加企業数	23社 (H24年度)	40社 (H28年度)	[定義]兵庫県緑化推進協会を通じて 「企業の森づくり」に参加する企業数 [選定理由]森づくりへの企業の参加 の状況を示す指標として選定
6		森林ボランティア・ リーダー数【再 掲】	587人 (H24年度)	950人 (H32年度)	[定義]森林ボランティア講座等を受講 する等、リーダーとして活動能力のある 人材数 [選定理由]森林保全活動への県民の参 加状況を示す指標として選定

(3)「まち」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 自然との ふれあいの 推進	尼崎の森中央緑地 への植栽数(累計)	32,600本 (H24年度)	-	[定義]尼崎の森中央緑地に植樹された 樹木の本数(累計) [選定理由]都市における自然とのふれ あいの活動状況を示す指標として選定
2		県立都市公園の整備 済面積(累計)	1086.9ha (H24年度)	-	[定義]県立都市公園の整備済面積(累 計) [選定理由]都市における自然とのふれ あいの場の整備状況を示す指標として 選定

(4)「さと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 生物多様 性の保全の 総合的推進	生物多様性ネット ワークに参画する NPO等団体数	82団体 (H24年度)	150団体 (H29年度)	[定義]「生物多様性ひょうご戦略」に基 づく生物多様性ネットワークに参画し ているNPO等の数 [選定理由]生物多様性保全の活動状況 を示す指標として選定
2		生物多様性アドバ イザー登録人数	9人 (H24年度)	50人 (H29年度)	[定義]専門的知識を有し、アドバイザー として適切であると認められた者へ登録依 頼し承諾を得た者の数 [選定理由]生物多様性保全の活動状況 を示す指標として選定
3		生物多様性地域戦 略策定数	12件 (H24年度)	50件 (H29年度)	[定義]市町あるいは地域レベルで生物 多様性地域戦略が策定された数 [選定理由]市町や団体における生物多 様性保全の活動状況を示す指標として 選定
4		野外のコウノトリ の個体数	16羽 (H24年度)	-	[定義]県立コウノトリの郷公園から放 鳥され野外で生活しているコウノトリ の数(同公園公表データ) [選定理由]コウノトリの野生復帰の状 況を示す指標として選定
5		野外で繁殖し、巣立 ったコウノトリの 個体数	42羽 (H24年度)	-	[定義]野外で生活しているコウノトリ が繁殖し巣立った幼鳥の数(同公園公表 データ) [選定理由]コウノトリの野生復帰の状 況を示す指標として選定
6	2 野生鳥獣 の適切な保 護管理	シカ推定生息数	122,563頭 (H24年度)	-	[定義]兵庫県森林動物研究センターの 推計によるシカ推定生息数 [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定
7		シカ捕獲頭数	31,835頭 (H24年度)	30,000頭 (H28年度) (ただし当面の 間35,000頭)	[定義]県内で捕獲されたシカの頭数 [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定
8		シカ目撃効率	1.71 (H24年度)	1.00 (H32年度)	[定義]銃猟時に1人の狩猟者が1回の 出猟で目撃したシカの頭数の平均値 [選定理由]シカの生息状況を示す指標 として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方	
9	3 外来生物 対策の強化	野生動物による 「深刻」な被害を受け ている集落の割合	シカ 7.4% イノシシ 9.6% (H23 年度)	シカ 3%以下 イノシシ 4%以下 (H28 年度)	[定義]兵庫県森林動物研究センターが 行う集落へのアンケート調査のうち、被 害が「深刻」とした集落の割合 [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定	
10		シカによる農林業 被害額	360,110 千円 (H24 年度)	-	[定義]シカにより被害を受けた農作物 及び造林木の被害金額 [選定理由]シカによる被害状況を示す 指標として選定	
11		年間シカ加工頭数	950 頭 (H24 年度)	2,000 頭 (H32 年度)	[定義]捕獲したシカのうち、加工し有効 活用した頭数 [選定理由]シカ肉・シカ皮の活用状況を示 す指標として選定	
12		イノシシによる農 業被害額	234,017 千円 (H24 年度)	-	[定義]イノシシにより被害を受けた農 作物の被害金額 [選定理由]イノシシによる被害状況を示 す指標として選定	
13		イノシシの有害捕 獲頭数	5,395 頭 (H24 年度)	-	[定義]県内で有害捕獲されたイノシシ の頭数 [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定	
14		野生動物育成林整備 面積	1,358ha (H24 年度)	2,900ha (H32 年度)	[定義]県民緑税を活用して整備する野 生動物育成林の整備面積 [選定理由]野生動物の生息地管理を示 す指標として選定	
15		鳥獣被害防護柵延 長	5,819km (H24 年度)	5,500km (H32 年度)	[定義]県内に設置された鳥獣被害防止 のための防護柵の長さ [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定	
16		バッファゾーン 整備面積	216ha (H24 年度)	1,400ha (H28 年度)	[定義]人と野生動物との棲み分けを図 るバッファゾーンの整備面積 [選定理由]野生鳥獣の被害防止対策の 状況を示す指標として選定	
17		狩猟者人口	4,316 人 (H24 年度)	-	[定義]狩猟免許所持者の数 [選定理由]狩猟者の後継者確保を示す 指標として選定	
18		3 外来生物 対策の強化	外来生物(アライグ マ、ヌートリア)に よる農林業被害額	91,610 千円 (H24 年度)	-	[定義]外来生物(アライグマ・ヌートリ ア)により被害を受けた農作物の被害金 額 [選定理由]外来生物(アライグマ・ヌ ートリア)による被害状況を示す指標とし て選定
19			外来生物(アライグ マ、ヌートリア)の 捕獲頭数	4,369 頭 (H24 年度)	7,000 頭 (毎年度)	[定義]県内で捕獲されたアライグマ及 びヌートリアの頭数 [選定理由]外来生物による被害防止対 策の状況を示す指標として選定
20		4 県民総参 加の森づく りの推進等、 里地・里山の 適切な管理	里山林整備面積	19,935ha (H24 年度)	25,400ha (H32 年度)	[定義]「新ひょうごの森づくり」に基づ き整備した里山林の整備面積 [選定理由]CO ₂ 吸収源対策の状況を示す 指標として選定
21			農山漁村ボランテ ィア数	13,364 人 (H24 年度)	14,600 人 (H32 年度)	[定義]農山漁村ボランティアに参加す る人数 [選定理由]田畑や隣接する里山・海浜な どの保全・管理を行う県民参画の状況を示 す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
22		「企業の森づくり」 参加企業数【再掲】	23 社 (H24 年度)	40 社 (H28 年度)	[定義] 兵庫県緑化推進協会を通じて 「企業の森づくり」に参加する企業数 [選定理由] 森づくりへの企業の参加の 状況を示す指標として選定
23		間伐実施面積【再 掲】	109,393ha (H24 年度)	169,000ha (H32 年度)	[定義] 「森林管理 100%作戦」に基づき 実施した間伐面積 [選定理由] 森林の公益的機能向上に向 けた取組状況を示す指標として選定
24		危険度の高い農業 用ため池の改修箇 所	1,556 箇所 (H24 年度)	1,894 箇所 (H32 年度)	[定義] 農業用ため池の点検評価を踏ま え改修に着手したため池数 [選定理由] ため池の多面的機能の維 持・保全の状況を示す指標として選定
25		ため池保全活動の 年間参加者数	8,798 人 (H24 年度)	10,000 人 (H32 年度)	[定義] ため池保全活動の年間参加者数 [選定理由] ため池の地域ぐるみによる の環境保全活動の取組状況を示す指標 として選定
26		森林 ボランティ ア・リーダー数	587 人 (H24 年度)	950 人 (H32 年度)	[定義] 森林ボランティア講座等を受講 する等、リーダーとして活動能力のある 人材数 [選定理由] 森林保全活動への県民の参 加状況を示す指標として選定
27	5 健全な物 質循環の確 保による豊 かな海づく り	県内藻場等面積	2,041ha (H24 年度)	2,120ha (H32 年度)	[定義] H2 に把握した県内藻場面積及び その後の藻場造成を目的に整備した投 石等増殖場の面積の合計 [選定理由] 里海づくりの状況を示す指 標として選定
28		年間養殖ノリ生産 量	12 億枚 (H24 年度)	13 億枚 (H32 年度)	[定義] 県内で生産されたノリの生産量 [選定理由] 豊かな海の状況を示す指標 として選定
29		増殖場整備箇所数	31 箇所 (H24 年度)	41 箇所 (H32 年度)	[定義] 稚魚の保護や育成の場となる増 殖場の整備箇所数 [選定理由] 豊かな海の状況を示す指標 として選定
30	6 自然との ふれあいの 推進	ナチュラルウォッ チャーリーダー数	161 人 (H24 年度)	-	[定義] 自然とふれあうことの楽しさを 人に伝えることのできる一定の要件を 有する者 [選定理由] 自然とのふれあいの推進を 示す指標として選定
31		県立いえしま自然 体験センター年間 利用者数【再掲】	27,779 人 (H24 年度)	-	[定義] 県立いえしま自然体験センター の年間利用者数 [選定理由] 自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
32		県立六甲山自然保 護センター年間利 用者数【再掲】	66,921 人 (H24 年度)	-	[定義] 県立六甲山自然保護センターの 年間利用者数 [選定理由] 自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
33		県内の自然公園年 間利用者数【再掲】	33,560 千人 (H23 年度)	-	[定義] 県内で指定されている自然公園 の年間利用者数 [選定理由] 自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定
34		自然公園内のビジ ターセンターの利 用者数【再掲】	158,497 人 (H24 年度)	-	[定義] 六甲山自然保護センター、黒川 自然公園センター、とのみね自然交流館 の年間利用者数 [選定理由] 自然とのふれあいの場の利 用状況を示す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
35	7 県民への 普及啓発	県立人と自然の博 物館年間入館者数 【再掲】	895,748 人 (H24 年度)	-	[定義]県立人と自然の博物館の年間入 館者数 [選定理由]県民への普及啓発の状況を 示す指標として選定

「循環」に関する指標（21 項目）

（１）「暮らし」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 ごみ減量 化の促進	1 人 1 日あたり のごみ排出量	908 g (H23 年度)	835 g (H32 年度)	[定義]県民 1 人 1 日あたりのごみ排出 量 [選定理由]家庭におけるごみ排出量の 状況を示したものであり、市町等のごみ 排出量の減量化に向けた取組の状況を 示す数値として選定
2		一般廃棄物排出量	2,053 千 t (H23 年度)	1,937 千 t (H32 年度)	[定義]ごみ排出量 + 集団回収量 [選定理由]ごみの減量化に関する取組 状況を示す指標として選定
3		一般廃棄物再生利 用率	17% (H23 年度)	25% (H32 年度)	[定義](再生利用量 ÷ 排出量) × 100 [選定理由]リサイクルに関する取組状 況を示す指標として選定
4		一般廃棄物最終 処分量	270 千 t (H23 年度)	238 千 t (H32 年度)	[定義]直接埋立量 + 残渣埋立量（焼却 灰、中間処理後残渣） [選定理由]ごみの減量化に関する取組 状況を示す指標として選定
5		ごみの分別やリサ イクルに協力して いる人の割合	91.6% (H24 年度)	-	[定義]県民 1 人 1 日あたりのごみ排出 量 [選定理由]家庭におけるごみ排出量の 状況を示したものであり、市町等のごみ 排出量の減量化に向けた取組の状況を 示す数値として選定

（２）「しごと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 ごみ減量 化の促進	産業廃棄物排出量	23,730 千 t (H22 年度)	23,357 千 t (H32 年度)	[定義]多量排出事業者 + 小規模事業者 の排出量を業種別・種類別に推計 [選定理由]ごみの減量化に関する取組 状況を示す指標として選定
2		産業廃棄物再生利 用率	45% (H22 年度)	46% (H32 年度)	[定義](再生利用量 ÷ 排出量) × 100 [選定理由]リサイクルに関する取組状 況を示す指標として選定
3		産業廃棄物最終 処分量	975 千 t (H22 年度)	641 千 t (H32 年度)	[定義]産業廃棄物排出量 × 処分率 [選定理由]ごみの減量化に関する取組 状況を示す指標として選定
4	2 廃棄物系 バイオマス の利活用	バイオマス利活用 の先導的な取組事 例の件数（ひょうご バイオマス eco モ デル登録取組数）	55 件 (H24 年度)	60 件 (H32 年度)	[定義]ひょうごバイオマス eco モデル に登録されている取組事例数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組 状況を示す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
5		バイオマス活用推進計画(バイオマスタウン構想)策定市町数	11 市町 (H24 年度)	25 市町 (H32 年度)	[定義]バイオマス活用推進計画を策定している県内市町数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組状況を示す指標として選定
6		バイオマスの適正処理率	76% (H22 年度)	87% (H32 年度)	[定義]どれだけのバイオマス(炭素換算)がエネルギーや再生利用製品の利用に向けられたかの割合 [選定理由]バイオマスの利活用の取組状況を示す指標として選定
7	3 廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物の優良認定処理業者数	100 事業者 (H24 年度)	-	[定義]優良な産業廃棄物処理業者を認定する制度における認定数 [選定理由]廃棄物の適正処理に係る状況を示す指標として選定

(3)「まち」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 廃棄物系バイオマスの利活用	バイオマス利活用の先導的な取組事例の件数(ひょうごバイオマス eco モデル登録取組数) 【再掲】	55 件 (H24 年度)	60 件 (H32 年度)	[定義]ひょうごバイオマス eco モデルに登録されている取組事例数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組状況を示す指標として選定
2		バイオマス活用推進計画(バイオマスタウン構想)策定市町数【再掲】	11 市町 (H24 年度)	25 市町 (H32 年度)	[定義]バイオマス活用推進計画を策定している県内市町数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組状況を示す指標として選定
3		バイオマスの適正処理率【再掲】	76% (H22 年度)	87% (H32 年度)	[定義]どれだけのバイオマス(炭素換算)がエネルギーや再生利用製品の利用に向けられたかの割合 [選定理由]バイオマスの利活用の取組状況を示す指標として選定
4	2 温暖化に配慮した廃棄物処理の促進	市町のごみ発電能力	94,375kW (H23 年度)	127,000kW (H32 年度)	[定義]市町のごみ焼却施設のうち、発電機を併設しているものの定格出力 [選定理由]地球温暖化に配慮したごみ処理の推進状況を示す指標として選定
5	3 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進	容器包装廃棄物分別収集率	35% (H23 年度)	46% (H30 年度)	[定義](収集実績量÷発生見込量)×100 [選定理由]リサイクルの取組状況を示す指標として選定
6		容器包装リサイクル法対象 10 品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合	73% (H24 年度)	100% (H30 年度)	[定義]10 品目分別収集を行っている市町数÷県内市町数×100 [選定理由]リサイクルの取組状況を示す指標として選定

(4)「さと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 バイオマ スの利活用	バイオマス利活用 の先導的な取組事 例の件数(ひょうご バイオマス eco モ デル登録取組数) 【再掲】	55 件 (H24 年度)	60 件 (H32 年度)	[定義]ひょうごバイオマス eco モデル に登録されている取組事例数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組 状況を示す指標として選定
2		バイオマス活用推 進計画(バイオマス タウン構想 策定市 町数【再掲】	11 市町 (H24 年度)	25 市町 (H32 年度)	[定義]バイオマス活用推進計画を策定 している県内市町数 [選定理由]バイオマスの利活用の取組 状況を示す指標として選定
3		バイオマスの適正 処理率【再掲】	76% (H22 年度)	87% (H32 年度)	[定義]どれだけのバイオマス(炭素換 算)がエネルギーや再生利用製品の利用 に向けられたかの割合 [選定理由]バイオマスの利活用の取組 状況を示す指標として選定

「安全・快適」に関する指標 (33 項目)

(1)「暮らし」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 県民参加 による安 全・安心な生 活環境づく りの推進	クリーンアップひ ょうごキャンペ ーン参加者数	約 63 万人 (H24 年度)	-	[定義]クリーンアップひょうごキャン ペーンの参加者数 [選定理由]環境美化活動への県民の参 加状況を示す指標として選定

(2)「しごと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 公害防止 体制の適切 な運用	エコアクション 21 認証取得事業者数	423 事業所 (H24 年度)	-	[定義]県内に所在するエコアクション 21 の認証取得事業者数 [選定理由]企業における公害防止体制 の整備状況を示す指標として選定
2	2 化学物質 対策の推進	PRTR 法の届出状況	1,588 事業所 (H23 年度)	-	[定義]PRTR 法に基づき化学物質の排出 量・移動量等について報告を行っている 事業所数 [選定理由]化学物質の排出・移動の状況 を示す指標として選定
3		県内 PCB 廃棄物の 処理状況(トランス 類)	38.4% (H24 年度)	-	[定義]日本環境安全事業株式会社(以 下、「JESCO」)に登録されている県内事 業場に保管された PCB を含むトランス類 台数のうち、既に処分が終了した台数の 割合 [選定理由]PCB の処理状況を示す指標と して選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
4		県内 PCB 廃棄物の 処理状況(コンデン サ類)	45.0% (H24 年度)	-	[定義]JESCO に登録されている県内事業 場に保管された PCB を含むコンデンサ類 台数のうち、既に処分が終了した台数の 割合 [選定理由]PCB の処理状況を示す指標と して選定
5		県内 PCB 廃棄物の 処理状況(PCB 油 類)	35.4% (H24 年度)	-	[定義]JESCO に登録されている県内事業 場に保管された PCB 油類の量のうち、既 に処分が終了した量の割合 [選定理由]PCB の処理状況を示す指標と して選定

(3)「まち」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 大気環境 の保全	一般環境大気測 定局における二酸 化硫黄(SO ₂)の環境 基準達成状況	100% 40局/40局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](SO ₂ の環境基準達成局/一般環境 大気測定局数) × 100 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定
2		一般環境大気測 定局における二酸 化窒素(NO ₂)の環境 基準達成状況	100% 59局/59局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](NO ₂ の環境基準達成局/一般環境 大気測定局数) × 100 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定
3		一般環境大気測 定局における浮遊 粒子状物質(SPM)の 環境基準達成状況	100% 58局/58局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](SPM の環境基準達成局/一般環境 大気測定局数) × 100 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定
4		一般環境大気測 定局における PM2.5 の環境基準 達成状況	9.1% 1局/11局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](PM2.5 の環境基準達成局/一般環 境大気測定局数) × 100 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定
5		自動車排出ガス 測定局における二 酸化窒素(NO ₂)の環 境基準達成状況	100% 31局/31局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](NO ₂ の環境基準達成局/自動車排 出ガス局数) × 100 [選定理由]道路沿道の大気環境の状況 を示す指標として選定
6		自動車排出ガス 測定局における浮 遊粒子状物質(SPM) の環境基準達成状 況	100% 27局/27局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](SPM の環境基準達成局/自動車排 出ガス測定局数) × 100 [選定理由]道路沿道の大気環境の状況 を示す指標として選定
7		自動車排出ガス 測定局における PM2.5 の環境基準 達成状況	11% 1局/9局 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](PM2.5 の環境基準達成局/自動車 排出ガス測定局数) × 100 [選定理由]道路沿道の大気環境の状況 を示す指標として選定
8		大気環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況	100% 10地点/10地 点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](ダイオキシン類の環境基準達成 地点/測定地点数) × 100 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定
9		有害物質に係る環 境基準達成状況	100% 8地点/8地点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義]ベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン の測定を行っている地点のうち、環境基 準を達成している地点の割合 [選定理由]大気環境の状況を示す指標 として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
10	2 公共用水 域・地下水及 び土壌汚染 の防止	河川における生 物化学的酸素要求 量(BOD)の環境基準 達成状況	97% 38 水域/39 水 域 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](BOD の環境基準達成水域/河川水 域数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
11		海域における化 学的酸素要求量 (COD)の環境基準達 成状況	81% 21 水域/26 水 域 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](COD の環境基準達成水域/海域水 域数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
12		湖沼における化 学的酸素要求量 (COD)の環境基準達 成状況	0% 0 水域/1 水域 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](COD の環境基準達成水域/湖沼水 域数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
13		公共用水域におけ る健康項目の環境 基準達成状況	97% 292 地点/302 地点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](環境基準達成地点/健康項目測 定地点数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
14		公共用水域におけ る全窒素・全りん の環境基準達成状況	100% 9 水域/9 水域 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](環境基準達成地点/全窒素・全り ん測定地点数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
15		水質環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況	100% 10 地点/10 地 点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](ダイオキシン類の環境基準達成 地点/水質のダイオキシン類測定地点 数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
16		底質環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況	100% 10 地点/10 地 点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](ダイオキシン類の環境基準達成 地点/底質のダイオキシン類測定地点 数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
17		土壌環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況	100% 5 地点/5 地点 (H23 年度)	100% (毎年度)	[定義](ダイオキシン類の環境基準達成 地点/土壌のダイオキシン類測定地点 数) × 100 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
18		水のきれいな海水 浴場の割合	100% (H24 年度)	-	[定義]水浴場判定基準に基づき「適」・ 「可」の判定を受けた海水浴場/水浴場 水質調査対象の海水浴場数 [選定理由]水環境の状況を示す指標と して選定
19		土壌汚染の件数(累 計)	108 件 (H24 年度)	-	[定義]土壌汚染対策法施行(H15.2)後に 区域指定した件数 [選定理由]土壌汚染の状況を示す指標 として選定
20		うち浄化対策が完 了し区域指定を解 除した件数(累計)	53 件 (H24 年度)	-	[定義]土壌汚染対策法に基づき指定解 除を行った件数 [選定理由]土壌汚染の状況を示す指標 として選定
21		生活排水処理率	98.4% (H24 年度)	-	[定義]汚水処理人口/住民基本台帳人口 [選定理由]下水道・浄化槽等の普及状況 を示す指標として選定
22	3 身近な生 活環境の保 全	自動車騒音測定地 点における全時間 帯(昼・夜)での環境 基準達成状況	78% 203 地点/259 地点 (H24 年度)	100% (毎年度)	[定義](自動車騒音測定地点の環境基準 達成地点/自動車騒音測定地点数) × 100 [選定理由]道路沿道における騒音の状 況を示す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
23	4 広域環境 汚染対策と 県民への迅 速な情報提 供	一般環境大気測定 局における光化学 オキシダントの環 境基準達成状況	0% 0局/52局 (H24年度)	100% (毎年度)	[定義](光化学オキシダントの環境基準 達成局/一般環境大気測定局数)×100 [選定理由]広域環境汚染の状況を示す 指標として選定
24		光化学スモッグ注 意報発令日数	1日 (H24年度)	-	[定義]光化学スモッグ特別監視期間に おける光化学スモッグ注意報の発令日 数 [選定理由]広域環境汚染の状況を示す 指標として選定

(4)「さと」に関するもの

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 災害に強 い森づくり の推進	「災害に強い森づ くり」整備実施面積	20,092ha (H24年度)	27,900ha (H32年度)	[定義]災害に強い森づくり第2期対策 に基づき整備した面積 [選定理由]災害に強い森づくりの状況 を示す指標として選定
2	2 不適正処 理の未然防 止と不法行 為に対する 厳格な対応	電子マニフェスト 加入者数	3,379者 (H24年度)	-	[定義](公財)日本産業廃棄物処理振興 センター運営の電子マニフェスト加入 者数 [選定理由]不適正処理を未然に防止す る対策の推進状況を示す指標として選 定
3		産業廃棄物の大規 模不法投棄事案の 投棄量	606t (H24年度)	-	[定義]10t以上の不法投棄事案の投棄 量 [選定理由]不法行為の発生状況を示す 指標として選定

「地域力」に関する指標(28項目)

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1	1 環境学 習・教育の基 盤づくり	環境体験事業(小 3)、自然学校(小 5)の全公立小学校 での実施	100% (H24年度)	-	[定義]県内全公立小学校のうち環境体 験事業(小3)及び自然学校(小5)を実 施している学校数 [選定理由]小学校における環境学習・教 育の実施状況を示す指標として選定
2		地域と協働してふ るさとの自然の良 さに気づく学習プ ログラムを実施し た学校の割合	78%(612校) (H24年度)	-	[定義]小学校3年生の環境学習事業に おいて、地域と連携した学習プログラ ムを実施している小学校数 [選定理由]小学校における環境学習・教 育の実施状況及び地域との連携を示す 指標として選定
3		ひょうご環境体験 館利用者数	28,272人 (H24年度)	-	[定義]ひょうご環境体験館の入館者数 +体験館が行う体験プログラム等の参 加者数 [選定理由]環境学習の拠点となるひょ うご環境体験館の利用状況を示す指標 として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
4		ひょうごグリーン サポーター登録者 数	1,014 人 (H24 年度)	-	[定義]環境体験事業等を支援する「ひょうごグリーンサポーター」として各県民局に登録されている人数 [選定理由]環境学習の支援状況を示す指標として選定
5		県立いえしま自然 体験センター年間 利用者数	27,779 人 (H24 年度)	-	[定義] 県立いえしま自然体験センターの年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利用状況を示す指標として選定
6		県立六甲山自然保 護センター年間利 用者数	66,921 人 (H24 年度)	-	[定義]県立六甲山自然保護センターの年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利用状況を示す指標として選定
7	2 環境学 習・教育の基 盤づくり	県内の自然公園年 間利用者数	33,560 千人 (H23 年度)	-	[定義]県内で指定されている自然公園の年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利用状況を示す指標として選定
8		自然公園内のビジ ターセンターの利 用者数	158,497 人 (H24 年度)	-	[定義]六甲山自然保護センター、黒川自然公園センター、とのみね自然交流館の年間利用者数 [選定理由]自然とのふれあいの場の利用状況を示す指標として選定
9		県立人と自然の博 物館年間入館者数	895,748 人 (H24 年度)	-	[定義]県立人と自然の博物館の年間入館者数 [選定理由]県民への普及啓発の状況を示す指標として選定
10	3 各主体の 環境保全活 動への支 援・コー ディネー ト	環境保全・創造に取 り組む非営利活動 団体数	982 団体 (H24 年度)	-	[定義]ひょうごボランタリープラザに登録している環境保全・創造を活動内容とする団体数 [選定理由]地域における環境保全・創造の取組状況を示す指標として選定
11		県内の「関西エコオ フィス宣言」事業所 数【再掲】	1,248 事業所 (H24 年度)	-	[定義]関西広域連合が取り組む「関西エコオフィス運動」に基づき登録された県内の「関西エコオフィス宣言」事業所数 [選定理由]県内のオフィスでの省エネ対策の状況を示す指標として選定
12		「企業の森づくり」 参加企業数【再掲】	23 社 (H24 年度)	40 社 (H28 年度)	[定義] 兵庫県緑化推進協会を通じて「企業の森づくり」に参加する企業数 [選定理由]森づくりへの企業の参加の状況を示す指標として選定
13		兵庫県認証食品流 通割合（生鮮）	30.0% (H24 年度)	40% (H32 年度)	[定義]県産の農林水産物等で安全・安心かつ個性・特徴を有するものとして県が認証した生鮮食品が県内に流通している割合 [選定理由]温室効果ガスの排出削減に寄与する農林水産物の県産県消の推進状況を示す指標として選定
14		県産野菜県内流通 割合	12% (H23 年度)	25% (H32 年度)	[定義]県産の野菜が県内に流通している割合 [選定理由]温室効果ガスの排出削減に寄与する農林水産物の県産県消の推進状況を示す指標として選定
15		エコアクション 21 認証取得事業者数 【再掲】	423 事業所 (H24 年度)	-	[定義]県内に所在するエコアクション 21 の認証取得事業者数 [選定理由]企業における公害防止体制の整備状況を示す指標として選定

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
16		電子マニフェスト 加入者数【再掲】	3,379 者 (H24 年度)	-	[定義](公財)日本産業廃棄物処理振興 センター運営の電子マニフェスト加入 者数 [選定理由]不適正処理を未然に防止す る対策の推進状況を示す指標として選 定
17	4 各主体の 環境保全活 動への支 援・コーデ ィネート	クリーンアップひ ょうごキャン ペーン参加者数【再掲】	約 63 万人 (H24 年度)	-	[定義]クリーンアップひょうごキャン ペーンの参加者数 [選定理由]環境美化活動への県民の参 加状況を示す指標として選定
18		野外のコウノトリ の個体数【再掲】	16 羽 (H24 年度)	-	[定義]県立コウノトリの郷公園から放 鳥され野外で生活しているコウノトリ の数(同公園公表データ) [選定理由]コウノトリの野生復帰の状 況を示す指標として選定
19		野外で繁殖し、巣立 ったコウノトリの 個体数【再掲】	42 羽 (H24 年度)	-	[定義]野外で生活しているコウノトリ が繁殖し巣立った幼鳥の数(同公園公表 データ) [選定理由]コウノトリの野生復帰の状 況を示す指標として選定
20		農山漁村ボラン ティア数【再掲】	13,364 人 (H24 年度)	14,600 人 (H32 年度)	[定義]農山漁村ボランティアに参加す る人数 [選定理由]田畑や隣接する里山・海浜な どの保全・管理を行う県民参画の状況 を示す指標として選定
21		森林ボラン ティア・リーダー数【再 掲】	587 人 (H24 年度)	950 人 (H32 年度)	[定義]森林ボランティア講座等を受講 する等、リーダーとして活動能力のある 人材数 [選定理由]森林保全活動への県民の参 加状況を示す指標として選定
22		ナチュラルウォ ッチャーリーダー数 【再掲】	161 人 (H24 年度)	-	[定義]自然とふれあうことの楽しさを 人に伝えることのできる一定の要件を 有する者 [選定理由]自然とのふれあいの推進を 示す指標として選定
23		ため池保全活動の 年間参加者数【再 掲】	8,798 人 (H24 年度)	10,000 人 (H32 年度)	[定義]ため池保全活動の年間参加者数 [選定理由]里地の環境保全の取組状況 を示す指標として選定
24		エコツーリズムバ ス年間利用台数	319 台 (H24 年度)	-	[定義](公財)ひょうご環境創造協会が 運営するエコツーリズムバスの年間利 用台数 [選定理由]地域における環境保全・創造 の取組状況を示す指標として選定
25	兵庫県地球温暖化 防止活動推進員の 委嘱者数【再掲】	248 人 (H24 年度)	-	[定義]兵庫県地球温暖化防止活動推進 員の人数 [選定理由]県民への普及啓発の支援状 況を示す指標として選定	
26	生物多様性ネット ワークに参画する NPO 等団体数【再 掲】	82 団体 (H24 年度)	150 団体 (H29 年度)	[定義]「生物多様性ひょうご戦略」に基 づき生物多様性ネットワークに参画し ている NPO 等の数 [選定理由]生物多様性保全の活動状況 を示す指標として選定	

No.	区分	指標名	現況値 (年度)	[参考]個別計 画の目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
27	5 国際協力の推進	モンゴル森林再生プロジェクトによる植林面積(累計)	1,840ha (H24年度)	-	[定義](公財)ひょうご環境創造協会が行うモンゴル森林再生プロジェクトでの植林面積 [選定理由]環境分野の国際協力の状況を示す指標として選定
28		諸外国からの技術研修員受入者数(累計)	1,090人 (H24年度)	-	[定義]JICA 研修コース、JICA 草の根技術協力事業及びひょうご海外研修員受入事業における研修員受入者数 [選定理由]環境分野の国際協力の状況を示す指標として選定

参考資料 環境を巡る情勢の変化

第3次基本計画策定（平成20年12月）以降の国内外の主な環境情勢の動きを以下に示す。

年月	世界の動き	国内の動き
平成20年12月	気候変動枠組条約締約国会議（COP14：ポズナン）	第3次兵庫県環境基本計画策定
平成21年 3月	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）第14回政府間会合	
4月	G8環境大臣会合（シラクサ）	土壌汚染対策法改正
5月	ストックホルム条約締約国会議（COP4：ジュネーブ）	家電エコポイント制度開始（～平成23年3月） 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律公布
6月		自然公園法及び自然環境保全法改正
7月		海岸漂着物処理推進法公布
10月	神戸生物多様性国際対話（神戸市）	
12月	気候変動枠組条約締約国会議（COP15：コペンハーゲン） アジア太平洋地域生物多様性観測推進のための国際会議（東京）	住宅エコポイント制度開始
平成22年 1月		コペンハーゲン合意への排出削減目標提出
3月		生物多様性国家戦略2010閣議決定
5月		大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正 廃棄物処理法改正
10月	生物多様性条約締約国会議（COP10：名古屋）	生物多様性条約締約国会議（COP10：名古屋）
11月	気候変動枠組条約締約国会議（COP16：カンクン）	
平成23年 3月		東日本大震災発生 自動車NOx・PM総量削減基本方針変更閣議決定
4月		環境影響評価法改正
6月		環境教育等促進法改正 COD、窒素、りんに係る総量削減基本方針策定 水質汚濁防止法改正
8月	EMECS9（米国・ボルチモア）	東日本廃棄物処理特措法公布 放射性物質汚染対処特措法公布 石綿被害救済法改正
11月	気候変動枠組条約締約国会議（COP17：ダーバン）	
平成24年 2月		グリーン購入法基本方針変更閣議決定
4月		環境省「第4次環境基本計画」策定
6月	国連持続可能な開発会議（リオ＋20）	
7月		再生可能エネルギー固定価格買取制度開始
8月		小型家電リサイクル法公布
9月		低炭素まちづくり促進法公布 革新的エネルギー・環境戦略決定
10月	生物多様性条約締約国会議（COP11：ハイデラバード）	地球温暖化のための税導入
11月	気候変動枠組条約締約国会議（COP18：ドーハ）	
平成25年10月	EMECS10（トルコ・マルマリス）	
11月	気候変動枠組条約締約国会議（COP19：ワルシャワ）	

参考資料 用語解説

	用語	解説
あ	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター	アジア太平洋における地球環境に関する国際共同研究を推進するために設立された政府間ネットワークであるAPNの事務局機能の強化を図るための拠点として設置された機関。
あ	アスベスト（石綿）	天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れるため、断熱材、建築材、車のブレーキなど、広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかとなり、使用制限又は禁止の措置が講じられるようになった。
あ	尼崎 21 世紀の森構想	近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域（国道 43 号以南約 1,000 ヘクタール）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりを目指して策定したもの。平成 14 年 3 月策定
あ	あわじ環境未来島構想	エネルギーと食料の自給率向上、少子・高齢化への対応、豊かさの実現など、日本が抱える課題解決の先導モデルとなることを目指し、淡路島において「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」の総合的な取組を進める構想。平成 23 年 12 月 22 日に国の地域活性化総合特区の指定を受けた。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。
う	上山高原エコミュージアム	イヌワシなど貴重な野生生物が生息する新温泉町上山高原とその周辺地において、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、NPO法人上山高原エコミュージアムを中心に、幅広い県民の参画と協働により、ススキ草原やブナ林復元等の自然保全活動、地域資源を生かした多彩な交流・実践プログラムを実施している。
え	エコタウン	「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを推進することをめざし、経済産業省と環境省の連携事業として、平成 9 年度に創設された制度。兵庫県は、既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成 15 年 4 月 25 日付けで経済産業省及び環境省から承認を受けている。（近畿では初、全国では 18 番目のプラン承認）
え	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。（エコツーリズム推進法第 2 条第 2 項に規定）
え	エコフィード	食品残渣を原料として乾燥、発酵などの加工処理されたりサイクル飼料のこと。食料自給率向上や資源の有効活用の面から取組が拡大している。農林水産省消費安全局では平成 18 年 8 月に「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を制定し、原料排出、収集、製造、保管、給与等の各工程における管理の基本的な指針を示している。
お	大阪湾フェニックス事業	近畿圏の内陸部が既に高密度の土地利用が進み、個々の地方自治体や事業主が最終処分場を確保するのが極めて困難な状況にあることから、大阪湾の埋立により長期安定的かつ広域的に廃棄物を適正処理する事業。

	用語	解説
お	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7種類のガスをいう。(地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定)
か	海域の物質循環健全化計画(海域のヘルシープラン)	陸域及び海域が一体となった窒素、りん等の栄養塩類の循環の健全化の達成のため、実施すべき地域に応じた具体的な方策を取りまとめた計画。兵庫県においては、平成22年度から24年度に播磨灘北東部地域をモデルとし、計画を策定。
か	化学的酸素要求量(COD)	COD=Chemical Oxygen Demandの略。海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
か	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。(環境影響評価法第2条第1項に規定)
か	環境基準	環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。
か	環境率先行動計画	環境基本計画の実効ある推進を図るため、具体的に取り組む目標を定めて、県の事務事業の実施に当たっての環境負荷の低減等の取組を計画的に推進するもの。平成23年5月に策定した「ステップ4」は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の削減・リサイクル、省資源の推進について、新たな目標を設定し、目標達成に向けた取組を推進している。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。
か	環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。環境マネジメントシステムには、環境省が策定した「エコアクション21」や、国際規格の「ISO14001」があるほか、地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、県内では、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)や宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)がある。
か	関西広域連合	関西は、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている流れを断ち切り、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくため、志を同じくする2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)が結集し設立された組織。
き	企業の森づくり	環境保全など社会貢献に関心の高い企業や団体に、県内の豊かな自然環境を活用してもらいながら地域の方々と森林保全に参画いただく制度。

	用語	解説
き	気候変動に関する政府間パネル (I P C C : Intergovernmental Panel on Climate Change)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年 (1988年) に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。
き	京都議定書	議定書とは、国際条約の部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決めをいう。京都議定書は、気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を確保するため、平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。わが国は平成14年6月4日に受諾。
く	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指す法律。
く	クリーンアップひょうごキャンペーン	阪神・淡路大震災(平成7年1月)の影響でごみの散乱が目立つまちに、潤いと安らぎのある美しいまち並みを創り出すため、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、平成8年7月に被災地で開始した美化運動。平成9年度以降、期間を5月30日(ごみゼロの日)から7月末までの2カ月間に拡大し、範囲も県内全域に広げ実施している。
け	建築物環境性能評価書(CASBEE)	住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示したもの。
け	県民緑税	豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして平成18年度から導入された税。これにより、災害に強い森づくりや、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化が進められている。
け	県立人と自然の博物館	平成4年(1992年)三田市に「人と自然の共生」をテーマに開館した自然史系博物館。100万点を超える収蔵資料をもち、「兵庫の自然誌」「地球・生命と大地」などの5つのテーマにわけて、常設展示している。また、ひとはくサロンでは、化石や鉱物の標本を手にとり触ることができる。
こ	公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター	持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発や、環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う国際的な研究機関であるIGESの関西における活動拠点として設立された機関。
こ	(公財)ひょうご環境創造協会	県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業等を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的とする団体。兵庫県環境学習・教育施策の実施や、地域での実践活動を支援する主体として大きな役割を担っている。
こ	光化学オキシダント	大気中の揮発性有機化合物や窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

	用語	解説
こ	コウノトリ育む農法	おいしい米と多様な生き物を育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法。冬季湛水や中干しの延期等による水の管理、無農薬栽培および減農薬栽培等による安全・安心の確保等の技術を取り入れ、生物と共生した農業を展開している。
こ	国際エメックスセンター	閉鎖性海域の国際的な環境保全活動の拠点として設立された機関。
こ	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。
さ	災害に強い森づくり	平成16年に生じた一連の台風による森林被害を踏まえ、「新ひょうごの森づくり」などに加え、防災面での機能を高め、県土の保全や安全・安心な生活環境の創出を図るため、県民緑税を活用し、災害に強い森林の整備を行う事業。
さ	再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。
さ	3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce = ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。
さ	参画と協働	わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出しあって、みんなで力を合わせて地域づくりに主体的に取り組んでいくこと。兵庫県では、平成15年4月1日に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい「参画と協働」による地域づくりを進めている。
さ	産業公害	公害とは「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」（環境基本法第16条第1項）であり、このうち事業活動に伴う被害を産業公害という。
さ	産業廃棄物	製造、建設などの事業活動に伴って生じた廃棄物。燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等、政令で定められたもの。
さ	産業廃棄物処理業者優良認定制度	通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設された。
さ	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、生活環境の保全に資することを目的とする条例。
さ	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	産業廃棄物等の不適正な処理の未然防止を図り、県民の生活環境の保全及び県民の生活の安全を確保することを目的とした条例。
し	ジオパーク	科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。地質遺産保全と地球科学普及に利用し、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指しており、ユネスコの支援のもと、主に欧州と中国で推進されている。

	用語	解説
し	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の総量を削減する所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図ることを目的とした法律。平成4年制定。
し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
し	新兵庫県バイオマス総合利用計画	平成17年1月策定の「兵庫県バイオマス総合利用計画」に続き、県全体が一丸となってバイオマス利活用を推進することを目的に、目標や重点的取組、各主体の果たすべき役割を定めた計画。平成25年10月策定。「バイオマス活用推進基本法」の規定に基づく。
し	新ひょうごの森づくり	“森林は県民共有の財産である”との理解のもと、「公的関与による森林管理の徹底」・「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針に、経済林としての再生を進めるとともに、森林の公益的機能の高度発揮を図ることを目指し、森林を「県民総参加」で守り、育て、活かし、広げる取組
し	森林動物研究センター	「人と野生動物」、「森林などの自然環境」の豊かな共存を目指し、科学的・計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネージメント)に取り組むために必要な科学的知見と情報を提供する研究拠点として、平成19年4月24日に丹波市青垣町において開所した施設。
す	水質汚濁防止法	昭和45年制定。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
せ	生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の適正な循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。
せ	生物化学的酸素要求量(BOD)	BOD=Biochemical Oxygen Demandの略。河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素量を表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
せ	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
せ	生物多様性国家戦略	生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取組の方向を定めたもの。同戦略では、概ね5年程度を目途に見直しを行うこととされており、国内外の状況の変化も踏まえて見直しを行い、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」を閣議決定した。

	用語	解説
せ	生物多様性条約 締約	生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、平成4年5月に締結された条約。先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組み、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがある。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっている。
せ	生物多様性ひょうご戦略	平成20年6月に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく、兵庫県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。
せ	世界閉鎖性海域 環境保全会議(エ メックス会議)	閉鎖性海域の保全・創造に関する世界の情報を交換するため、平成2年(1990年)に日本国・神戸で開催され、その後、世界各地で2～3年毎に開催されている国際会議。
せ	瀬戸内海の環境 の保全に関する 兵庫県計画	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めた計画。平成20年5月策定。
せ	ゼロエミッシ ョン	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。平成6年(1994年)に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分(埋め立て処分)する量をゼロにすること。
た	大気汚染防止法	昭和43年制定。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。
た	太陽光発電相談 指導センター	住宅用太陽光発電設備の設置等に関する相談に専門の相談員が対応する相談窓口。(公財)ひょうご環境創造協会内に設置されている。
た	多自然地域	中小都市及び周辺の農山漁村等に囲まれ、豊かな自然や地域独自の歴史文化に恵まれた地域。 (参考)国土形成計画(全国計画)(国土交通省)(平成20年7月) 農山漁村と周辺の中小都市との相互の連携を深め、農林水産業や地域資源密着型産業を活性化させることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」の形成が重要
ち	地域力	本環境基本計画においては、本県の地域特性を活かし、県民はもとより、地域団体・NPO、事業者、行政など、あらゆる主体が関西域や県域、市町、自治会などそれぞれの地域において、各地域の魅力やふるさと意識を共有し、暮らしや事業活動、都市や農村といった活動の場において、よりよい環境づくりに向けて協働する地域の活力のことをいう。 (参考)「地域力創造に関する有識者会議最終取りまとめ」(総務省)(平成22年8月) 地域力には、地域資源や人的要素、社会的要素、経済的要素など多様な要素・内容が含まれ、地域を引っ張るリーダーや住民の力などの人材力が地域の活性化に差をもたらす根源的な要素ではないかと指摘されており、この趣旨を踏まえ、地方自治体等において、それぞれ地域力の定義がなされている。
ち	地球温暖化	「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気 температураが追加的に上昇する現象」をいう。(地球温暖化対策推進法第2条第1項)

	用語	解説
ち	地球環境問題	人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、の9つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきているが、厳密な定義がなされている訳ではない。
ち	鳥獣保護事業計画	鳥獣保護法第4条の規定に基づき、知事が地域特性を考慮して定める野生鳥獣保護管理の基本的な方針であり、県、市町、狩猟者、県民が合意形成を図りながら、「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」の3つの要素からなる科学的で計画的な野生動物の保護管理を県民の参画と協働のもとに進めていく計画。
と	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR制度）	PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。 有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。平成11年制定。
と	特定鳥獣保護管理計画	人と野生鳥獣との軋轢を解消するとともに、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の個体群の保護を図ることを目的として、平成11年鳥獣保護法の改正により、都道府県知事が策定する任意計画として設けられた計画。兵庫県においては、シカ、ツキノワグマ、サル、イノシシの4種について保護管理計画を策定している。
と	都市・生活型公害	都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害で、工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なる。自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などが挙げられる。
と	土壤汚染対策法	平成14年制定。土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等が定められている。土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示され、指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者などに汚染の除去等の措置が指示される。
な	ナチュラルウォッチャー制度	一人でも多くの県民に、身の回りや県内の自然を観察・実感してもらうための契機づくりの制度。兵庫県内の自然に出会い、そのさまざまな知識を学ぶとともに、県民から自然に関する情報を提供いただき、兵庫県の自然環境を共に守っていかうとするもの。
な	菜の花エコプロジェクト	1970年代に琵琶湖を守るために滋賀県で始まった廃食用油を回収して、石けんにリサイクルする運動が発端となり、その後、廃食用油のBDF再利用、休耕田などでの菜の花栽培へと、地域内で資源が循環する仕組みへと発展してきた取組。県内では、平成14年度から淡路島において「あわじ菜の花エコプロジェクト」が展開されている。
に	21世紀兵庫長期ビジョン	兵庫のめざすべき将来像と実現方向を県民主役で描いた指針（平成13年策定）。全県的な視点に立つ「全県ビジョン」と、圏域ごとに住民自らが地域の将来像を描いた「地域ビジョン」からなる。10年間の成果と新たな時代潮流を踏まえて平成23年12月に改訂。平成52年（2040年）を展望し「創造と共生の舞台・兵庫」をめざす。

	用語	解説
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。現在では、燃料電池自動車、家庭用の燃料電池開発など商品化に向けて各企業が努力をしている。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って、生物が合成したものであり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。燃焼させても大気中の二酸化炭素(CO2)を増加させない「カーボンニュートラル」という性質をもつ。
は	バイオマス活用推進計画	「バイオマス活用推進基本法」に基づき都道府県及び市町村が策定するバイオマスの活用の推進に関する計画
は	バイナリー発電	熱水や高温の蒸気をもつエネルギーを用いて沸点の低い物質(代替フロン等)を気化させて発電機を回す発電方式。
は	バッファゾーン	野生動物による農作物被害が深刻で、住民の取組意欲が高い地域の森林を対象に、人と野生動物の棲み分けを図る緩衝帯。森林の山裾を20～30mの幅で樹木を伐採し、見通しを良くすることで、野生動物の警戒心の向上を図り、被害抑制効果の向上が期待できる。
ひ	微小粒子状物質(PM2.5)	粒径2.5マイクロメートル以下の非常に微細な物質。火山灰や森林火災時に発生する自然由来のものに加え、石炭火力、あるいは自動車の排気ガスなどに含まれ、大気汚染の原因物質となる。
ひ	ヒートアイランド現象	都市化による地表面被覆の人工化(建物やアスファルト舗装面などの増加)やエネルギー消費に伴う人工排熱(建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱)の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。
ひ	兵庫県環境学習環境教育基本方針	兵庫県における環境学習・教育の基本的方向を具体化し、兵庫ならではの特色ある施策を総合的かつ計画的に推進する運営指針を示したもの。環境学習・教育の推進に向け、県民、事業者、行政等が共有すべき理念や目標を示すとともに、それぞれの役割や立場に応じた取組のあり方を示している。
ひ	兵庫県環境基本計画	環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、その目指す方向と長期的な目標を示すとともに、基本的な施策の方向を明らかにする計画。平成8年6月策定、平成14年5月及び平成20年12月に改定。
ひ	兵庫県環境研究センター	県と連携して県民の安全・安心を確保するため、環境危機に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案するとともに、県の環境施策を専門的知見により支援し、環境事案に対し、産官学の連携により調査研究を行っている機関。
ひ	兵庫県建設リサイクル推進計画2011	循環型社会を構築し、建設副産物の再資源化等を推進するため、国の「建設リサイクル推進計画2002」及び建設リサイクル法第3条に規定する「県の実施に関する指針」を踏まえ、発生抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを基本とする建設リサイクルの推進を図るために策定された計画。平成23年4月策定。
ひ	兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン	国の「次世代自動車充電インフラ整備事業」に基づき、県内における次世代自動車の充電インフラ整備を促進するため策定した県計画。本ビジョンに合致し、公共性を有する充電設備を設置する場合、国補助金の補助率のかさ上げ対象となる。
ひ	兵庫県自動車NOx・PM総量削減計画	自動車交通が集中する大都市域における大気環境基準を達成するため、自動車NOx・PM法に基づき、関係機関で構成する協議会において目標や対策などを検討し、県が策定する計画。

	用語	解説
ひ	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策推進法に規定されている地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする民法法人（財団法人・社団法人）又は特定非営利活動法人（NPO法人）を、都道府県又は指定都市等に一つに限り、センターとして指定することができることとされており、兵庫県は(公財)ひょうご環境創造協会を平成12年4月1日に指定している。
ひ	兵庫県廃棄物処理計画	一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に関する施策を盛り込み、本県における廃棄物行政の指針として策定したもの。平成14年3月策定。平成19年4月及び平成25年3月改定。
ひ	兵庫県分別収集促進計画	容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、県内全市町が策定した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに県としての分別収集促進のための施策を示したもの。平成25年9月第7期計画策定。
ひ	ひょうごシカ肉活用ガイドライン	シカの捕獲時やシカ肉の処理過程での衛生管理を高めることにより、食肉としてのシカの付加価値を上げ、有効に活用していくための考え方や方法をまとめたガイドライン。衛生的で安全なシカ肉の確保を図るために必要な捕獲、搬入、と殺解体、処理方法、食肉販売等の際の取り扱い事項について記載している。
ひ	ひょうご循環社会ビジョン	来るべき循環型社会のあるべき姿を明らかにするとともに、地方からの積極的な情報発信を行う必要があるとの観点から、単なる既存事業や既存施策の枠組みにとらわれることなく、長期的な視点に立った、廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の方向を示したビジョン。平成13年5月策定。
ひ	兵庫地域公害防止計画	環境基本計画に基づき、公害の著しい地域について、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県知事が策定する地域計画。平成24年3月改定。
ひ	兵庫ビオトーププラン	“生き物との共生” “多様な地域生態系の保全” “豊かな風土アイデンティティの醸成” を理念に掲げ、兵庫県内の生き物と生息場所の環境特性をまとめたプラン。平成7年策定。
ふ	浮遊粒子状物質（SPM）	SPM = Suspended Particulate Matterの略。大気中の粒子状物質のうち、粒径10 μm以下のものをいう。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
ほ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	PCB = Poly Chlorinated Biphenylの略。工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止となっている。
め	メガソーラー	出力1メガワット（1,000キロワット）以上の太陽光発電設備。
ら	ラムサール条約	昭和46年2月2日にイランのラムサールで採択された、湿地に関する条約。平成25年10月現在、締約国168ヶ国、条約湿地数は2,165湿地です。県内では、「円山川下流域及び周辺水田」が平成24年度に登録されている。
れ	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブック。本県では、兵庫県版レッドデータブックを平成7年に他県にさきがけて策定し、その後、順次改訂作業を分野別に進めている。
L	L R T（Light Rail Transit）	低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム。近年、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として再評価されている。